

令和7年第3回定例会

令和7年 9月 2日 開会
令和7年 9月 22日 閉会

網走市議会

令和7年網走市議会第3回定例会会議録目次

[9月2日（火曜日）第1日]

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員	2
開会宣言	2
本日の会議録署名議員	2
諸般の報告	2
日程第1 会期の決定	2
市長のあいさつ	3
日程第2 認定第1号～第4号	4
監査委員決算審査報告	5
井戸議員（動議）	8
日程第3 議案第1号～第11号	8
散会	10

[9月4日（木曜日）第2日]

議事日程	13
本日の会議に付した事件	13
出席議員	13
説明のため出席した者	13
事務局職員	13
開議宣言	14
本日の会議録署名議員	14
日程第1 議案第1号～第11号	14
散会	14

[9月9日（火曜日）第3日]

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
説明のため出席した者	17
事務局職員	17
開議宣言	17
本日の会議録署名議員	17
日程第1 一般質問	17
深津議員	18
永森健康福祉部参事監	18
高橋学校教育部長	18
田邊市民環境部長	21
里見議員	23
田邊市民環境部長	21
高橋学校教育部長	24

伊倉社会教育部長	24
古田議員	25
佐藤農林水産部長	25
高橋学校教育部長	26
田邊市民環境部長	26
古都議員	27
秋葉企画総務部長	28
田邊市民環境部長	29
永本議員	33
結城健康福祉部長	33
石垣議員	42
田邊市民環境部長	42
延　　会	45

[9月10日（水曜日）第4日]

議事日程	47
本日の会議に付した事件	47
出席議員	47
説明のため出席した者	47
事務局職員	47
開議宣告	47
本日の会議録署名議員	47
日程第1 一般質問	48
金兵議員	48
水谷市長	48
結城健康福祉部長	49
北村観光商工部長	51
秋葉企画総務部長	52
小松企画総務部参事監	53
立花建設港湾部長	54
高橋学校教育部長	55
田邊市民環境部長	57
村椿議員	57
立花建設港湾部長	57
結城健康福祉部長	58
秋葉企画総務部長	63
高橋監査事務局長	66
水谷市長	66
平賀議員	66
水谷市長	67
北村観光商工部長	69
結城健康福祉部長	70
田邊市民環境部長	70
高橋学校教育部長	72
木野村教育長	73
秋葉企画総務部長	74

[9月11日（木）第5日]

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
説明のため出席した者	85
事務局職員	85
開議宣告	86
本日の会議録署名議員	86
日程第1 委員会審査報告（議案第1号～第11号）	86
日程第2 意見書案第1号及び委員会審査報告（陳情第5号）	87
日程第3 議案第12号～議案第14号	87
日程第4 委員会審査報告（議案第12号～第14号）	88
散会	89

[9月22日（月曜日）第6日]

議事日程	91
本日の会議に付した事件	91
出席議員	91
説明のため出席した者	91
事務局職員	91
開議宣言	92
本日の会議録署名議員	92
日程第1 委員会審査報告（認定第1号～第4号）	92
村椿議員（討論）	93
井戸議員（討論）	94
日程第2 議案第15号	95
日程第3 委員会審査報告（議案第15号）	95
日程第4 議員の派遣について	96
日程第5 その他会議に付すべき事件	96
閉会宣言	96

9月2日 (火曜日) 第 1 号

令和7年第3回定例会
網走市議会会議録第1日
令和7年9月2日（火曜日）

○議事日程第1号

令和7年9月2日午前10時00分開会
日程第1 会期の決定
日程第2 認定第1号～第4号
日程第3 議案第1号～第11号

議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計
画の変更について（同）
議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計
画の策定について（同）

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定（決定）
に付した
事件（1）
認定第1号 令和6年度網走市各会計歳入歳出決
算について（説明）
認定第2号 令和6年度網走市水道事業会計の利
益の処分及び決算について（同）
認定第3号 令和6年度網走市簡易水道事業会計
の利益の処分及び決算について
(同)
認定第4号 令和6年度網走市下水道事業会計の
利益の処分及び決算について（同）
議案第1号 令和7年度網走市一般会計補正予算
(同)
議案第2号 令和7年度網走市国民健康保険特別
会計補正予算（同）
議案第3号 令和7年度網走市介護保険特別会計
補正予算（同）
議案第4号 令和7年度網走市後期高齢者医療特
別会計補正予算（同）
議案第5号 令和7年度網走市水道事業会計補正
予算（同）
議案第6号 網走市職員の育児休業等に関する条
例及び網走市職員の任免及び服務に
関する条例の一部を改正する条例制
定について（同）
議案第7号 網走市水道事業給水条例の一部を改
正する条例制定について（同）
議案第8号 網走市下水道条例の一部を改正する
条例制定について（同）
議案第9号 網走市議会議員及び網走市長の選挙
における選挙運動の公費負担に関す
る条例の一部を改正する条例制定に
ついて（同）

○出席議員（15名）

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
栗田政男
里見哲也
立崎聰一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
古都宣裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員（1名）

澤谷淳子

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
企画総務部参事監 小松広典
市民環境部長 田邊雄三
健康福祉部長 結城慎二
健康福祉部参事監 永森浩子
観光商工部長 北村幸彦
建設港湾部長 立花学
水道部長 柏木弦
庁舎整理室長 武田浩一
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 日野智康
財政課長 小西正敏

教 育 長 木野村 寧
学校教育部長 高 橋 善 彦
社会教育部長 伊 倉 直 樹

監 査 委 員 藤 原 誉 康
監査事務局長 高 橋 勉
選管事務局長 高 井 秀 利

○事務局職員

事 務 局 長 岩 尾 弘 敏
次 長 本 橋 洋 樹
総務議事係長 和 田 亮
総務議事係 平 間 公 稔
係 山 口 謙

午前10時00分開会

○松浦敏司議長 おはようございます。

ただいまから、令和7年網走市議会第3回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告いたします。

欠席、澤谷淳子議員。

○松浦敏司議長 本日の会議録署名議員として、平賀貴幸議員、井戸達也議員の両議員を指名いたします。

○松浦敏司議長 次に、諸般の報告は、お手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

なお、監査委員から、例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

また、市長から継続費精算報告書について、令和6年度網走市の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について並びに網走市土地開発公社、株式会社網走振興公社、株式会社網走観光振興公社及び一般財団法人北方文化振興協会に関する経営状況の説明書の提出、さらに、物損事故に関わる和解及び損害賠償額の決定の専決処分の報告の提出があり、また、教育委員会教育長からは、網走市教育委員会事務点検評価報告書の提出があり、それぞれ法令に基づき提出されましたので、お手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○松浦敏司議長 次に、議員派遣についてであります。議長において、網走市議会会議規則第125条の規定に基づき、お手元に配付しております議員派遣の報告のとおり派遣しましたので、報告いたします。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○松浦敏司議長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

まず、議会運営委員長から、本定例会の会期及び運営に関する諸般の事項について発議を求めます。

井戸達也議会運営委員長。

○井戸達也議員 一登壇一 本日をもって招集されました、本年第3回定例会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る8月29日午後3時から議会運営委員会を開催しましたので、ここに、その結果を御報告申し上げ、併せて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと存じます。

まず、議運当日におきます本定例会の付議予定案件は、認定4件、議案11件、その他会議に付すべき事件1件の合わせて16件、さらに、今議会で関係常任委員会に付託されます請願1件であります。また、一般質問は通告期限までに9名の議員から通告がなされたところであります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は、本日から9月22日までの21日間とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願いを申し上げまして、当委員会の結果報告といたします。

○松浦敏司議長 ただいま、議会運営委員長から報告と発議がありましたが、そのとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議がありませんので、本定例会の会期は、本日から9月22日までの21日間とし、運営に関する諸般の事項につきましても、発議のとおり決定いたしました。

なお、会期中の審議日程及び本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもってお手元に配付しておりますから、それによ

って承知願います。

○松浦敏司議長 それでは、ここで開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 令和7年第3回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御参集をいただき、御審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案を申し上げております案件は、基幹系システムの標準化経費、農業機械の導入に対する補助金、網走厚生病院農脳神経外科の運営に対する支援金、スキー場整備費などの一般会計補正予算のほか、国民健康保険などの特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更及び策定について、網走市職員の育児休業等に関する条例及び網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例、網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例、網走市下水道条例の一部を改正する条例などについてであります。

議案の細部につきましては、後ほど各担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、最近の主な行政諸般の動向について、その概要を御報告申し上げます。

初めに、農業についてですが、今年は3月の降雪による融雪の遅れや降雨の影響を受け、農作業は平年より遅く始まり、その後は全般的に気温や日照時間は高く推移いたしましたが、7月全般の降水量が少なかったことから、農作物の品質や収量に影響が出ております。

秋まき小麦は平年より早く、7月18日から収穫作業が始まり、7月26日に終了しております。収量は、高温、干ばつの影響により登熟期間が短縮されたことで、細麦傾向にあり、10アール当たり667キログラムと計画を下回る見込みですが、品質は平年並みの見込みとなっております。

春まき小麦と二条大麦につきましても、生育が平年より早かったことから、収穫作業はどちらも7月31日に終了しております。収量は、春まき小麦は10アール当たり450キログラムと計画よりやや下回る見込みで、二条大麦につきましても、10アール当

り374キログラムと計画を下回る見込みとなっております。

なお、品質につきましては、春まき小麦、二条大麦とも平年並みの見込みとなっております。

バレイショは、平年と比べて生育は8日早く推移しておりますが、塊茎は小粒傾向で、収量、でん粉化はやや悪い見込みとなっております。

てん菜は、平年に比べて生育は2日早く、根の肥大化も順調に進んでおり、収量、糖分共に平年並みの見込みとなっております。

牧草の2番草は、平年より10日遅くなっています。

なお、気象庁が発表したオホーツク海側の向こう1か月の天候の見通しは、気温は平年より高く、降水量と日照時間は平年並みとの見込みとなっており、このまま順調な生育を期待しているところであります。

次に、漁業についてでありますが、7月末までの網走漁協の漁獲状況は、漁獲量が2万8,933トンで、対前年比96%、金額49億1,931万円、対前年比121%となっております。

魚種別では、ホタテの漁獲量は対前年比93%、金額は対前年比184%となっております。

サケ定置網漁業は9月6日から開始される予定となっております。さけます・内水面水産試験場の来遊予想では、網走を含むオホーツク東部海域は、昨年実績の56%と大変厳しい予想となっておりますが、予想を覆す来遊と豊漁に期待しているところであります。

次に、7月末までの西網走漁協の状況でありますが、漁獲量2,340トン、対前年比66%、金額10億4,380万円、対前年比97%となっております。

網走湖のシジミは、漁獲量で対前年比162%、金額で139%となっております。

能取湖のホタテは、漁獲量で対前年比141%、金額328%と、漁獲量、金額ともに上回っております。

ホッカイエビ漁は7月11日から7月31日まで行われ、漁獲量対前年比137%、金額132%となっております。

次に、観光の動向についてでありますが、4月から6月までの第1四半期における市内全体の延べ宿泊者数は、前年比95%となっております。4月から7月までの網走湖畔4ホテルの利用状況は、延べ宿泊者数が3万6,566人で、前年比99%、このうち外

国人観光客の延べ宿泊者数は5,722人で、前年比78%となっております。7月に日本で大地震といった風評の影響から、香港の宿泊者数が大きく減少したことが原因と考えております。

次に、4月から7月までの観光施設の入館者数ですが、オホーツク流氷館は4万3,131人で、前年比105%、博物館網走監獄8万5,000人、前年比100%という状況になっております。

次に、オホーツク網走マラソン2025についてであります。最終のエントリー数はフルマラソンの部で2,731名、5キロの部303名、3キロの部106名で、全体では3,140名となり、過去最高を記録いたしました。このうち、道外からのエントリー数は1,303名、海外からのエントリー数は63名となっております。

昨年との比較では、全体で95名の増となり、初めて全ての種目において定員を超えるエントリーをいたしましたほか、フルマラソンでは昨年より1か月半ほど早い5月18日に受付を終了したところであります。

また、一般財団法人アールビーズスポーツ財団によるマラソンチャレンジカップ年間大賞の表彰式が8月1日に行われ、オホーツク網走マラソンが主催者部門の初代大賞を受賞いたしました。全ての関係者の皆様に改めて感謝を申し上げるとともに、ランナー目線による大会運営を心がけ、9月28日の開催に向け準備を進めてまいります。

次に、建設工事についてでありますが、8月までの発注率は約73%と、例年並みであります。豆類ラック・燥施設の工事により、発注額は約35億円と、例年より増加しております。引き続き市民生活の安全・安心のための基盤整備を進めてまいります。

以上、行政諸般の動向について申し上げましたが、議員の皆様を初め、市民の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、今定例会の開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○松浦敏司議長 次に、日程第2、認定第1号から認定第4号までの4件を一括して議題といたします。

初めに、認定第1号令和6年度網走市各会計歳入歳出決算について、提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 一登壇 ただいま御上

程いただきました、認定第1号令和6年度網走市各会計歳入歳出決算について、提案理由とその概要について御説明申し上げます。

この決算は、地方自治法第233条第3項の定めるところにより、会計管理者から市長に提出があったものを監査委員の審査に付し、その意見をつけて本市議会の認定をお願いしようとするものでございます。

皆様方に配付しております決算関係の資料は4部でございます。

網走市各会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、主要施策の成果等報告書、監査委員の網走市各会計歳入歳出決算審査意見書でございます。

それでは、各会計の決算概要につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

主要施策の成果等報告書の1ページ、2ページを御覧願います。

この表は、各会計決算額総括表でございます。

まず、一般会計でございますが、歳入決算額は304億3,596万577円で、歳出決算額は302億7,576万9,045円でございます。歳入歳出差引では1億6,019万1,532円の余剰金が生じましたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

なお、このうち8,986万円は、令和7年度への繰越事業の財源となるもので、これを除く実質収支額は7,033万1,532円となります。

次に、市有財産整備特別会計でございますが、歳入決算額は6,630万2,351円で、歳出決算額は4,803万3,164円でございます。歳入歳出差引では1,826万9,187円の余剰金が生じましたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入決算額は36億177万1,626円で、歳出決算額は35億9,469万2,077円でございます。歳入歳出差引では707万9,549円の余剰金が生じましたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

次に、網走港整備特別会計では、歳入決算額は6,998万1,891円で、歳出決算額は8億5,645万4,949円でございます。歳入歳出差引では7億8,647万3,058円の不足が生じましたので、これを翌年度の繰上充用金をもって補填いたしました。

次に、能取漁港整備特別会計では、歳入決算額は3,863万836円で、歳出決算額は1億6,838万8,212円でございます。歳入歳出差引では1億2,975万7,376円の不足が生じましたので、これを翌年度の繰上充

用金をもって補填いたしました。

次に、介護保険特別会計では、歳入決算額は38億4,005万3,803円で、歳出決算額は36億8,155万2,554円でございます。歳入歳出差引では1億5,850万1,249円の余剰金が生じましたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額は6億7,833万9,957円で、歳出決算額は6億7,809万2,912円でございます。歳入歳出差引では24万7,045円の余剰金が生じましたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

このほか、細部につきましては、決算書及び関係資料を後ほど御覧願います。

以上、認定第1号令和6年度網走市各会計歳入歳出決算について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○松浦敏司議長 次に、監査委員から、本決算について監査意見の報告をお願いします。

藤原誉康監査委員。

○藤原誉康監査委員 一登壇一 ただいま御上程いただきました、令和6年度網走市各会計歳入歳出決算に関しまして、審査の結果を御報告申し上げます。

さきに市長より送付がありました、令和6年度網走市各会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、令和6年度各会計歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書につきまして、計数の正確性、事務処理の適法性、財政運営の健全性などについて審査を実施したところでございます。

なお、審査に当たりましては、関係課より資料の提出を求め、併せて、必要に応じ関係職員から説明を受けて審査の参考といたしました。

審査の結果でございますが、一般会計、各特別会計の決算書及び附属書類は、法令の規定により調製されており、表示された計数は関係諸帳簿及び証拠書類により照合した結果、適正であり、予算の執行についても、おおむね適正に執行されていると認めたところでございます。

審査の内容につきましては、皆様のお手元に決算審査意見書をお配りしておりますが、その概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、一般会計についてでございますが、予算規模が前年度に比べ増えており、歳入では前年度に比べ寄附金や地方交付税などの増はあったものの、国庫支出金や道支出金などの減収が見られる中、基

金繰入金の活用により、所要の財源は確保されております。

また、歳出では総務費や公債費などが増となっており、予算計上した諸事業につきましては、おおむね計画どおり執行されており、所期の目的は達成されたものと認めたところでございます。

次に、特別会計についてでございますが、特別会計は六つの会計となっております。

このうち剩余额が生じた会計は、今、御説明ございましたように、市有財産整備、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の四つの特別会計となっております。

網走港整備と能取漁港整備の二つの特別会計については、歳入不足が生じており、翌年度の歳入による繰上充用金で補填されており、この二つの会計につきましては、引き続き土地の売却と利活用に努めるとともに、会計の一層の健全化が図られるよう、有効な対策を講じていくことが必要でございます。

次に、普通会計における令和6年度の財政分析状況についてでございますが、財政力指数は、前年度に比べ0.01ポイント減少し0.451となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度より0.3ポイント減少の15.8%となっております。また、経常収支比率につきましては前年度より2.3ポイント増の96.4%となり、引き続き財政構造の弾力性の改善に向けて、歳入歳出両面からの取組が必要と考えるところでございます。

今後の財政状況につきましては、歳出面では、人口減少や高齢化社会の進行による社会保障費の高止まり、老朽化に伴う公共施設やインフラ施設の維持更新など、費用負担の増加が見込まれる一方、歳入面では人口減少による経済規模の縮小に伴い、市税や地方交付税等の減少が見込まれることから、今後も厳しい財政状況が続くことと想定しております。

今後においても、社会情勢を見極めながら、国、道の支援制度や、限られた資源を活用し、デジタル技術等の活用により、より一層の効率的、効果的な事業の執行に努め、人口減少社会に向けた取組を着実に実行し、地域経済の活性化と、より一層堅実な行政財政の運営に取り組まれることを望むものでございます。

以上、申し上げまして、簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。

○松浦敏司議長 続いて、認定第2号令和6年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和6年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について及び認定第4号令和6年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算についての合わせて3件について、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○柏木弦水道部長 一登壇一 ただいま御上程いただきました、認定第2号から認定第4号令和6年度網走市公営企業の利益の処分及び決算について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、認定第2号水道事業会計でございます。

お手元にお配りしております令和6年度網走市公営企業会計決算書の7ページを御覧願います。

令和6年度網走市水道事業剩余额処分計算書(案)でございます。

この表は、資本剩余额及び利益剩余额の処分に関する計算書でございますが、決算に伴う未処分利益剩余额につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、記載のとおり処分しようとするものでございます。

次に、令和6年度水道事業会計決算についてでございますが、同法第30条の規定に基づき調整した決算を監査委員の審査に付し、その意見をつけて本市議会の認定をお願いしようとするものでございます。

決算書の3ページを御覧いただきたいと存じます。

1、決算報告書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額9億7,933万8,233円に対し、支出決算額8億2,405万260円となったところでございます。

次に、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額5億6,505万410円に対し、支出決算額10億776万2,949円となり、収支差引で不足する額4億4,271万2,539円は、当年度分消費税資本的収支調整額のほか、欄外に記載の資金をもちまして補填をしております。

次に、5ページの損益計算書でございますが、先ほど収益的収入及び支出について御説明いたしましたが、この結果、下段に記載の当年度純利益が1億977万5,751円となったところでございます。

以下、17ページまでは財務諸表、18ページから23

ページ上段までは事業報告書、23ページ中段から24ページまでは会計に関する書類における注記となっておりますので、御一読いただきたいと存じます。

続きまして、認定第3号令和6年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について御説明申し上げます。

決算書の31ページを御覧ください。

令和6年度網走市簡易水道事業剩余额処分計算書(案)でございます。

決算に伴う未処分利益剩余额につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、記載のとおり処分しようとするものでございます。

次に、令和6年度簡易水道事業会計決算についてでございます。

決算書の27ページを御覧願います。

1、決算報告書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額1億419万8,779円に対し、支出決算額8,125万7,831円となったところでございます。

次に、28ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額2,090万円に対し、支出決算額6,562万4,932円となり、収支差引で不足する額4,472万4,932円は、当年度分消費税資本的収支調整額のほか、欄外に記載の資金をもちまして補填をしております。

次に、29ページの損益計算書でございますが、下段の当年度純利益が2,102万4,673円となったところでございます。

以下、38ページまでは財務諸表、39ページから42ページ上段までは事業報告書、42ページ下段と43ページは会計に関する書類における注記となっておりますので、御一読いただきたいと存じます。

続きまして、認定第4号令和6年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について御説明申し上げます。

決算書の51ページを御覧ください。

令和6年度網走市下水道事業剩余额処分・欠損金処理計算書(案)でございます。

この表は、資本剩余额、利益剩余额及び欠損金の処理に関する計算書でございますが、決算に伴う未処分利益剩余额につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、記載のとおり処分しようとするものでございます。

次に、令和6年度下水道事業会計決算についてでございます。

決算書の47ページを御覧ください。

1、決算報告書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額16億3,973万5,038円に対し、支出決算額15億9,507万3,606円となったところでございます。

次に、48ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額4億5,424万8,190円に対し、支出決算額9億8,406万4,904円となり、収支差引で不足する額5億2,981万6,714円は、当年度分消費税資本的収支調整額のほか、欄外に記載の資金をもちまして補填をしております。

次に、49ページの損益計算書でございますが、下段の当年度純利益が2,292万8,178円となったところでございます。

以下、65ページまでは財務諸表、66ページから72ページまでは事業報告書、73ページと74ページは会計に関する書類における注記となっておりますので、御一読いただきたいと存じます。

以上、認定第2号から第4号まで、令和6年度水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計の利益の処分及び決算につきまして、提案理由を御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○松浦敏司議長 次に、監査委員から、本決算について監査意見の報告をお願いします。

藤原誉康監査委員。

○藤原誉康監査委員 一登壇一 ただいま御上程いただきました令和6年度網走市公営企業会計決算に関しまして、審査の結果を御報告申し上げます。

さきに市長より送付のありました、令和6年度網走市公営企業会計決算書及び財務諸表等につきまして、執行された事業の経営管理は適正であるか、公共性と経済性を基本として効率的に運営されているか、また、計数は正確であるかなどの点について審査を実施したところでございます。

なお、審査に当たりましては、細目資料の提出を求め、併せて必要に応じ関係職員から説明を受けて、審査の参考といたしました。

審査の結果でございますが、決算書及び財務諸表等はいずれも関係法令に基づいて調製されており、表示された計数も正確でありました。

また、経営成績や財務状態についても、適正に表示されているものと認めたところでございます。

審査の内容につきましては、皆様のお手元に決算

審査意見書をお配りしておりますが、その概要について御説明申し上げます。

令和6年度の網走市公営企業会計の決算につきましては、水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計の三つの事業会計を審査しております。

まず初めに、水道事業会計ですが、営業成績に関する収益的収支においては、収益の柱である給水収益の増益が見られました。これは、前年度、令和5年度に一般会計からの繰入金を財源とした水道基本料金の減免を実施したことによるものでございまして、前年度比の収益総額では減少しております。一方、給与総額においても前年度比で減となったことから、最終的に1億978万円の純利益が生じ、20年連続の黒字決算となっております。

財務内容に関する各指標につきましては、前年度に比べ数値の低下した指標が見られますが、純利益を確保しており、令和6年度の経営状況については、一定の安定度は維持したものと考えているところでございます。

しかしながら、人口減少に伴う給水需要の減少により、給水収益の減少傾向が見られ、一方で、老朽化した導水管を含む管路の更新や施設の維持管理など、多額の経費を要するものと見込まれることから、計画的な資金確保と、補助金等を活用するなど効率的かつ合理的な事業運営が図られるよう望むところでございます。

次に、簡易水道事業会計についてですが、収支決算は収益総額1億278万円に対し、費用総額8,176万円となり、純利益2,103万円多い黒字決算となっており、一定の安定度は維持されたものと考えております。

簡易水道事業は、一部の郊外地区における飲料水供給を担う事業であることから、小規模な事業運営となるため給水原価が供給単価を上回り、費用超過となっている厳しい運営状況でございますが、対象区域内に良質な水を供給する目的及び役割を欠かすことなく、効率的な事業運営を望むものでございます。

次に、下水道事業会計についてですが、事業収益総額は15億6,301万円に対し、事業経費の総額は15億4,009万円となり、純利益2,293万円の黒字決算となっております。

個別排水処理施設事業分を除く下水道事業分の経営分析指標の財政の安全性については、好転している数値が多く見られ、また、効率性については、有

収率の増加や使用料単価の指標が減少するなど、一定の安定度が維持されていると考えているところでございます。

これら水道に関する三つの会計においては、人口減少により水道料金及び下水道使用料の収入減が見込まれること、また、施設の老朽化が進み、維持管理費、更新費用が大きな負担になっていることなどが共通した事業運営の課題として今後も予想されます。

こうしたことから、国等の支援制度の活用など、計画的な資金確保を行い、より一層効率的、合理的な事業運営を図ることが望みます。

これらの水道関連事業は、市民が健康で快適な生活を営む上で欠くことのできないライフラインであります。このため、災害や事故に備えた施設の整備、復旧体制の構築を図るなど、将来にわたって安全で持続的なサービスの提供ができる事業運営に努められるよう望むものでございます。

以上、申し上げまして、簡単ではございますが、網走市公営企業会計決算審査の報告といたします。

○松浦敏司議長 以上で、認定第1号から認定第4号までの提案理由の説明を終了いたします。

〔井戸達也議員「議長」と呼ぶ〕

○松浦敏司議長 井戸達也議会運営委員長。

○井戸達也議員 一登壇一 この際、私から動議を提出いたします。

ただいま議題となっております、認定第1号令和6年度網走市各会計歳入歳出決算について、認定第2号令和6年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和6年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和6年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算については、名称を令和6年度各会計決算審査特別委員会と称し、委員の構成は、議長及び議会選出の監査委員を除く14名の議員をもって構成する特別委員会を設置して、これに付託の上、審査に付されたいと思います。

議員皆様の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、動議の提出といたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○松浦敏司議長 ただいま議会運営委員長から、お聞きのように動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立了しました。

それでは、直ちにこの動議を議題として、お諮りいたします。

本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

すなわち、一括上程中の認定第1号から認定第4号までは、議長及び議会選出の監査委員を除く14名をもって構成する令和6年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査に付することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました令和6年度各会計決算審査特別委員会委員の選任につきましては、先ほど申し上げたとおり、この宣言をもって行ったものとしますから御了承願います。

○松浦敏司議長 次に、日程第3、議案第1号から議案第11号までの、合わせて11件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 一登壇一 ただいま御上程いただきました、議案第1号から議案第4号まで、議案第6号、議案第10号及び議案第11号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第4号までの令和7年度網走市各会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計では8,663万2,000円を追加、国民健康保険特別会計では708万円を追加、介護保険特別会計では2億7,927万6,000円を追加、後期高齢者医療特別会計では79万8,000円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、各会計議案の第1表に記載のとおりでございます。

2、地方債の補正でございますが、一般会計で、社会教育事業債の限度額変更といたしまして、限度額1,320万円を追加しようとするものでございます。

変更の内容は、一般会計議案第2表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊の事項別明細書5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には、特定財源の

内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただくことで御了承いただきたいと存じます。

初めに、総務費の一般管理費では、基幹系システムのクラウド使用料として1,219万円の追加、同じく市民活動費では、西コミュニティセンターの運営負担金として112万円の追加、同じく戸籍住民基本台帳費では、国庫補助金の交付に伴う財源補正でございます。

民生費では、システムの改修費として、障がい者福祉支援事業で46万4,000円の追加、生活保護事務費で162万8,000円の追加でございます。

衛生費の保健衛生総務費では、網走厚生病院脳神経外科の運営補助金4,008万9,000円の追加でございます。

農林水産業費の農業振興費では、農業機械の導入などに対する補助金1,643万4,000円の追加でございます。

教育費のスポーツ施設整備費では、スキー場のゲレンデ整備費1,470万7,000円の追加でございます。
8ページを御覧願います。

この表は、地方債の現在高見込額に関する調書でございます。

以上が一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、前年度繰越金218万4,000円を追加しようとするものでございます。

次に、13ページを御覧願います。

国民健康保険特別会計でございますが、総務費では、前年度繰越金の基金積立金708万円の追加でございます。

次に、19ページを御覧願います。

介護保険特別会計でございますが、基金積立金では、前年度繰越金の基金積立金1億5,850万2,000円の追加、諸支出金では、前年度の精算に伴う返還金1億2,077万4,000円の追加でございます。

次に、25ページを御覧願います。

後期高齢者医療特別会計でございますが、広域連合への納付金79万8,000円の追加でございます。

次に、議案第6号網走市職員の育児休業等に関する条例及び網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料18ページ、資料3号を御覧願います。

1、改正の趣旨でございますが、育児を行う職員

の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2、改正する条例は、記載の2条例でございます。

3、改正内容でございますが、(1)会計年度任用職員の部分休業の取得要件の緩和。

(2)部分休業に新たな取得形態の追加。

(3)子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置。

(4)その他所要の改正でございます。

4、施行期日等は記載のとおりでございます。

次に、議案第10号及び議案第11号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更及び策定について、御説明申し上げます。

議案資料31ページ、資料7号を御覧願います。

本計画に道路整備を追加、変更するもので、嘉越辺地で1億6,500万円の追加、能平辺地で3億4,600万円への変更でございます。

次に、議案資料32ページ、資料8号を御覧願います。

策定する計画期間は令和7年度から11年度までの5年間。

事業内容は道路整備で、営清辺地で1億500万円の追加、山里辺地で1,900万円の追加、丸実辺地で1億4,600万円の追加でございます。

以上、議案第1号から議案第4号まで、議案第6号、議案第10号及び議案第11号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○松浦敏司議長 水道部長。

○柏木弦水道部長 一登壇一 ただいま御上程いただきました議案第5号令和7年度網走市水道事業会計補正予算について、議案第7号網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第8号網走市下水道条例の一部を改正する条例制定について、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第5号令和7年度網走市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

議案資料の17ページ、資料2号を御覧願います。

1、補正の理由でございますが、令和8年4月1日から委託を予定している業務について、本年度中に契約が必要となることから、債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

2、債務負担行為の内容でございますが、債務負

担任行為を行うとする事項は、上下水道事業検針・収納等業務委託契約。期間は、令和8年度から令和12年度まで。限度額は2億8,622万円とするものでございます。

続きまして、議案第7号網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案資料の25ページ、資料4号を御覧願います。

1、条例改正の趣旨でございますが、水道法第16条の2に基づく水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である「災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について」が示されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

2、内容でございますが、令和6年能登半島地震における給水装置等の復旧工事の遅れを踏まえて、災害その他の非常の場合において、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者が給水装置に関する工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

3、施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第8号網走市下水道条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

議案資料の27ページ、資料5号を御覧願います。

1、条例改正の趣旨でございますが、下水道法第25条に基づき下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である「標準下水道条例について」の改正に伴い、当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

2、内容でございますが、令和6年能登半島地震の排水設備等の復旧工事の遅れを踏まえて、災害その他の非常の場合において、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者が排水設備等に関する工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

3、施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第5号令和7年度水道事業会計の補正予算について、議案第7号網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について及び議案第8号網走市下水道条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案内容を御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○松浦敏司議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選挙管理委員会事務局長 一登壇一 た

だいま御上程いただきました、議案第9号網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案資料29ページ、資料6号を御覧願います。

改正の趣旨でございますが、公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における選挙運動経費の公費負担限度額が引き上げられましたことに伴い、これを準用している当該条例の関係部分につきまして、所要の改正を行うとするものでございます。

改正の内容でございますが、選挙運動用ビラ作成の公費負担上限単価を1枚7円73銭から8円38銭に、選挙運動用ポスター作成の公費負担上限単価を1枚2,975円から3,020円に改正しようとするものでございます。

条例の施行期日につきましては、公布の日から施行し、施行の日以後に期日を告示される選挙から適用しようとするものでございます。

以上、議案第9号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○松浦敏司議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

なお、ただいま上程されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、後日、各会派1名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は所管の常任委員会に付託し、細部審査を行うことになります。

○松浦敏司議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

開会当初に決定されました審議日程に従いまして、再開は4日午前10時としますから、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 松浦敏司

署名議員 平賀貴幸

署名議員 井戸達也

9月4日 (木曜日) 第 2 号

令和7年第3回定例会
網走市議会会議録第2日
令和7年9月4日(木曜日)

○議事日程第2号

令和7年9月4日午前10時00分開議
日程第1 議案第1号～第11号

○本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和7年度網走市一般会計補正予算
(各委員会付託)
議案第2号 令和7年度網走市国民健康保険特別会計補正予算(文教民生委員会付託)
議案第3号 令和7年度網走市介護保険特別会計補正予算(文教民生委員会付託)
議案第4号 令和7年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算(文教民生委員会付託)
議案第5号 令和7年度網走市水道事業会計補正予算(総務経済委員会付託)
議案第6号 網走市職員の育児休業等に関する条例及び網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定について(総務経済委員会付託)
議案第7号 網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について(総務経済委員会付託)
議案第8号 網走市下水道条例の一部を改正する条例制定について(総務経済委員会付託)
議案第9号 網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について(総務経済委員会付託)
議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について(総務経済委員会付託)
議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について(総務経済委員会付託)

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照

金兵智則
栗田政男
里見哲也
立崎聰一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
古都宣裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(1名)

澤谷淳子

○説明のため出席した者

市長	水谷洋一
企画総務部長	秋葉孝博
企画総務部参事監	小松広典
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
農林水産部長	佐藤岳郎
観光商工部長	北村幸彦
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
庁舎整理室長	武田浩一
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	日野智康
財政課長	小西正敏
教育長	木野村寧
学校教育部長	高橋善彦
社会教育部長	伊倉直樹

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	本橋洋樹
総務議事係長	和田亮
総務議事係	平間公稀

午前10時00分開議

○松浦敏司議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告いたします。

欠席、澤谷淳子議員。

○松浦敏司議長 本日の会議録署名議員として、山田庫司郎議員、栗田政男議員の両議員を指名いたします。

○松浦敏司議長 本日の議事日程は、お手元に配付した第2号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○松浦敏司議長 日程第1、既に一括上程中の議案第1号から議案第11号までの合わせて11件を議題とし、大綱質疑を行うわけですが、通告がありませんので、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○松浦敏司議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

今議会の審議日程に従いまして、各常任委員会において議案を審査するため、これより本会議は休会とし、再開は9月9日午前10時としますから御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時01分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 松 浦 敏 司

署名議員 山 田 庫司郎

署名議員 栗 田 政 男

9月9日 (火曜日) 第3号

令和7年第3回定例会
網走市議会会議録第3日
令和7年9月9日（火曜日）

○議事日程第3号

令和7年9月9日午前10時00分開議
日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問（深津議員、里見議員、古田議員、
古都議員、永本議員、石垣議員）

○出席議員（15名）

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
栗田政男
里見哲也
立崎聰一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
古都宣裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

財政課長 小西正敏
市民活動推進課長 田中靖久
健康推進課長 坂上貴幸
健康推進課参事 今野多賀子
水産漁港課長 渡部貴聰

教育長 木野村寧
学校教育部長 高橋善彦
社会教育部長 伊倉直樹
学校教育部次長 小中理司
学校教育課長 里見達也
学校教育課参事 中野敏博
社会教育課長 湯浅崇

○事務局職員

事務局長 岩尾弘敏
次長 本橋洋樹
総務議事係長 和田亮
総務議事係 平間公稀
係 山口諒

午前10時00分開議

○松浦敏司議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので、報告いたします。

欠席、澤谷淳子議員。

○欠席議員（1名）

澤谷淳子

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 田邊雄三
健康福祉部長 結城慎二
健康福祉部参事監 永森浩子
農林水産部長 佐藤岳郎
市民環境部次長 寺口貴広
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 日野智康
職員課長 高橋健司

○松浦敏司議長 本日の会議録署名議員として、立崎聰一議員、石垣直樹議員の両議員を指名いたします。

○松浦敏司議長 本日の議事日程は、お手元に配付した第3号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○松浦敏司議長 日程第1、一般質問を行います。
前例に従い、通告順に発言を許します。
深津晴江議員。

○深津晴江議員 一登壇一 民主市民ネット、深津晴江です。通告に従い、質問をいたします。

まず、子供の目についてです。

現在、スマートフォン、ゲーム機器、タブレットなどの普及により、目を酷使することが多い状況となり、目に関する様々な異常や病気となっていることが予測されます。

大人の異常もありますが、今回は成長・発達が著しい子供に焦点を当てていきたいと思います。

網走市においても、3歳児健康診査時に屈折検査を取り入れて、近視・遠視・乱視などの異常の早期発見に努めているものと捉えています。

そこで、まず乳幼児健診における目に関する問題の現状、症状・疾患・年齢別人数とその推移についてお伺いいたします。

○永森浩子健康福祉部参事監 乳幼児健康診査における、目に関する問題の現状についてであります。が、乳幼児の各健康診査では目に関するチェック項目があり、3から5か月児健診、1歳6か月児健診では、見え方の問題よりも目やにや充血などの症状に対する相談が見られる状況です。

また、3歳児健診では、従来の絵指標による視力検査に加え、スポットビジョンスクリーナーを令和4年度から導入し、健診を受けるお子さん全員に目の屈折検査を実施しております。

お子さんは、自分で見えにくいことに気づきません。また、片方の目だけ見にくいう場合は、保護者も気づきにくいことが多いので、この検査の導入はとても有用であり、従来の検査では見つけられなかつた目の異常も見つかっております。

スポットビジョンスクリーナーによる検査で精密検査が必要とされた児は、令和4年度は19.4%、令和5年度は17.7%、令和6年度は13.8%となっており、精密検査となった内容では、乱視が57.5%で最も多く、次いで遠視が16.3%、斜視が12.5%の順となっており、乱視と遠視、乱視と斜視など、重複している場合もあります。

精密検査の結果、弱視や遠視、乱視などが早期発見され、治療につながるケースも見られています。

○深津晴江議員 一定数、乱視などの異常が乳幼児期でも発見されているということがわかりました。

次に、児童生徒の健康診査などにおける視力と目に関する問題の現状、症状・疾患・学年別人数とその推移についてお伺いいたします。

○高橋善彦学校教育部長 市内小中学校におきまし

ては、毎年度、各校にて全児童生徒を対象とした健康診断において養護教諭等が視力検査を実施し、視力低下の状況などを確認しているほか、子供の成長段階に応じて、小学1年生、小学4年生、中学1年生を対象として、眼科医の訪問による眼科検診を学校にて実施しております。

眼科検診では、近視・遠視・乱視などの屈折異常や弱視などの眼疾患を早期に発見し、適切な治療につなげることを目的としており、検査の結果、目に異常が認められた児童生徒に対しては、さらに精密検査等を受診するよう、学校を通じて保護者に対して勧奨を行っています。

最近5年間の検査結果では、視力低下のほかに、結膜炎や眼瞼皮膚炎、麦粒腫、眼位異常といった、何らかの目の異常が認められた有所見者の割合は、受診者全体の2割から3割程度となっています。

また、実施学年別の有所見者率の推移ですが、小学1年生では約1割から3割、小学4年生では約2割から3割、中学1年生では約3割から4割程度であり、年度別で見ますと、緩やかな増加傾向にあると言える状況です。

○深津晴江議員 いろいろな疾患については、今、御答弁頂いたかと思うのですが、視力についての把握はどのような状況か、教えていただけますでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 今、有所見者率という答弁をさせていただきましたけれども、その有所見者率は視力低下の子がほとんどで、今、1年生、4年生、中1に関しては視力低下がほぼメインの部分です。

○深津晴江議員 ここにつきましては、毎年、視力検査をしているということですが、その現状についてはどのように把握なさっていらっしゃるのでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 失礼いたしました。毎年の健康診断の視力検査のお尋ねだったということですね。

毎年の視力検査に関しましては、養護教諭がメインとしてやっておりますので、その中で視力低下、例えば1.0未満の子に関しては、眼科医の受診の勧奨ですとか、そういった形でされているものと認識しております。

○深津晴江議員 数字的なところは、どのように押さえていらっしゃるでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 每年行っている視力検査

についての数字は、教育委員会では把握していません。

○深津晴江議員 先ほどの眼科医による眼科検診については、2、3割が何らかの所見を持っているということがわかりましたが、視力についても見ていくことが大事かと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 おっしゃるとおり、眼科医による検診のほか、毎年行っております視力検査も重要だと認識はしていますので、何らかの形で、どの程度、視力低下が各学年で進んでいるかというところは、今後、把握していくたいと考えております。

○深津晴江議員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

何らかの病気の状況もあるかとは思うのですが、視力低下というところを今回は大きなテーマの一つだと考えておりますので、ぜひ教育委員会でも把握し、その状況について適切に対処していただければと思っております。

次に行きます。

乳幼児から中学生までのスマートフォン、ゲーム機器、タブレットなどの電子機器使用の実態、例えば年齢・時間・姿勢などについて把握されていることをお伺いいたします。

○永森浩子健康福祉部参事監 まず、乳幼児のスマートフォンなどの電子機器の使用実態についてであります。5歳児相談のアンケートにおいて、お子さんのテレビ、スマホ、ゲームなどのメディアの接触時間を決めていますかの問い合わせに対し、2時間以上と回答した方は、令和5年度が44.1%で、令和6年度は43.8%でした。

今年度から開始した5歳児健診においても同様の質問をしており、5月から7月の3か月分の結果となりますが、2時間以上と回答している方は51.2%でした。

次に、小中学校の児童生徒における電子機器の使用実態ですが、各学校において独自で児童生徒や保護者を対象として実施する学校評価アンケートにおいて、幾つかの学校では関連する質問項目を設けているところもありますが、教育委員会が独自で市内全校の児童生徒を対象とした具体的な実態調査を実施した実績はございません。

その他、姿勢につきましては、調査は行っておりませんが、一般的にスマホやゲームなどの小型電子

機器の長時間の使用は、ストレートネックや猫背を引き起こすことがあるものと認識しております。

○深津晴江議員 5歳児で2時間以上使っている子供が約半分いるということが判明しました。この実態について、私としては大変問題視したいと思います。

きっと大人はもっと多いのだろうと思うですが、適切な利用・使用というのは大事かなと考えているところです。

今、御答弁を頂いたとおり、確かに姿勢が悪くて、ストレートネックなどの問題もあって、それは大人になってからも引き続いている問題だと考えておりますので、まず子供をどうするかということをしっかりと網走市で考えていただければと思います。

それでは、今、子供の目に関する実態について御答弁を頂きました。

目の問題について増加していると捉えているのか、電子機器使用との関連があるのか、成長途中にある子供に与える影響と今後の予測についてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○永森浩子健康福祉部参事監 目の問題についての認識ですが、文部科学省によると、近年、生活環境の影響による近視の子供が増加しており、その発症が低年齢化しているとされております。

このことから、子供の良好な視力を維持するためには、近視の発症と進行を予防することが大切だと考えられております。

また、日本眼科学会によると、子供の視覚が著しく発達する視覚の感受性期間は、生後3か月から1歳半までが最も高く、その期間が過ぎてしまう6歳以降では、視覚の獲得が難しくなると言われております。

スポットビジョンスクリーナーの実施や5歳児健診は、開始してからの期間がまだ短いため、今後の推移を見る必要がありますが、一般的に子供の視力が伸びる時期のメディアの長時間使用により、近視や弱視などの視力の低下や、内斜視につながるおそれはあると認識しております。

○深津晴江議員 おっしゃるとおりだと思います。

スマホ育児という言葉があるくらい、乳幼児からスマートフォンを見せるとか、幼児の早い時期からゲームで遊ばせている状況があると把握しております。

育児に対して負担感を抱えている子育て中の方

に、一概に制約をしたり、禁止したりすることは難しい状況であると考えております。

また、市内には限られた眼科しかありませんので、異常時にすぐ受診するのが難しくなることも考えられます。

8月25日に愛知県豊明市が打ち出した条例案に注目が集まっています。全市民に向けて、仕事や学習以外でスマートフォンを使うのは1日2時間以内を目安にと促す内容です。

豊明市は、ネットの長時間利用、特にゲームやSNS、動画視聴の過度な使用が生活リズムや親子関係、家庭環境に悪影響を与えるとして、独自の対策を盛り込んだスマートフォン等の適正使用の推進に関する条例案を9月定例議会に提出しました。市議会で可決・成立されれば、10月に施行されることが報道されております。

この条例の賛否はあり、目的は目の問題だけではありませんが、何らかの対応をしようとしていることにつきましては、私自身、理解したいと考えております。

そこで、子供の目に関する問題に対して、網走市はどうのに対応しようと考えているのでしょうか。また、問題が起きないような予防の対策も重要なと考えています。網走市の見解をお伺いいたします。

○永森浩子健康福祉部参事監　目に関する問題の対応と問題発生予防に向けた対策についてですが、視力の発達にはタイムリミットがあるため、弱視は小学生になる前に治療を開始することが望ましく、スポットビジョンスクリーナーによる3歳児健診での検査を継続し、必要な場合には精密検査や治療の勧奨を引き続き行ってまいります。

また、今年度より帯広盲学校との連携による相談体制を構築しており、年3回程度、コーディネーターの派遣を受け、子供の成長に応じた専門的な支援を受けられるよう、保護者や子供に対する相談会を実施しております。

スマホによる動画の視聴やゲームなどを一律に制限することは難しい時代だと考えますが、使い過ぎは目の病気につながり、将来、大人になった際に、緑内症や網膜剥離などの重い目の病気につながる場合もあることから、3歳児健診での子供たちの目を守るためにリーフレットの配布を継続し、メディアの時間は長くならないようにすること、目を休める時間をつくること、対象から30センチ以上目を離す

こと、外遊びの時間につくることなどについて、引き続き保護者へ周知してまいります。

○深津晴江議員　今、御答弁を頂いたことに関しては、ぜひ継続していただければと思います。

今回の目の問題に関して、今のところ、絶対的な解決策はない私自身も思っておりますが、できることから始めていく必要はあるものと考えています。

例えば、市が妊娠届出時に交付している母子健康手帳の変更です。基本的な記入欄や内容は同じですが、市町村ごとに異なる部分もあります。

私が把握している自治体では、視覚の発達や、先ほど御答弁がありました、視覚感受性期について、そして、目の状態のチェックについて記載されているものもあります。

現状、網走市が交付している母子健康手帳には、このような項目がありませんでした。母子健康手帳により、妊娠期から子供の視力に关心を持ってもらうことができるかもしれません。

そして、家庭における乳幼児期のスマートフォンなどの使用に意識を持ってもらえたなら、子供の目の健康は守られ、あるいは改善していくことが期待されています。この変更についてはいかがでしょうか。

○永森浩子健康福祉部参事監　議員がお示しの方法も含め、保護者への効果的な周知方法について研究させていただきたいと思います。

○深津晴江議員　ぜひ前向きに研究していただければと思います。

学校教育から保護者への周知はもちろん重要だと思っております。しかし、私は子供の力をもっと信じてよいのではないかと考えております。

現在、網走市はGIGAスクール構想の下、ICT教育を積極的に行っております。

タブレットを1人1台ですか、家庭ではゲーム機器などを実際に使用する児童生徒へ、直接、目の健康について伝える機会を繰り返しつくってみてはいかがでしょうか。

学校教育における前向きな対応が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長　児童生徒に対する今後の対策というところですが、先ほど議員がお示しのとおり、全国的に見ましても子供の視力低下が、今、いろいろな部分で出てきている状況だというところは認識しています。

今後、学校の授業における1人1台端末や電子黒板の活用がさらに進んでまいるところですが、端末の利便性を生かしつつ、子供たちの健康を守るために、養護教諭や担任と連携・協力して、端末の適切な利用のほか、目を大切にするという指導、周知について努めてまいりたいと考えております。

○深津晴江議員 よろしくお願ひいたします。

人生100年時代だと言われております。健康寿命をいかに延ばすかは、現代社会の重要なテーマの一つだと考えています。

スマートフォンで近視の進行からの失明人口が爆発的に増加する可能性が高いと、世界中の眼科医が恐れているという報告もあります。

このように、近視にならめがねやコンタクトレンズで矯正すればよいというだけでは済まない状況にあります。

25年後には10人に1人が失明するかもしれないと訴えている眼科医がいることをお伝えして、この質問は終わりたいと思います。

次に、防犯対策について質問させていただきます。

8月20日、神戸市において、エレベーター内で24歳の女性が刺殺されるという凄惨な事件が発生しました。被害者の恐怖と苦痛、そして、理不尽な犯行に対する無念の思いは想像を絶するものがあり、御冥福をお祈りいたします。

網走市においては、このような凶悪犯罪はないものの、重大な事件に至る可能性のある事案が発生していることは、市のメールなどで発信されているところです。

そこで、網走市における声かけ・つきまといなど、事案発生の実態を年齢別・性別別にお伺いいたします。

○田邊雄三市民環境部長 网走市における声かけ・つきまとい等の事案発生の実態についてですが、網走警察署に確認したところ、令和6年中の発生件数になりますが、被害に遭われた方が10歳未満・10歳代が19件で、うち女性の被害が11件。

被害内容は声かけ4件、つきまとい3件、容姿撮影6件、卑わい言動1件、身体接触3件、不安行為2件となっております。

20歳代以上については3件で、全て女性の被害です。内容はつきまとい、ストーカー、身体露出がそれぞれ1件となっております。

○深津晴江議員 私の独自調査による数字と大体同

じかなと考えております。

10歳未満・10歳代で19件について多い、少ないというところは難しいかと思いますが、このような事案が発生していることについては、重く受け止めていただければと思います。

未解決ですと、再犯と言つていいのかどうかわかりませんけれども、そういう可能性もあり、市民はとても不安に感じます。

事案発生の、例えば検挙に至ったかなど、てんまつについて把握されていることをお伺いしたいと思います。

○田邊雄三市民環境部長 声かけ・つきまとい等の事案の警察の対応等は公表されておりません。

○深津晴江議員 先ほどの神戸の事件も、繰り返しいろいろな部分で、犯罪と言つていいのでしょうか、起こしていたということがあります。

網走市においても、結果的にはてんまつがわからない、警察が公表しないということについてはわかりますが、やはり再犯の可能性は常に抱えている状況があるのだなということはわかりました。

それでは、次に、事案が起きている地域、あるいは地区がどこなのかについて、また、どのような特徴があるかについても併せてお伺いいたします。

○田邊雄三市民環境部長 最初に、事案が起きている地域・地区についてですが、網走警察署に確認したところ、網走市内の交番・駐在所別で、令和6年中、刑法犯認知件数が新町交番で52件、駒場交番で43件、呼人駐在所で5件、卯原内駐在所で2件、藻琴駐在所で3件の合計105件となっております。

次に、市内で発生した犯罪の特徴についてですが、令和6年中の状況として件数の多いもので、窃盗犯が52件の50%、暴行・傷害・脅迫・恐喝などの粗暴犯が26件の25%、その他として住居侵入・公務執行妨害・器物破損などが19件の18%となっております。

○深津晴江議員 交番別の数字の御答弁を頂きましたが、たしか市からのメールでは、例えば潮見何丁目で発生したとか、そういうふうに発信されているかと思いますが、その統計などは取っていらっしゃらないのでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 警察で公表している潮見ですか、どこどこということになっておりますけれども、それを交番別でまとめているというのが現在のことでしたので、交番別の集計しかないということになります。

○深津晴江議員 わかりました。

ただ、新町で52件ということで、事案が発生している約半分は市民が多いところということがわかつたかと思います。

冒頭の神戸市における事件では、複数の防犯カメラ映像をつなぐリレー方式の捜査を展開し、2日後に犯人逮捕に至りました。

網走市における防犯カメラの設置状況と、併せて網走市の防犯対策の現状と課題についてお伺いいたします。

○田邊雄三市民環境部長 初めに、市内の防犯カメラの設置状況についてですが、多くは店舗や住宅の一部などの民間施設などに設置しているものと認識しております。

公道など、屋外に市が設置している防犯カメラはありませんが、市の公共施設においては、不審者対策として施設の入り口付近に防犯カメラを設置しているところがございます。

次に、網走市の防犯対策の現状についてですが、不審者等の対策としては、網走市防犯協会による春の地域安全活動、秋に実施される全国地域安全運動、歳末特別警戒運動などの青色回転灯を設置した車両、通称青パトによる地域パトロールの実施や、こども110番の家として一般の住宅・理容店・郵便局などの協力の下、子供が不審者から声をかけられたり、身の危険を感じたりした際に、一時的に避難できるシェルター整備などに取り組んでいるところです。

また、防犯協会各支部による日常的な小学校登下校時の青パト巡回や、新入学時期には小学校の通学路を中心とした子供の見守り活動が実施されており、市は防犯協会等の活動に対し、支援・協力をしているところです。

また、町内会からの要望を踏まえ、防犯灯の設置により夜間の防犯・安全対策をしています。

次に、防犯対策の課題について、町内会などの他の地域活動も同様ですが、地域のパトロールなどの担い手が不足してきている状況にあると聞いております。

○深津晴江議員 店舗などの民間と、あと、施設についても防犯カメラを設置しているということの確認ができました。

最後に、何と言っても事件・事故を起こさせないことが重要だと考えます。そのための環境を整えていく必要があるかと思います。

その一つに、防犯抑止を目的に防犯カメラの設置が必要かと考えます。

例えば、先ほどの神戸市では防犯カメラ更新設置補助事業として、防犯カメラを設置した地域団体に対し、補助額、補助対象経費の2分の1以内で防犯カメラ1台当たり上限8万円の事業があります。

さらに、今回の女性が殺害された事件を受け、市長が防犯カメラ100台の増設やシステム整備の費用として6,500万円を補正予算に組み込み、9月議会に提案することが明らかになっております。

神戸の市長は、今回の事件は防犯カメラによって犯人が迅速に逮捕された、今後の犯罪の抑止に寄与すると述べております。

もちろん、網走市と神戸市では人口規模など、大きく異なると思いますが、このような姿勢で取り組んでいることがわかります。

網走市の防犯カメラ設置に向けた見解をお伺いいたします。

○田邊雄三市民環境部長 防犯カメラは録画映像が犯人の解決につながったり、証拠となったり、また、防犯カメラが設置されていることを表示することで、犯罪の未然防止となる効果があると認識しております。

一方、不特定多数が往来する公共空間での防犯カメラの設置は、個人情報・プライバシーの保護の観点から、その取扱いについては十分留意することが必要であると言われております。

市施設などについて、管理の目が届かない場所などの防犯の観点から、コミセン・学校開放を行う一部の施設では、施設内などの死角となる場所や見通しの悪い通学路となっているシェルター歩道へ防犯カメラを設置しており、その他の施設も含め、所管課において、施設状況等に応じ、今後も必要な箇所への防犯カメラの設置は検討していくこととしております。

○深津晴江議員 必要なところにはつけていくという前向きな御答弁を頂いたかなと思います。

私自身も、町中に防犯カメラが設置され、管理社会になることを望んでいるわけではありません。

ただ、現在は、先ほど御答弁がありましたとおり、パトロールなどソフト面での防犯対策を取っているということですが、今後の網走市的人口推計を考えますと、ソフト面だけでは厳しい状況になることが十分に考えられます。

課題として、なり手不足というところもございま

したので、現在、できているソフト面だけではなくて、ハード面での防犯対策も徐々に考えていきませんかという提案の趣旨です。

ほかに、網走市の施設内にせっかく設置している防犯カメラに録画機能がないことも判明いたしましたので、この件につきましては、改めて違う機会に改善を求めていきたいと存じます。

ぜひ網走市民の命と心の健康も守るようにお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○松浦敏司議長 ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

里見議員。

○里見哲也議員 一登壇一 希政会の里見哲也です。今日は市民向け情報リテラシーの啓発について伺います。

このリテラシーという言葉は、最近よく聞きますけれども、正しく理解して活用できる力ということで、情報を使いこなす力というような内容で伺います。

近年、生成A I やディープフェイクといった技術が急速に広がり、偽の情報が本物のように発信されている時代になりました。また、S N S の広告では、その仕組みに同調圧力や社会的な偏りを助長する要因があるとも言われています。つまり、情報はあふれているけれども、真実が見えにくい時代を、今、私たちは生きていると思います。

発信される情報には二つの性質があります。一つ目は、結果を知らせるための報告型の情報。これは、事実や出来事の経過・結果を伝えることが主な目的です。そして、二つ目は、何らかの行動を促すための誘導型の情報。これは、受け手に何らかのアクションを取らせることが目的です。

この二つは、見た目では同じニュースや情報に見えて、目的が異なります。後者は消費者被害に誘導する広告、また、最近、全国自治体を含めて政治的な関心を集めめるような同調圧力というのが多いように感じます。そして、S N S のいいねなど、クリックや情報登録において、個人情報を取得されるリスクなどがあると思います。

これらは発信者側の利益に直結することが多く、

意図的な印象操作やフェイク情報が紛れ込みやすい領域です。

網走でも、先日、網走市役所からのお知らせということで、網走市保健センターを名乗る不審な音声ガイダンスというのがありました。ホームページも含めて、この報道をしていただいたことには敬意を表するところですが、しかし、この発信を規制することには限界があります。

だからこそ、大事なのは受け取る側が見抜く力を持つこと。つまり、情報リテラシーが重要です。

特に子供たちにとって、S N S で出会う情報をそのまま信じてしまうことが大きなリスクになりますし、自分の情報が拡散されてしまうという影響の恐ろしさを知る必要があります。

一方で、デジタルが持つ利便性は有益でもあり、総務省としても、つい最近、つくろう、守ろう、安心できる情報社会、D I G I T A L P O S I T I V E A C T I O N という取組を始めました。

ここではI C T リテラシーという言葉で説明されていますが、様々な世代向けに情報通信技術、I C T を理解し、適切に活用できる能力についての啓発がされています。

そこで、伺います。

一つ目、現状認識を伺いますが、S N S 等、あるいは電話などの利用が拡大する中で、市民が同調圧力や隠された目的のある投稿によってトラブルに巻き込まれるリスクについて、市はどのように把握されていますか。

○田邊雄三市民環境部長 S N S 利用でのトラブルに巻き込まれるリスクですが、消費生活相談や警察からの特殊詐欺に関する情報での事後認知となり、それも全ての件数でもないため、把握することはできないと考えております。

○里見哲也議員 それを防止するという受け手側の、これはいい情報か、悪い情報かということを事件が起きる前に判断する能力について、ぜひ啓発を高めてほしいと考えているのですけれども、その辺りはどのように考えていらっしゃいますか。

○田邊雄三市民環境部長 消費生活、警察、様々な啓発活動の中で、そういうことを今やっておりますので、今のところ、事前にそういう事例が出たときに事例をお知らせするとか、そういうことが頻発している情報をお知らせするといったところが、今の対策になっているものと認識しております。

○里見哲也議員 これは、今すぐどうして、こうし

てということではないのですけれども、冒頭で申し上げたとおり、正しく理解して活用できるためには、そういった事例も踏まえて、こういうことは自分で判断しなければいけないと、そういうことの啓発につながるように、今後も努めていただきたいという願いがあります。

一方、教育の部分。情報リテラシー教育、学校教育もそうですし、市民教育もそうですが、市民向け啓発活動の中で、こうしたSNS特有のリスクの事例に触れているかどうか、これについて伺います。

○田邊雄三市民環境部長 SNS特有のリスクへの市民向け啓発活動についてですが、市民活動推進課の取組として、高齢者ふれあいの家や老人クラブなどで開催している消費者教育出前講座での消費者被害防止や特殊詐欺被害防止といった講演の中で、防犯協会・警察と共に行っている特殊詐欺防止の啓発、消費者協会と共に行っている消費者トラブル防止の街頭啓発などで配布しているチラシや、ホームページをはじめとする市の広報媒体において、SNS特有のリスクなどをお伝えしているところです。

また、投資・ロマンス詐欺といったSNS型の特殊詐欺被害報告・相談の増加に伴い、50歳代以下の若い世代、特に10歳代後半と20歳代の若年層の方からの被害報告や相談もあり、幅広い年齢層に広がっていることから、成人式、東京農業大学ホーツキャンパスでの入学式などで、防犯協会・警察と連携して、チラシなどの配布や被害事例の紹介などでSNS特有のリスクにも触れ、特殊詐欺被害防止などの啓発に取り組んでいるところです。

○高橋善彦学校教育部長 小中学校における情報リテラシー教育は、複雑化する情報社会において極めて重要な教育課題であり、大きく二つの側面があると考えています。

一つは、情報社会で生きる人間としての規範意識や倫理観を育む側面。もう一つは、情報や関連機器を安全かつ主体的に活用するための知識・技能を習得する側面です。

まず、情報社会における規範意識や倫理観を育む教育につきましては、主に道徳の時間において実施しており、SNSでのトラブルを題材とした教材も積極的に活用している状況です。

その学習を通して、小学校では文字だけのコミュニケーションの難しさや個人情報の保護等について、中学校では誤った情報の安易な拡散や誹謗中

傷、インターネット依存の問題等について、児童生徒が自身の日常生活を深く振り返る学習を行っております。

これらの学びを通じ、他者を尊重する心や健全なインターネット利用の在り方について、考えを深めております。

一方、情報メディアを安全に活用するための知識・技能を育む教育につきましては、主に学級活動の時間等において実践的に行われています。

具体的には、北海道教育委員会が作成した資料を活用した継続的な指導に加え、警察や民間企業、北海道教育委員会の外部講師を招いた出前授業や、親子で参加できるPTA研修会を実施することで、情報モラルやセキュリティーに関する実践力を高めております。

市内小中学校におきましては、それぞれの学校の状況に応じ、このような工夫した取組が行われております。学校間の先進事例を共有するなど、教育委員会としても、その取組を積極的に支援してまいります。

○里見哲也議員 ありがとうございます。今、言われた情報に対する健全な育成は、本当に子供さん方がこれから情報社会の中を生きていく上において、とても重要で基礎的な力になるのだろうと思思います。ぜひ、正しい推進をお願いしたいなと思います。

続いて、今後の施策として、例えば広報誌や各種団体の講座で、SNSに限りませんが、こういった投稿に巻き込まれるリスクについて、今回は音声ガイドで1を押してというガイドが流れても押さないでねというような、こういった新聞、網走市で出していただいた広報もありますけれども、今後の市民周知について、どのようなお考えをお持ちか、伺います。

○田邊雄三市民環境部長 SNS特有のリスクの市民周知についてですが、消費者被害防止の取組では、さきの議員への答弁のとおり、消費者教育出前講座、防犯協会・警察・消費者協会と共に行っている特殊詐欺防止のガイド啓発、若年層への啓発などで配布しているチラシや、ホームページをはじめとする市の広報媒体において、引き続き周知を図つてまいります。

○伊倉直樹社会教育部長 市民向けの情報リテラシーの講座の取組につきまして、引き続き答弁をいたします。

社会教育課では、市民が家庭や学校、地域社会において、現代的課題の解決策を自らデザインしていくきっかけづくりを目的とした講座を開設しておりまして、今年度は市民向けに情報リテラシーについて学習する講演会を開催いたします。

開催の日時は11月8日土曜日10時からで、エコーセンター2階大会議室を会場に、メディアリテラシー教育において豊富な実績を持つ一般社団法人日本メディアリテラシー協会代表理事の寺島絵里花氏を講師に迎え、インターネットとSNSを正しく楽しく便利に使おうと題し、様々な情報を自らの中で咀嚼し、主体的に活用していくための判断基準、すなわちメディア情報リテラシーの能力を養うことを目的としております。

市民の皆様には、本講座を通じまして、膨大な情報の中から正確性を見極める力、分析・評価する力、情報を理解した上で他者に発信する力を学んでいただき、情報リテラシーを高めてもらいたいと考えております。

○里見哲也議員 ありがとうございます。大変心強い取組だなと思います。

昨日、市役所のホームページを見たら、暮らしをデザイン、インターネットとSNSを正しく楽しく便利に使おうという講座があるようですから、こういったところにも、内容は講師にお任せかもしれませんし、担当部署はどうちらかわかりませんが、情報リテラシー、正しく理解して使いこなすといった部分に触れられるのだとは思うのですけれども、ぜひ危険防止もそうですが、これ以上、安心した世の中になるとは限りませんので、防犯につながることを願って、情報リテラシーの取組について、市としても推進をお願いしたいと思います。これは希望です。

以上で、私の質問を終わります。

○松浦敏司議長 ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

古田純也議員。

○古田純也議員 一登壇一 研政会の古田です。通告に従い、質問させていただきます。

海洋プラスチック問題とは、自然環境で分解されにくいプラスチックごみが不法投棄やポイ捨てなどによって海に流出し、海洋生態系や経済、人体へ悪影響を及ぼす深刻な環境問題です。

プラスチックは細かく碎かれ、マイクロプラスチックになり、食物連鎖を通じて有害物質を濃縮する可能性も指摘されており、2050年には海洋中の魚の重量をプラスチックが上回るとも予測されています。

そこで、お尋ねいたします。

市内沿岸部における海洋プラスチックの実態調査は行われているのでしょうか。網走市沿岸に漂着するプラスチックごみの種類や量など、把握状況をお聞かせください。

○佐藤岳郎農林水産部長 マイクロプラスチックに関する実態調査の実施及びごみの種類や量の把握状況についてありますが、網走市の沿岸部における海洋プラスチックの実態に関する情報などは、市では把握をしておりません。また、沿岸に漂着するプラスチックごみの種類、それから量などに関する調査・研究についても、市には知見がない状況です。

一方で、河川につきましては、2019年に網走川において網走川流域の海及び美幌博物館でマイクロプラスチックの調査が実施されている状況となっています。

○古田純也議員 現状はわかりました。

今、御答弁頂きました、2019年に網走川で調査が行われた。これは以前も3月に会派代表質問で質問させて御答弁頂きましたが、2019年に網走川で実施されたマイクロプラスチックに関する調査では、網走川は日本の河川の平均よりマイクロプラスチックが1桁少ないことが確認されたと御答弁頂きました。

採取、また、分析された調査の数字の評価は、どのように受け止めているのか、お伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長 2019年に実施されました、網走川におけるマイクロプラスチック調査の数字の評価についてでありますけれども、網走川で確認されましたマイクロプラスチックの平均重量につきましては、1立方メートル当たり0.061ミリグラムと、日本の河川におけるマイクロプラスチックの平均重量、これが0.44ミリグラムとなっておりますけれども、この7分の1ということで、非常に少ないことが確認されたところであります。

このマイクロプラスチックは一般的に都市化と関

連することが知られておりまして、当該流域地区の人口密度が低いことも結果に反映されていると思いますけれども、併せて、各自治体におけるごみの削減、リサイクルの取組、また、網走川流域の会で実施されております流域の一斉清掃も少なからず影響しているものと考えております。

今後についても、マイクロプラスチックごみを捨てないことが何よりも肝要でありまして、また、この流域の会の清掃活動などにより、マイクロプラスチックごみの削減に対する意識の醸成というものが重要だと考えておりますので、この活動に市としても積極的に支援していきたいと考えているところであります。

○古田純也議員 大変少ない数字、そして、意識を高めるための一斉清掃が毎年行われているということで、今後もその取組に対して期待したいと思います。

次に、網走市で生まれ育った子供たちが、地域の自然環境と深く関わりながら、持続可能な未来について考える力を育むことが重要だと考えております。特に、近年、深刻化している海洋プラスチック問題は、網走市の豊かな海と密接に関係しており、子供たちが身近な課題として学ぶ価値が高いと感じております。

そこで、お尋ねいたします。

網走市内の小中学校において、海洋プラスチック問題を扱った授業や学習活動は、現在、どのように実施されているのでしょうか。

環境教育の一環として、海洋ごみの調査や清掃活動などを通じて子供たちが主体的に学べるプログラムの導入について、見解をお聞かせください。

○高橋善彦学校教育部長 小中学校におきましては、網走の豊かな自然環境を題材とした環境教育を推進しており、海洋プラスチック問題についても各学校で特色ある取組を行っております。

小学校では、理科の授業でプラスチックが自然界で分解されにくいことや、海洋プラスチックごみを誤食するウミガメの事例などを通じて、児童が海洋環境保全の重要性を肌で感じられるように学習をしております。中学校でも、理科、社会科、英語の教科書において海洋プラスチック問題を取り上げられております。

また、児童会・生徒会活動やPTA活動、地域住民の方々と協力する勤労生産・奉仕的行事としまして、海浜清掃を実施したり、北海道博物館の学芸員

による出前授業を行ったりしている学校もございます。

子供たちは各教科等で学んだことを基に、海洋プラスチック問題をはじめとする環境問題について自ら課題を探求する主体的・対話的で深い学びを推進しております。

このように、小中学校において海洋プラスチック問題に関する主体的な学習の充実が図られているため、海洋ごみの調査や清掃活動などを全市的な統一プログラムとして新たに導入することは、現時点では考えていません。

しかし、今後も各学校の先進的な取組を共有し、子供たちが網走の豊かな自然を守ることに貢献し、未来の社会を自らの手で切り開く力を育んでいけるよう、教育委員会としても引き続き推進してまいります。

○古田純也議員 各学校、特色のある学びをしながら、また、小さいときから自然環境保全について意識を高めるというところも、本当に実状をお聞かせいただき、ありがとうございます。

続きまして、網走市は、清掃活動を可視化し、共有することで環境意識が高められるのではと、SNSを活用し、世界132か国以上で利用されている参加型アプリ、ピリカを2024年8月に導入しました。

ピリカは海洋プラスチック問題に対し、独自のテクノロジーと市民参加型のアプローチ型で取り組んでいる非常にユニークな存在です。

実際、網走市がピリカを導入した経緯について、お尋ねいたします。

○田邊雄三市民環境部長 ごみ拾いSNSのピリカは、海洋汚染や生態系に影響を与える一因であるポイ捨てごみの自然界への流出問題がきっかけで開発されたと伺っております。

当市が自治体版ピリカを導入した経緯として、海洋プラスチック問題が直接のきっかけではありませんが、従前より多くのボランティア団体や個人によるごみ拾い活動が行われてきた一方で、ポイ捨てが後を絶たず、美観を損ねる事案も散見されている状況にあったため、活動を見える化できるピリカを活用し、ごみ拾いの実施状況を定量的に把握することで、ごみ拾い活動の活性化や効果測定に活用できなかと考え、導入したところです。

○古田純也議員 導入経緯についてはわかりました。

最近、青いごみ袋を持って街中を歩いている方が

見受けられるのですけれども、実際、現在の登録者数の推移についてお尋ねいたします。

また、今後の登録の促進に向けた広報、啓発の取組についても、現時点での方針、計画があればお示しください。

○田邊雄三市民環境部長 ピリカの登録者数ですが、8月末現在で154件となっております。

自治体版を導入した昨年8月は69件であり、約2倍にはなりましたが、導入当初と比べ、最近の新規登録のペースは緩やかになってきており、引き続き市広報やリユース展などのイベントの機会を通じて、周知に取り組んでまいりたいと考えております。

○古田純也議員 登録数が伸び悩んでいるという部分をお聞きしましたが、今月20日にピリカまつり in A B A S H I R I がエコーセンターで開催されるようです。

全国から注目を受けたピリカーと言われる、ピリカを登録されている方が集結されるようですが、そこで、今後の取組として、このごみ拾いイベントで観光誘致できないものかと考えました。

環境と観光、そして、地域の活性化の三位一体の取組にして、非常に魅力的な観光資源になるのではないかでしょうか。網走市のように自然環境が豊かで地域の特色が際立っている場所で、ごみ拾いイベントを観光誘致に結びつけるのは大いにあると思います。

ただ、清掃活動だけではなく、自然を守る旅、流氷と海岸を美しくする旅など、ストーリー性を持った体験型観光として魅力化するという考えについて見解をお伺いいたします。

○田邊雄三市民環境部長 今月20日に開催予定のごみ拾いイベントですが、日頃からピリカを活用してごみ拾いをしている方、また、関心をお持ちの方に参加していただき、実際のごみ拾い活動や講演会を通じて、ポイ捨てごみ問題への理解と参加者間の交流を深めてもらうことで、ごみ拾いの輪を広げていくことを目的に行おうとしております。

道外からも、数名ですけれども、網走に来られ、イベントに参加する方がいらっしゃいますが、講演会をウェブ上でライブ配信する方法により、全国のピリカに参加してもらうことを想定しており、現時点でこの取組を観光と結びつけるところまでは考えておりません。

一方で、今回のイベントでは網走市の見どころの

一つである能取岬周辺のごみ拾いを計画しておりますが、日頃のごみ拾い活動を含め、ピリカに投稿することで、網走の魅力を発信し、それが網走へ行きたいという動機になる可能性もあるかと思いますので、議員の御提言も踏まえながら、今回のイベントに臨みたいと考えております。

○古田純也議員 わかりました。

以上です。

○松浦敏司議長 ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

古都宣裕議員。

○古都宣裕議員 一登壇一 まず、私からは市の倫理規定に関する課題について伺わせていただきます。

職員の倫理規定が未整備であることの認識について伺います。

地方自治体の運営において、行政職員の公正さや誠実さは、市民の皆様から信頼を頂くための最も重要な基盤の一つです。

まず申し上げたいのは、倫理規定とは、法律のように違反した場合に、直ちに処分を伴う法的拘束力を持つものではなく、むしろ職員一人一人が自らの行動を律し、市民との間に搖るぎない信頼関係を築くための行動指針である点です。

もちろん、法令遵守は行政に携わる上での最低限の前提条件です。しかし、それだけでは市民からの十分な信頼を得ることができません。法律を守ることは、必要条件であっても、十分条件ではなく、その上に市民の視点に立った公正さ、責任感、そして、社会的良識を持った行動が求められます。

こうした倫理観は、各職員の良識や経験に委ねられる面もありますが、それだけでは判断が人によつて異なり、時として誤解や不信感を招くことがあります。

そこで、多くの自治体では倫理規定を設け、全職員が守るべき基準を明文化し、市民にも公表することで、行政運営の透明性と一貫性を確保しています。

隣接する北見市においても、職員による倫理上の問題が指摘された事例がありました。

このような背景を踏まえると、網走市において職員対象の倫理規定がいまだに整備されていない現状は看過できない課題と考えます。

この現状について市長はどのようにお考えか、見解を伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 当市では、職員の倫理保持に当たりまして、職員研修や綱紀肅正に関する通知などにより対応をしているところです。

これまでに国家公務員倫理法に定める違反事例がないこと、また、同法では、地方公共団体に対しては努力義務となっていることから、現状として市職員の倫理規定は定めておりません。

○古都宣裕議員 現状、定めていないというのは調べた上でわかつっていたのですが、先ほど申し上げたとおり、倫理規定は法的な罰則を目的とするものではなく、市民と職員との信頼を守り続けるための行動の物差しです。

明確な規定があることで、職員一人一人が日々の業務でどのような行動を取るべきかが明らかになり、迷いや判断のばらつきが減ります。さらに、倫理規定は不適切な行動の予防だけでなく、問題の早期発見や是正にもつながります。

これは市民からの信頼を失う前に組織として対処できるという点で、行政運営の健全性を高める重要な役割を果たします。

こうした観点から、網走市においても職員の倫理規定を速やかに整備し、定期的な見直しを行うことが必要と考えますが、この必要性についてどのようにお考えでしょうか。見解を伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 他の自治体における倫理規定違反の事例を踏まえまして、倫理規定の策定が必要と考えております。

現在、策定に向けて、全道各市の状況を調査しているところです。

○古都宣裕議員 策定を前向きに調査していると受け止めましたけれども、策定に対してのスケジュール感を持っているか、伺いたいと思います。

どれくらいまでに形にしようとしているのか、暫定であっても、ある程度の期限などを持って当たっているのか伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 現状、各市の状況を調べておりまして、全道各市の職員担当会議でも、今回、倫理規定が議題となっております。

こうした状況を全部踏まえた上で策定をしたいと考えておりますので、遅くとも年度内には策定した

いと考えております。

○古都宣裕議員 前向きにつくっていただいているのだなということで認識いたしました。

次に、特別職の倫理規定が未整備であるとの認識について伺います。あえてこれは分けております。

市長や副市長といった特別職は、市政の方向性を決定し、組織全体を牽引する立場として、市民からの信頼を最も強く求められる存在です。

ここで改めて申し上げたいのは、倫理規定とは法律と異なり、罰則のためにあるものではなく、自らの行動を律し、市民の皆様に対して誠実公正な姿勢を示すための指針であるという点です。

先日、6月議会において、二元代表制や政治資金について、法的瑕疵を問うものではないという前提を明確にした上で、倫理観を問う質問をいたしました。

しかしながら、頂いた答弁は主に法的な面に留まっており、結果として、法律に違反しない限り問題はないという印象を与えかねないものでした。

法令遵守は当然の大前提ですが、市民の信頼を築き、維持するためには、それを超えた倫理的な行動や姿勢が不可欠です。全国的にも市長をはじめとする特別職に対して倫理規定を整備し、その基準を市民に示すことで、透明性と信頼性を高めている自治体は少なくありません。

網走市において、特別職を対象とした倫理規定が未整備である現状について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 国家公務員倫理法は一般職を対象にしており、特別職は職務の特殊性や高い政治性から適用されておりません。

また、特別職につきましては、地方自治法、公職選挙法、政治資金規制法といった法律の中で一定の法的規制が課せられているものと考えております。

○古都宣裕議員 特別職の方々は市政の最終的な責任を負い、その行動が市の評価、信頼に直結する立場にあります。

そのため、特別職が自らの高い倫理観を持ち、自発的に責任ある行動を取るための指針を明文化することは、極めて重要であると考えます。

全国の多くの自治体では、政治的な公平性や市民からの信頼確保を目的として、市長や副市長など、特別職にも倫理規定を設けているところがござります。

これにより、判断基準が明確化されるだけではなく、市民に対しても私たちはこの基準に従って行動しますという誠実なメッセージを発信できます。

網走市においては、特別職の倫理規定が整備されていない現状にありますが、今後の市政運営において市民の信頼を守り、より透明で誠実な市政を実現するために、この規定を整備する必要があると考えますが、所見をお聞かせください。

○秋葉孝博企画総務部長 一般職を対象にした倫理規定に、特別職を対象とすることは、特別職と一般職の職務・職責の違いからそぐわないものと考えております。

現在、調査中の全道各市の倫理規定の見直しが進められておりますので、こうした状況も踏まえながら検討してまいります。

○古都宣裕議員 そぐわないという一方で、状況を見て検討するという今の答弁は、ちょっと慎重な考え方なのだなというふうに受け止められます。

その上で、原則だけ確認させていただきたいと思うのですが、特別職についても市民にわかるような形の行動基準を示していく必要があると思うか、思わないか、その2択でお答えいただければと思います。

○秋葉孝博企画総務部長 まず、要綱、いわゆる規定を定めようと考えておりますが、この最高責任者は市長であって、市長が職員に対して指示するというものを、今、考えております。

こうした観点から、その責任者も同一に職員と一緒にになって行動基準が示されるというのは、そぐわないだらうと認識しております。

こうしたことから、各種の状況を踏まえながら、同じような規定の中に、どのような定めがいいのかを整理させていただきたいとお答えしております。

○古都宣裕議員 どちらなのか、よくわからない部分もありますけれども、そこは意見の一致が見られないのだなということで、次の突発事案における市の危機対応と意思決定の在り方について伺わせていただきます。

5月に行われた臨時議会において、発泡スチロール減容機の故障に伴い、ほかのまちの業者に処理を委託する形で140万円の支出が発生しました。

これは緊急だから仕方がない、金額としてそれほど大きくないという見方もあるかもしれません。

しかし、市の一般会計275億円における140万円は、国の予算115兆円の規模に置き換えると約58億

円に相当します。

もし国が58億円もの税金を、国内で可能な処理を調査もせず、外国企業に委託していたとすれば、国民から強い不信と批判を受けるのは当然だと思います。

事実、市内には処理機を保有する業者が存在したことが後から明らかになりました。それにもかかわらず、事前に確認や連絡が行われなかったのは、情報収集や地元業者との連携意識に欠ける対応であったと言わざるを得ません。市内に処理機を持つ業者がいたにもかかわらず、なぜ確認を行わず、ほかのまちの業者に委託する判断を下したのか、その意思決定の経緯と調査を怠った理由について明確にお答えください。

○田邊雄三市民環境部長 以前にもお答えしておりますが、市内で減容機を所有し、処理の受入れが可能な事業者が存在することの認識がなかったため、確認をしておりませんが、収集された発泡スチロール類は置き場所を取るため、約1か月間、保管しておくには相当のスペースを確保しなければならず、かつ、最終処分場の現状を考慮すると、そのまま埋め立てることは避けるという考え方の下、既に紙おむつの処理を委託している事業者に問い合わせたところ、受入れが可能とのことでしたので、そちらで減容処理することとしたところです。

○古都宣裕議員 今、確認がなかったとのことだったのですけれども、市内に減容機を保有する業者の有無を事前に調べていないということだと思います。仮に認識がなかったとしても、調べなかつたこと自体が問題のように思います。

今回ののような突発事案では、まず市内業者の可能性を確認するのが当然の順序ではないでしょうか。なぜ、その手続を省いたのか、それをよしとした理由を改めて教えてください。

○田邊雄三市民環境部長 今回、突発的に起きたところで、長期になるのか、短期になるのか、わからない中で、まずは短期的にどうするかを考えていたところです。

結果的には1か月程度の保管という中でやっていくといったときに、現在、取引等を行っている事業者に確認の上、やっていくというのが一番の確認がありましたので、その中で対応できる事業者がいたために、委託をして処理したところです。

○古都宣裕議員 その答弁を踏まえた上で、後の質問につなげたいと思います。

次に、行政は限られた財源を最大限に活用して、市民の負担を最小限に抑える責務があります。特に、突発的な事案への対応においては、既存の資源をどう活用できるかという柔軟性が問われます。

今回、減容機の修理や更新までの間、発泡スチロールを残りあと2週間確保するスペースがないとの理由で、業者委託が承認されました。しかし、そのとき、新庁舎は既に稼働しており、旧庁舎には物理的な空きスペースが存在していました。それにもかかわらず、市は無償譲渡会を予定しているから使えないという理由で、提案を却下しました。

140万円という支出を市民にお願いしながら、庁内のイベント予定を優先し、保管スペースの柔軟な活用を拒む姿勢というのは、市民感覚からすれば納得し難いものではないかと思います。

日程を調整する、使用範囲を限定するなど、工夫の余地はあったはずです。旧庁舎スペースの活用について、なぜ日程の調整や部分利用など、柔軟な運用を検討しなかったのか、また、保管より譲渡会を優先した判断の妥当性について、市としての見解を示してください。

○田邊雄三市民環境部長 旧庁舎の活用ですが、当時、庁舎内の各フロアには譲渡会の前ということもあり、庁舎移転前に使用されていた机や椅子、ロッカーなど、数多くの備品が保管されており、駐車場についても、公用車駐車場として活用されていたところです。

このように、旧庁舎は既に備品の仮置き場や駐車場という目的を持って活用されていたことから、保管場所として活用しなかったところです。

○古都宣裕議員 承知しました。

では、一つ確認させていただきたいのですけれども、残り2週間分の保管に必要な面積を算出し、旧庁舎の空きスペース、休憩所としているところなど、いろいろあったと思うのですが、物を寄せればスペースはできたと思うのですけれども、そうした作業を比較する、旧庁舎の空きスペースと比較するような作業を実施したかどうか、教えてください。

○田邊雄三市民環境部長 議員がおっしゃるようなことは実施しておりません。

○古都宣裕議員 実測や試算をしないで使えないと判断したことになってしまふと思います。

市民からすれば、140万円を支出する前に、せめてその計算をして、だからできないということの最低限の裏づけをするべきではなかったかと思います

けれども、いかがですか。

○田邊雄三市民環境部長 今回の発泡減容機の処理に当たっては、発泡スチロールが日々出てくるというところになります。

かなりの量が出てきて、それを保管というよりも処理していくことで、1か月ですけれども、かなりの量になることから、それを一部保管するものではなくて、一定程度、できれば全量、処理をしていかないと、残っているものについては、次に新しい機械が入ったときにも処理をすることになるのですけれども、そこは作業員の負担ですとか、様々なところが出てくるので、極力、処理をするというところで検討していたところです。

○古都宣裕議員 質問と答弁がずれていると思うのですけれども、僕の記憶では、機械が故障した日の後に、譲渡会の周知があったと思います。譲渡会自体の日程調整の可能性は検討されたのですか。

○田邊雄三市民環境部長 一定程度保管するという考えではなくて、処理をしていくという考えでありますので、保管につきましては検討しておりません。

○古都宣裕議員 検討していないということですね。

次の質問に行きますけれども、自治体間の連携は、災害や突発的な設備故障の重要なセーフティネットだと思います。

近隣市町や広域的なネットワークを活用することで、緊急時でもコストを抑え、市民の影響を最小限にとどめられる可能性があると思います。

今回の件では、発泡スチロールの処理を優先し、市外業者に140万円で委託する方針が議案として示されました。

私はその時点で本当にほかの選択肢がないのか、ほかの自治体や民間業者に確認したのかを質問しましたけれども、担当課からは調査していないとの回答でした。

私自身が他市に問い合わせたところ、行政間の正式な依頼でなければ対応できないという当然の返答がありました。

それにもかかわらず、市として正式な照会を行わず、余裕がないらしいという不確かな前提だけで判断したとすれば、それは行政としての職務を果たしていないことになると思います。

議案提出時点で、他自治体や民間業者への確認を一切行っていなかつたのは事実でしょうか。

また、なぜ正式な行政間の協議を経ずにできないだろうという印象で、140万円の支出を決めたのか、その根拠と責任について明確にお答えください。

○田邊雄三市民環境部長 他の自治体や広域対応の検討について、現在、斜網地域で廃棄物の広域処理の準備を進めているところですが、どの自治体も施設の老朽化や人材確保の問題などに伴い、廃棄物処理に課題を有していることは、既に共有されているところであり、一番排出量の多い当市の廃棄物を近隣のまちで処理するという検討には至りませんでした。

また、他の自治体への一般廃棄物の処分を委託する際は、法令の規定に基づき、処分する場所を指定し、あらかじめ処分方法等の詳細を通知することとなっておりますが、通常、その前段に当該自治体との間で協議が行われ、その協議に一定の期間を要することになります。

先ほどもお答えしましたが、その間にも収集されてくる発泡スチロールの保管場所の問題があり、処理を停滞させないためにも、既存の枠組みの中で協議の整っている市外業者への委託をしたところです。

○古都宣裕議員 今、答弁の中で、情報共有されないとあったのですが、これが、いつ、どの自治体の誰と、どのようなやり取りを行って共有されているのか、具体的に説明を頂きたいです。

特に、今回、全体的なゴミの問題ではなくて、問題になっているのは発泡スチロールのごみのみの話なので、そこまで情報共有されていたのかということが……。

もし記録がなければ、それは未確認というのと同義であると思います。

協議に時間がかかるのは理解しますけれども、時間がかかるから最初から試みなかったのか、時間がかかると認識しつつも可能性はないのかということで、一歩でも協議を始めたのかでは、大きな違いがあると思いますが、網走市としてはどちらだったのでしょうか。

○松浦敏司議長 暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時40分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

古津議員の質問に対する答弁から。

市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 現在、1市5町で取組を進めておりますけれども、1市5町は広域のごみの計画をつくっているところであります、そこで各市町のごみの処理の許容量を把握しておりますので、各町につきまして、網走市が出すごみの受入れの許容があるという認識は立っておりません。

○古都宣裕議員 1市5町については、そのようなデータを持っていたと。

逆に言えば、1市5町以外の部分は足りなかつたのかなと思うのですけれども、次に、市民の税金を使う判断というのは、規模の大小を問わず明確なプロセスと説明責任が伴うべきものだと思います。

特に、突発的な事案では限られた時間の中でも代替案やコスト削減の可能性を検討し、最も合理的で市民利益にかなう方法を選択する必要があると思います。

今回の発泡スチロール処理に関する判断というのは、代替案の検討や他の選択肢の調査がほとんど見られない感じなのですけれども、結果として140万円の外注を必要経費として処理した印象を受けます。

これは、現場任せで行われたのか、管理職レベルでも十分に議論されたのかが不明です。

この対応が、どのレベルで、どのような情報を基に意思決定されたのか、明確に教えてください。

○田邊雄三市民環境部長 今回の発泡スチロール減容機の故障に関しては、機械の修理、または購入の検討と併せ、その間の処理について検討する必要があったところです。

復旧までに約1か月間はかかると見込まれる中で、その間、収集されてくる発泡スチロールをどのような方法で処理できるのか、担当者からの報告を踏まえ、管理職、受託事業者を含め、現地を確認しながら善後策を協議してきたところです。

そうした中で、繰り返しのお答えにはなりますが、保管場所の問題、また、処理を止めないという考え方の下、財政協議を経て、市外の事業者へ中間処理を委託する判断となったところです。

○古都宣裕議員 協議を行ったということなのですが、その協議の議事録やメモは残っているのでしょうか。

残っていなければ、意思決定の過程が後から検証できないという大きな問題があると思います。

また、担当者からどのような選択肢が提示され、

それをどう比較したのか、代替案の比較検討が存在するか否かも含めて教えてください。

○田邊雄三市民環境部長 協議につきましては、話し合いの中で行われたことであり、その決定に基づいて、役所では文書主義がありますので、起案等を行っていくことになります。

そして、補正の手続も文書で行われ、議案として提出され、議会の場で御説明もしているところであります。

○古都宣裕議員 代替案はあったのでしょうか、なかったのでしょうか。それも教えてください。

○田邊雄三市民環境部長 代替案についてはございませんでした。

○古都宣裕議員 今回の発泡スチロール処理の問題は、表面的には減容機が故障したため、市外業者に委託するという緊急対応としても理解できる経緯に見え、議会でも私以外で可決されたところはありますけれども、法律的にも、形式的な手続上も、問題はないという整理だと思います。

しかし、市民の視点に立てば、手続に問題がなかったことと、最もよい判断だったかというところは全く別になってくると思います。

今回の対応には、既存の資源を柔軟に活用する発想や、市内近隣との連携による代替案の模索があまり見られなかつたように思えて、その結果、140万円という税金はもっと抑えられたかもしれないという現状で支出されました。

私はこの問題を単なる一時的なトラブルとは捉えておらず、むしろ予算で解決という安易な選択に流れたのではないかと見てています。

現場も、管理職も、創意工夫や多部門連携を十分に試みていない体質が露呈したような出来事だと感じています。

もしこの姿勢が續けば、将来、あらゆる突発的事案で同じように仕方ないと支出が積み重なり、市民負担は確実に増えると思います。

そこで、市長に伺います。

今回の判断は形式的に適法であっても、市民の信頼に値する最善の判断だったと胸を張って言えるのか、そして、こうしたお金での解決に偏る体質を改め、創意工夫を重視する危機対応文化を庁内に根づかせるためには、どうしていくべきか。

単なる手続論ではなく、市長の市政運営に対する根本姿勢として問題意識があるのか、また、あるならばどうしていくのかをお答えください。

○田邊雄三市民環境部長 今回の減容機の故障という事案に際しまして、まずは安全を確保した上で処理を滞らせないこと、そして、最終処分場への影響を可能な限り抑えること、こうした考えの下、市外の事業者へ中間処理を委託する判断をしたものです。

このことにより、新しい減容機が設置された後の作業に負荷がかかることもなく、現在も順調に処理作業が進んでいる状況を見ますと、適切な判断であったと思っているところです。

○古都宣裕議員 安全確保と停滞の回避を最優先し、結果として処理が順調に進んでいるのでというのは理解しました。

ただ、今、最後に適切であったと。それはイコール最善に近しい判断だったと評価していると受け止めます。

そこで、伺いたいのですけれども、その適切というのは何を根拠として判断しているのか、教えてください。

○田邊雄三市民環境部長 限られた時間の中で判断し、ごみ処理が停滞していない状況でありますので、そういったところで、当時の判断は適切であったと考えております。

○古都宣裕議員 私が考えるに、市民に胸を張って最善に近い判断だったと言えるのは、最低でも次の三つの条件が必要だと思います。

一つ目は比較。修理、更新、外部委託、保管、延伸を前提条件と明示して、数値比較をしたかどうか。

これはされていたと思いますけれども、次に記録です。誰が、いつ、何を比較して、どう決めたかの記録が残っているか。

そして、最後に事後検証。終了後に最善だったかを整理して、次に教訓をつなげたか、足りなかつた部分というのを最後に反省したかというところちゃんとやっているか。

この3点をやった上で、あの中では最善だったというふうにやる必要があると思います。

この3点をまずやったのか、やってないのか。やった上で最善だったと言っているのでしょうか。

やったか、やってないか、その2択で教えてください。

○田邊雄三市民環境部長 今、議員が御発言された内容の全てについてはやっておりません。

○古都宣裕議員 そうだと思いました。

本件は、結果として処理は順調だったかもしれません。

しかし、適切イコール最善に近しい判断だったとするための比較、記録、事後検証という当たり前の裏づけが、少なくとも本日の答弁からは見えません。

私が問題だと申し上げたのは、個人の判断ではなく、こうした裏づけを求めずに予算で解決へ流れていってしまっている体質です。

行政に求められるのは、人に依存する判断ではなく、記録と比較に基づく手順。思いつきの対応ではなく、記録に基づく振り返りと改善。慣例ではなく、費用、期間、リスクの比較です。

これがない限り、次の突発事案でも同じ反応が繰り返され、市民負担だけが静かに積み上がってしまいます。

市民の信頼は数字と記録の説明できる意思決定によって、しっかりと守っていく必要があると思います。

今回の件は、その必要性を私たちに突きつけた出来事だったと受け止めております。

以上で、質問を終わります。

○松浦敏司議長 一般質問の途中ですが、ここで若干早いのですが、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時49分休憩

午後1時00分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

永本浩子議員。

○永本浩子議員 一登壇一 公明クラブの永本です。通告に従って、医療体制の充実と健康寿命について質問をさせていただきます。

2025年は第1次ベビーブームに生まれた団塊の世代の方々が全員75歳以上の後期高齢者になる年であり、日本人の約5人に1人が75歳以上になるとされております。

日本の人口の年齢別比率が大きく変化することで、発生が予測されている様々な問題や課題が、いわゆる2025年問題と言われ、その対応・対策が急務と言われておりますが、その中でも医療業界における課題としては、どのようなものがあると認識しているのか、市の見解をお伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 医療業界における2025年

問題ですが、全国的には高齢者などにより医療の需要が増えていく一方で、それを支える現役世代が減少することにより、医療提供体制や社会保障制度の持続可能性が課題になると認識しております。

高齢者は慢性疾患を抱えることが多く、医療機関を受診する頻度が高くなることから、病院や診療所の患者数が増加し、特に内科や整形外科などの需要が増えるものと考えられます。

一方、少子化により医療従事者の労働力は減少傾向にあることから、医療提供体制が逼迫する懸念があり、医師の偏在も大きな課題となります。

国は、地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切なサービスを提供するため、実効性ある総合的な医師偏在対策を推進するとしております。

医師の偏在については、一般的には都市と地方の格差の課題と捉えられますが、人口構造の側面では、地方では過疎化の進行により高齢者人口も減少傾向にある一方で、東京を中心とする大都市部では高齢化による高齢者人口の増加が進み、今後、医師が不足していくことも想定されております。

当市としましては、現状の医療サービス、介護サービスを将来にわたりいかに維持するかが課題となると考えており、国が進める医師偏在対策についても、地方のために構築されるべきものと考えております。

このため、今後、進められる国の施策を注視してまいりたいと考えております。

○永本浩子議員 ただいまの答弁の中にもありましたけれども、医療提供体制の逼迫、社会保障制度の維持が可能になるのかどうか、また、高齢者が増えることによる内科や整形外科の患者数の増加に対応できるのか、医師の偏在ということも様々問題になってくるかと思っております。

その中で、当市におきまして、まず挙げられる課題としては、医療提供体制を維持するための働き手不足でないかと思っておりますが、当市における医師・看護師等の医療従事者の人手不足は、現状、どのようにになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 国が示す医師偏在指標では、北網医療圏は道内の医師少数区域に分類されております。

また、網走市内においては、救急を含む医療提供体制を確保するために、市外からの派遣医師の協力

が必要な状況が続いている、医師確保は重要な課題であると考えております。

さらに、令和5年度に市内の医療機関を対象に行った看護師の充足に関する調査では、約4割の医療機関が不足と答えており、現在もそうした状況に大きな変化はない認識しております。

○永本浩子議員 救急医療体制を維持するために、札幌や東京からもドクターに来ていただいていることで、予算もかなり使っていることはよくわかっておりますし、看護師に関しても、4割の医療機関が不足ということでしたけれども、具体的に市内の医療機関というのは幾つあって、幾つの医療機関が不足とおっしゃっているのか、教えていただけますでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 令和5年の調査時点ですが、市内18の医療機関で七つの医療機関が不足していると回答されております。

○永本浩子議員 18医療機関中七つということは、かなり大きな数字ではないかと思っております。

市としましても、看護師・薬剤師の確保や復職対策について予算を計上しているわけですけれども、ますますそういったところの取組が必要になってくるのかなと思っております。

また、最近、多くの市民の方から言われているのは、基幹病院に行っても非常勤医ばかりで、毎回、先生が変わって困ると相談されることが多くなりました。

先ほどもちょっとお話に出ましたけれども、非常勤医と常勤医の人数の現状と推移はどうなっているのか、お伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 基幹病院である網走厚生病院の常勤医師数につきましては、令和7年度において23名となっております。

10年前の平成27年度は24名でありまして、それと比較して1名の減少となっておりますが、10年前には脳神経外科が設置されておらず、現在の脳神経外科常勤3名を差し引くと、4名と大きく減少している状況です。

常勤医師の減少に伴いまして、診療体制を維持するため、必要に応じて非常勤の医師が確保されているものと認識しております。

○永本浩子議員 令和7年で23名、平成27年で24名、脳外科がなかったのでマイナス4名というお話がありましたけれども、つい最近、厚生病院の関係の方から、かつては30名近くいた常勤医が今は19名

くらい、約10名減っていて大変な状況だということをお聞きしました。

10年前の平成27年との比較ですけれども、15年くらい前だと、どれくらいの差になるのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 先ほど10年前の平成27年度は24名とお話をしましたが、さらに遡って15年前の平成22年度の数字で言うと、31名となっております。

○永本浩子議員 31名で、令和7年で23名だと、約8名減っているという捉え方ですね。かなり厳しい数字だと思います。

先ほどの答弁の中にもありましたけれども、特に高齢者が増えてくると、内科と整形外科を受診する患者が増えるということで、特に網走においては、今、整形外科が非常勤と非常勤のつなぎ、つなぎという状況の中で、市民の方から、歳を取って整形外科がますます必要なのに、非常勤ばかりで手術もできない状況で、これではとても基幹病院とは言えないのではないかというお話をもいただいております。

これまで何度かほかの議員からも質問されてきておりますけれども、厚生病院における整形外科医の常勤ドクターの確保の見通しはどうになっているのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 網走厚生病院の整形外科は、3月末をもって常勤医師が退職し、4月からは平日の半日、日替わりの派遣医師により外来診療を行っております。

こうした診療体制から、整形外科の救急につきましては、網走厚生病院が当番となる平日の日中については網走記念病院への搬送を基本とし、網走厚生病院が当番となる夜間、あるいは休日については、一旦、網走厚生病院にて受け入れを行い、北見赤十字病院などの協力の下、遠隔画像診断により自院での治療、転院などの判断を行っていると承知しております。

網走市のみならず、近隣4町を含めた2次救急の受け入れを行っております網走厚生病院の整形外科常勤医師の不在は、当圏域にとって大きな課題であると認識しております。

このため、網走市としても網走厚生病院が行う常勤医師確保の取組に協力してまいりましたが、令和8年度当初から常勤医師の確保について、現在、網走厚生病院と札幌医科大学との間で詳細について協議を行っていると伺っております。

○永本浩子議員 今、厚生病院と札幌医科大学と

で、詳細な協議を行っているという答弁がありまして、ちょっと明るい未来が見えてきているのかなと期待するところです。

札幌医科大学の学長が医療セミナーに来てくださったときも、市民の方から本当に直訴という感じで、整形外科医をどうか厚生病院に回してくださいというような話がありましたので、何とかいい方向で進んでくれることを期待しております。

厚生労働省の統計によりますと、日本全体としては、医師・看護師ともに就業者数は増加しております。

ところが、多くの医師・看護師は条件がいい都市部の医療機関に集中しており、地方では医師不足が深刻化しているという、先ほどからも言われていました、医療従事者の地域偏在が大きな課題となっております。

この事態を招いた背景には、2004年に導入された医師臨床研修制度があると言われておりますし、この制度の導入により、研修医が研修先の病院を自由にというか、民間病院も含めて選択できるようになったことで、待遇や条件のよい都市部の病院への希望が集中し、地方の医師不足に拍車をかけたと言われております。

国も、この臨床研修制度の見直しや、医師偏在のは是正に向けた総合的な対策パッケージも打ち出して、医師偏在のは是正に力を入れてきているところですけれども、その中に都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定の推進ということが挙げられておりました。

当市といたしましても、これまで北大医学部や道内の各医科大学との連携による人脈の拡大は、医師確保への有効な取組になると考えておりますが、これまでの取組と効果、今後の展望についてお伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 医師偏在に関する考えについては、先ほど御答弁申し上げましたとおりです。

医大との人脈拡大への取組についてですが、市といたしましては、この間、各種講習会への講師招聘などを通じまして、関係する医科大学との関係構築を図ってまいりました。

医師確保のための医科大学などとの連携につきましては、基本的には医療機関において取り組まれるべきものと考えておりますが、市としましても医科大学との各種施策への連携を図ることで関係を深

め、医師確保に協力してまいりたいと考えております。

○永本浩子議員 ドクターの出身大学とか、そういったところの人脈ももちろん大事なことだと思いますし、自治体としても、今、部長もおっしゃいましたけれども、セミナー等を開くとか、また、スポーツ合宿という形での関わり等を通して、人脈を太くしていくことによって、医師確保につながっていくものと考えておりますので、ぜひそういったところ、力を入れてやっていただきたいと思っております。

また、ここ最近、市内の医療機関の経営体が、M&Aなどでより大きな法人に変わってきております。

地域に長年定着してきた病院の名称が変わり、少し寂しい気がしますけれども、より大きな経営体になることで、経営の安定化や医師・看護師等の医療人材の確保という点では、メリットもあるのではないかと考えるところです。

市といたしまして、こうした経営主体の変更による影響、メリット・デメリットはどのようなものがあるとお考えでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 経営主体の変更につきましては、個々のケースにより事情が異なるため、その影響についても一概に申し上げることはできません。

市内では令和6年度以降、二つの医療機関の経営主体が変わりました。

市といたしまして、その目的や効果などの詳細については承知しておりませんが、いずれの病院も医療提供体制に変化は生じていないものと認識しております。

○永本浩子議員 変化は生じていないという答弁がありましたけれども、多少人材の入れ替わりがあり、今まで地元の人だとこの人に相談すればいろいろな意味で話が通じたのが、今度の人では対応できなくなったとか、その代わりに新しい人材が入ってきていているとか、そういう話も聞こえてきております。

詳細については承知していないという答弁ではありましたけれども、ぜひ少し調査をしていただきながら、網走の医療体制が少しでもいい方向に行くように、持つていっていただける働きかけをしていただければと思っております。

市立病院ではないので、民間病院に対してという

のはなかなか難しいところもあるかと思いますけれども、市民にとっては大変大事な部分かと思いますので、その辺はよろしくお願ひいたします。

厚生労働省では、人口減少、若い世代の職業意識の変化、医療ニーズの多様化に加え、医師の偏在などを背景として、医療従事者の確保が困難な中、質の高い医療体制を構築するためには、勤務環境の改善を通じ、医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が重要とし、各医療機関がP D C Aサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に取り組む仕組みとして、勤務環境改善マネジメントシステムが導入されました。

各医療機関の実態に合った形で自主的に行われる任意の仕組みですけれども、もし当市の医療機関の取組状況をおわかりのようでしたら、お伺いします。

○結城慎二健康福祉部長 勤務環境改善マネジメントシステムは、医師・看護師・薬剤師・事務職員等の幅広い医療スタッフの協力の下、一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境の改善を促進することにより、快適な職場環境を形成し、医療スタッフの健康増進と安全確保を図るとともに、医療の質を高め、患者の安全と健康の確保に資することを目的として行われるものと承知しており、各医療機関それぞれの実態に合った形で自主的に行われるものと承知しております。

このシステムはあくまで任意で自主的に行われるものでして、市としてはその実施状況を把握しておりませんが、患者の安全と健康のみならず、医療従事者の働きがいを高めるためにも、勤務環境の改善の取組は重要であると認識しております。

○永本浩子議員 確かに自主的に行われる仕組みでありますので、任意ということが基本ではありますけれども、先ほども言いましたが、市立病院ではないので、各病院にお任せするしかないのかもしれませんが、当市といたしましても、復職支援に予算もつけ、また、本当に市民と直結する課題でもありますので、各病院がどのような取組をしているのかくらいは、何かの機会を得て、実態を把握することが大事ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 先ほど申し上げましたとおり、あくまでこの取組は医療機関の任意で自主的に行われるものですので、市として実施を促すことはできませんが、実施状況、この改善プログラムだ

けではなく、どのような形で何が行われるかというところは、少し医師会とも情報交換させていただきたいと思います。

○永本浩子議員 ゼひお願ひいたします。

この勤務環境の改善の取組例ということで、例えば2023年度からナースライフバランス研究会の有志メンバーが実行委員となって、日本一働きやすい病院を選ぶ取組が行われております。

今年の大賞には、済生会横浜市東部病院が選ばれました。そこの工夫点の第一は、人を大切にする取組ということでした。

急性期病院の離職理由の第1位が人間関係であることに注目し、人に優しくを体現。雰囲気がよい、声をかけてくれる人が多かったという理由で、インターンシップに来たメンバーの入職応募率は85%という高さであったとも聞いております。

私も東京にいた頃に、ばね指の手術で済生会横浜市東部病院にお世話になったことがありますて、ドクターももちろんですけれども、看護師も事務員も大変感じがよくて、親切で、本当にいい病院だなと思っておりました。

さらに、ここでは夜勤時間の短縮対策として、日勤と夜勤でストラップの色を変え、医師が退勤間際の看護師に仕事を頼まないよう、配慮するようになり、導入前には月平均20時間あった残業が1時間未満に減少したということです。

また、午後4時半からだった夜勤開始時間を午後7時半とし、新たに夕方の時間をカバーする遅出勤務を設け、子供と夕食を取ってから出勤できるようにするなど、様々な工夫が評価されました。

日本では、看護師の約8割が仕事を辞めたいと感じているそうです。医療機関内で最も多くの人数を占めているのは看護師であり、患者と直接接する機会が多いのも看護師です。

その方たちがやりがいを感じられず、辞めたいと思っている状況は、医療機関全体の士気を低下させる深刻な問題だと思います。

日本一働きやすい病院アワードでは、看護師がわくわくできる取組を行っている優れた事例を共有することで、看護師が働く職場全体の活性化を目指すことを目的にしております。

今年は全国から20の医療機関がエントリーし、予選会を勝ち抜いた8医療機関が東京ビッグサイトで開催されたナースまつり2025の本選に出場。会場及びオンライン参加者による投票で決定されたとのこ

とです。

当市の医療機関もエントリーできれば最高ですが、参加できないまでも、様々な取組事例を学びながら取り入れていければ、人材の確保、離職防止、潜在看護師の復職にもつながるのではないかと思います。

こうした取組を、例えば月1回の基幹病院との打合せのときに紹介していくなど、取り組むようにしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 労働環境の改善につきましては、各医療機関において自主的な取組が進められるべきものと認識しておりますが、議員が御指摘のとおり、働きやすい職場づくりは、そこで働く方の定着、あるいは人材活用にも有効であると考えますので、お示しの情報提供につきまして、先ほどの件と合わせて、少し医師会と情報交換、協議をさせていただきたいと思っております。

また、市といたしまして、看護師・薬剤師確保対策支援事業、あるいは看護師の復職支援事業など、労働環境の改善の前提となります人材確保については、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○永本浩子議員 こういったことが行われているのも、今回、私も初めていろいろ調べてみてわかったのですけれども、医療機関としてこういった取組がされていることを知らないところのほうがまだ多いのではないかと思います。

参加できない場合でも、こういった内容を見てみるだけでも、ストラップの色を変えるという、たった一つのアイデアを活用させてもらうだけで、残業時間がこれほど減ったという実績がある。

それが網走の医療機関でも実施されるようになれば、その一つだけを取っても、大変大きな意味があるかと思いますので、ぜひ具体的な取組に結びつくようにお願いしたいと思います。

医療の質の向上への取組ということですけれども、高度医療機器の導入も、質の向上には大変重要な意味があるかと思っております。

以前、手術支援ロボット、ダヴィンチの導入によって、基幹病院の泌尿器科が、それまで8年間、ほぼ閉鎖されていたような状況でしたけれども、再開し、今や前立腺の手術はダヴィンチの空き待ちの状態で、市民の皆様からも大変喜ばれています。

また、同時に医師や看護師のスキルアップの取組

も必要だと思います。

先ほどの日本一働きやすい病院大賞受賞の済生会横浜市東部病院では、挑戦への支援として院内認定研修制度や特定行為研修参加への支援、日本唯一の小児プライマリーケアが学べる課程、急性期以外の領域にも研修に行ける制度など、看護師としてのスキルアップにも力を入れております。

第2位になった石巻健育会病院は、i Phoneや生成AIを活用した看護DXを推進し、業務の効率化とケアの向上を目指しております。

当市として、医療の質の向上に対する取組の現状と、今後の展望についてお伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 医療の質の向上につきましては、議員が御指摘のとおり、医療機器整備を含めた医療提供体制と、医療従事者個人のスキルの側面があると認識しております。

このうち医療提供体制につきましては、この間、専門的診療体制の確保を目的として、地域センター病院である網走厚生病院に対し、高度医療機器の整備や小児医療、周産期医療、脳神経外科における医師確保や、医療提供体制の維持・確保のための支援を行ってまいりましたが、今後におきましても必要な支援を行ってまいります。

一方で、医療従事者のスキルアップにつきましては、個々の医療機関が主体となって研修や教育体制を整備し、専門性の向上を図っていくことが基本であると考えております。

○永本浩子議員 私の弟も医師をやっているわけですけれども、若い優秀なドクターを確保しようと思ったら、地方の病院としては、大学病院にいたら触ることができないような医療機器を購入し、ここの病院に行けばこの機器を触らせてもらえる、それを使う機会が増えるほど、自分の技術的なスキルがアップできるという形で、若い優秀な医師を確保する、または、素晴らしい先生を1人確保することによって、この先生の下で勉強したいと思う人を集め、この二つではないかなということも言っておりました。本当にどちらもとても大事な点だなと思っています。

今回、この医療体制の充実の質問をしようと思ったのは、私自身が薬剤師であり、かねてから医療関係に関してはしっかりと取り組んでいきたいと思っておりましたけれども、網走市内の病院にかかつたある方が、足が痛いということでかかったのですが、足も痛いけれども胸も痛いですという訴えに対

し、MR Tを撮ったのは足だけだった。最初は骨折と言われ、でも、最終的には肺がん原発の骨転移だった。

それで、結局、病院にかかるて1か月で亡くなってしまった方がいらっしゃいまして、その方の妹さんや娘さんたちから、網走の医療体制をもっと何とかしてもらいたいということを涙ながらに訴えられまして、私ももう一度しっかりと取り組んでいきますということを約束させていただいたわけです。

市としても、そういったところにぜひ力を入れて取り組んでいただきたいということと、また、こうした患者の声がドクターに届く仕組み、厚生病院は声を入れる箱を多分置いてあるかと思いますが、ほかの病院にも設置するとか、日本人はなかなかこういうことを書きづらい方が多いかもしれませんけれども、切実な声を直接ドクターが受け止められる取組も必要ではないかと思いますが、こういった点はいかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 個別の事案に対してコメントは申し上げませんが、各病院ではそれぞれ、今、議員お示しのような取組も行われているものだと考えております。

厚生病院が事務局となって、この圏域内にベッドを持っている病院と自治体が集まった医療連絡会議というのも設置されておりまして、定期的に意見交換なども行っておりますので、今、お話しいただいたようなことは、その中で少し発言してまいりたいと思います。

○永本浩子議員 ゼひよろしくお願ひいたします。

次に、2014年に成立した医療介護総合確保推進法によって、地域医療構想が制度化されまして、2次医療圏を基本とした構想地域ごとに、2025年に必要となる病床数を、高度急性期・急性期・回復期・慢性期の四つの医療機能別に必要病床数を推計し、構想地域ごとの整備目標が定められていると思いますけれども、当市を含む構想地域の必要病床数と整備目標はどのようにになっているのでしょうか。

また、高齢者人口が大きく増えた地域においては、高度急性期・急性期よりも回復期・慢性期の医療需要が増加すると考えられておりまして、当市もそうした傾向に当てはまると思われます。

そうすると、市を超えた枠組みでの医療連携が必要になるかと思われますけれども、市の見解をお伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 2025年に向けた地域医療

構想における2次医療圏、北網医療圏の必要病床数と現況ですが、高度急性期に関しては、必要病床数275床に対して、令和6年7月時点の現況病床数が408床となっております。同様に、急性期に関しては、必要病床数790床に対して、現況病床数が944床。回復期に関しては、必要病床数744床に対して、現況病床数508床。慢性期に関しては、必要病床数641床に対して、現況病床数663床となっております。

なお、今後、2040年に向けた新たな地域医療構想の策定が進められることとなっており、その中で必要病床数についての協議が進められるものと認識しておりますが、その議論においては、広域での医療連携が課題になると考えております。

このため、地域医療構想調整会議や、昨年10月に設置された斜網地区医療連絡会議などにおいて、広域連携の在り方について意見交換や情報共有を行ってまいりたいと考えております。

○永本浩子議員 今、お聞きした数ですと、高度急性期・急性期・慢性期に関して、特に急性期関係は必要病床数をかなり上回っているということで、ちょっとびっくりしたというか、安心したというか。

これは、北見日赤等を含む網走と北見の医療体制ということで見た結果、こういった数になったということでおろしかったでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 地域医療構想については、2次医療圏を単位としてということになりますので、お示しのとおり、当圏域は北見圏域と斜網圏域を含めた北網圏域ですので、北見も含めた数字となっております。

○永本浩子議員 北見を含めてということで了解いたしました。

その中で、回復期だけが必要病床数に足りていない状況でありますけれども、この点に関しては、今後、どのように対応していくお考えでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 回復期が不足している状況ですが、なかなか医療機関のベッドのことですから、行政が全て決められるわけではありません。

先ほど申し上げましたとおり、今後、2040年に向けた地域医療構想を策定する中で、恐らく必要病床数というのも変わってくると思います。

網走市単独ではなく、この圏域としてどのように取り組んでいくかというのは、まさにこれからの議論になろうかと思います。

○永本浩子議員 団塊ジュニアの方たちが高齢者に

なる2040年が次の大きな節目ということで、今からそこに対する様々な取組が開始されていくのかと思ひますけれども、いよいよこの地域としては高齢者が増えていく中で、回復期・慢性期に対しての体制というものがより一層大事になってくるかと思ひます。

網走だけではなく、斜里、清里、小清水といったところも含めた広域での医療連携というのが、ますます大切になるかと思いますので、そういうところをまたしっかり取り組んでいっていただければと思います。

地域医療を担う大事な医療機関である開業医ですけれども、大変残念なことに、長年、当市の地域医療を推進してくださってきたドクターが亡くなられまして、小児科医院が2軒閉院となりました。

少子化とはいえ、小児科は基幹病院と1軒の開業医だけになり、このままではインフルエンザをはじめ、各種のワクチン接種にも支障を来すのではないかと心配するところです。

開業医誘致の取組も、4軒の誘致から進んでいない状況が続いておりますけれども、新たな問合せや動きなどはあるのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 開業誘致の取組の進捗状況についてですが、市といたしましては、休日の1次救急医療体制を含めた医療体制の維持に向けて、新たな開業誘致を進める必要があると考えております。

こうした中で、新たに網走市での開業についての御相談を受け、この間、網走医師会も交え、当該医師との協議を行ってまいりましたが、具体的な方向性が定まり、当該医師より当市の開業誘致助成の活用の申出を受けたことから、9月4日に開業医誘致助成審査委員会を開催し、助成について承認を頂きました。

標榜科は小児科と伺っております。

○永本浩子議員 小児科の医院が1軒新たに網走市内で開設されるということで、本当に嬉しいことだと思います。

これまで市としてはほっと一息というところかもしれませんけれども、網走市内の開業医の状況を見ると、今はいいけれども、この後、5年、10年経ったときに、その病院・医院を引き継いでくださる方がなかなか見えてこない現状ではないかなと思われます。

そうなると、ゆくゆくは開業医のお子さんなり、

お身内なりだけではなく、第三者による事業継承的な市内の開業医の数を保っていくという支援策も必要になっていくのではないかと考えますけれども、こういった点はいかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 現在の当市の開業医助成につきましては、新規開業を対象としておりまして、第三者を含めた事業継承は助成の対象にしておりません。

事業継承を助成の対象とするか否かにつきましては、今後、市内の開業医の先生方のお考えにも関係してくるものと思います。

ですので、医師会とも少しその点の意見交換をさせていただきながら、今後の助成制度の在り方については考えていきたいと思います。

○永本浩子議員 確かに、現段階でも内科に関しては患者の取り合いになってしまって、これ以上増やさないでほしいというような御要望も開業医の方から頂いていますし、2040年に向けて患者数の減による病院・医院の経営の難しさも大きな課題に挙げられているかと思いますので、そういう状況も見ながら、手当をしていくということが大事になってくるかと思います。

医師会ともよく相談していただきながら、皆さん納得の上で前に進んでいけることが大切かと思いますので、ぜひその方向性もよろしくお願ひいたします。

また、地域医療の充実とともに大切になってくるのが、そもそも病気にならないための予防であり、健康寿命を延ばすことではないでしょうか。

新庁舎開庁記念として行われている札幌医科大学と連携した地域医療講演会には、毎回、感銘を受けておりますが、中でも第2回目のスポーツ医学が導く健やかな人生100年時代は衝撃的がありました。

平均寿命は、今、男性81.09歳、女性87.13歳で、女性は40年連続で世界1位を維持しています。

一方、健康寿命は、男性72.57歳、女性75.45歳と10歳ほどの差があり、要介護状態となるこの期間をいかに縮めて健康寿命を延ばすか。

介護が必要になった主な原因が、高齢による衰弱と関節疾患、骨折、転倒であり、運動機能の低下、筋力の衰え、関節の痛み、動きの協調性・反応性の低下が問題だと御指摘がありました。

しかし、運動することで老化は制御できる。心筋梗塞、脳卒中、がんによる死亡率が11%から40%も低下する。要介護の原因を排除することができる。

運動は万能薬である。

そして、筋肉は収縮させなければいけないと片寄教授の言葉が衝撃的で、私も迷っていったフィットネスクラブへの入会を早速してまいりました。

片寄教授は、40代から運動を続けることで、健康寿命を大きく延ばすことができると言われておりました。

当市といたしましても、健康寿命に関する意識の啓発や健康寿命を延ばすための取組に、さらに力を入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 健康寿命に関する意識の啓発、健康寿命を伸ばすための取組について、初めに網走市の健康寿命の状況ですが、国勢調査の年の平成27年は、男性が78.33歳で、女性が82.61歳。令和2年では、男性が79.29歳で、女性が84.63歳となっており、比較すると5年間で男性は0.96歳、女性は2.02歳延伸しております。

平均寿命と健康寿命の差は、議員が御指摘のとおり、少ないほうは元気な期間が長いことになりますが、この差につきましては、男性は平成27年が2.1歳、令和2年が2.2歳とほぼ横ばい、女性は平成27年が4.3歳、令和2年が2.97歳で差は小さくなっています。

市の取組としましては、市民健康づくりプランの基本方針の一つを、学びを高め、健康寿命を延伸しようとし、各種事業により取組を推進しております。

さらに、本年7月から健康マイレージをリニューアルした網走健康ポイントを開始いたしましたが、利用者の年代やアプリ利用者の歩数などのデータを得られることから、今後、収集したデータを専門の方の助言も頂きながら、健康寿命延伸の取組に活用するとともに、現在、中間見直し作業中の市民健康づくりプランにも反映させてまいります。

○永本浩子議員 今、お話を伺いますと、網走の数字は全国平均に比べると非常にいい数字なので、ちょっとびっくりしております。全国平均より健康寿命はかなりいい結果が出ているということで、大変嬉しく思います。

健康セミナーも、今回は開庁記念ということで、新庁舎で行った関係もあったかと思いますけれども、ある程度、限られた人数でしたが、ぜひ多くの人にああいったお話を聞いていただいて、さらに自分の健康に対して意識しながら取り組むようにしていただければと思っております。

そして、今、部長もおっしゃいました、網走健康ポイントをぜひ普及していただきたいと思っております。

私もアプリをダウンロードして、今、やっておりますけれども、毎日の歩数を見ると、自分がいかに歩いていなかったかというのを痛感させられまして、フィットネスクラブに行くとグンと上がるという。それでも、具体的な数字が見えるので、もうちょっと歩いてみようとか、そういう目標達成に向けて取り組んでいく積み重ねが大事なのだと思いますし、食事の品目のチェックもでき、脳トレもできるので、大変楽しみながらやっております。

そして、原課でお聞きしますと、今、これが大変好評で、皆さん、数字がすぐわかるので、とても楽しみだということで取り組んでくださっていると思いますけれども、こういった健康ポイントの取組は最初のサポートが、私もそうですけれども、アプリをダウンロードするところが、ちゃんとできるかどうかというところが、一番ポイントになるかと思います。

こういった高齢者や女性には、特に最初の段階での手助けが必要で、さらなる普及と活用には、スタート時点での人的サポート体制が大切だと思いますけれども、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 網走健康ポイント事業につきましては、7月15日から事業を開始しておりますが、事業開始に当たりましては、広報誌やホームページでの周知のほか、5月のミニドック受検者や令和6年度の健康マイレージ達成者に個別周知を行ったほか、東京農業大学に御協力を頂き、学生ポータルサイトを活用した周知を行ってまいりました。

また、各コミュニティセンターで開催されております、らくらく健康トレーニングやフィットネス教室において、事業説明と併せて、スマートフォン操作に不慣れな高齢者にアプリ導入や操作方法のサポートを行っておりまして、9月1日時点でのアプリ登録者は800人を超えており、当初の想定を上回っております。

今後もアプリ導入にサポートが必要な方に対しましては、保健センターの窓口で、隨時、丁寧な説明を実施するほか、高齢者の集いの場や町内会、老人クラブなどの各団体の求めに応じて、操作説明会などの支援を行ってまいりたいと考えております。

また、先ほども申し上げましたが、アプリ参加者

のウォーキングのデータは、年齢別などにより収集することが可能です。

加えて、アプリ上でのアンケートの実施も行うこととしておりまして、そうしたデータを今後の市の施策や健康ポイント事業の改善に活用してまいりたいと考えております。

○永本浩子議員 様々な取組をしていただき、現時点で既に800人ということで、素晴らしい状況かなと思います。

東京農大とか、そういったところの協力もあるかと思いますけれども、企業等の方たちにも、例えば網走商工会議所で出している刊行物等にも紹介してもらうとか、そういったやり方もあるのではないかと思います。

また、これまで何度も言わせてもらいました、ポイント達成者への商品が、今まで野菜直売所での野菜券だったのですけれども、いよいよ市内のお店で使える商品券にしていただけて、現時点では15店舗ということで、スーパー100、コープさっぽろ、ツルハ、サツドラ、セブンイレブン等、こういったところの内容が皆さんに周知されるだけでも、やってみたいなということになるかと思います。

私も現在で約4,000ポイントたまっています、5,000ポイントまではあと僅かかなと楽しみにしているところです。

ぜひこういったところで具体的な取組をお願いしたいと思います。

最後に、写真のまちで有名な東川町は、2021年7月から東京のR—bodyをオフィシャルパートナーとして、二人三脚で日本一健康なまちづくりにも取り組んでおります。

きっかけは、ソチオリンピックスノーボードアルペン銀メダリストの竹内智香選手が、東京を拠点にR—bodyでトレーニングをしていたところ、コロナ禍で東京に通うことができなくなり、実家のある東川町にR—bodyを呼んで、自分のトレーニング環境を整えられないか、自分だけではなくR—bodyのコンディショニングサービスを町民の健康づくりに生かせないかと考えたとき、ちょうど町民の健康づくりに取り組もうとしていた東川町と思いが合致したところから始まりました。R—bodyから2名のコンディショニングコーチが東川町に移住し、身体を整えるコンディショニングを通してライフパフォーマンスを向上させることを、まちの文化として根づかせる取組がスタート。

まちの共生プラザに整えられたジムだけでなく、カフェや事業所、学校などにもコーチが出向いて、セッションの数は毎月80から100回。コンディショニングが歯磨きのように日常生活に取り入れられるように取り組んでおります。

さらに、日本の自治体では初の健康まちづくりアドバイザーを設置して、R—bodyの鈴木代表に委嘱し、保健福祉課内にライフパフォーマンス室という新たな部署をつくって、スポーツを通じた健康増進の活動を推進しております。

また、2023年4月からはスポーツ庁が推進する腰痛予防プログラムの実証実験にも参加し、人生100年時代の日本における健康寿命のための具体的な実践例として、多くの注目を浴びております。

スタートからまだ4年ですが、今や日本一から世界一健康なまちを目指している東川町ですけれども、健康なまち、網走を標榜している当市といたしましても、学ぶべきところが多々あるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 民間企業と連携して、町民の健康づくりを文化として根づかせようとしております東川町の先進的な取組については、参考となる点が多いと感じております。

また、網走市は健康都市連合に加盟しております、毎年開催されます大会などを通じて、全国の加盟都市などの先進的な取組について情報交換を行っております。

それぞれの自治体とは、人口の規模や年齢構成、環境や課題も異なることから、他自治体の取組が当市に当てはまるとは限りませんが、引き続き参考事例について情報収集を行い、網走市に合った形で施策の構築に努めてまいりたいと考えております。

○永本浩子議員 全く同じということはあり得ないとは思いますけれども、こういった健康アドバイザーという形で、東川町の場合は民間企業との連携でしたけれども、例えば今回セミナーを行ってくれた札幌医科大学の片寄教授などに、網走の健康アドバイザーに就任してもらうなど、考えていけばいろいろなやり方があるのではないかと思います。

健康寿命もかなりいい数字が出ている網走市ですけれども、さらに市民の皆さんが健康で長生きして安心して網走で暮らしていくような取組をしていっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○松浦敏司議長 ここで理事者入替えのため、暫時

休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

○松浦敏司議員 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行します。

石垣直樹議員。

○石垣直樹議員 一登壇一 希政会の石垣です。通告に従い、一般質問させていただきます。

初めに、一般廃棄物収集運搬業・処分・浄化槽清掃業の申請について伺います。

これらの申請については、現在、募集が停止されております。ホームページ上では、網走市が策定する一般廃棄物処理計画に沿って取り扱っていますと書かれておりるので、読み上げさせていただきます。

第6節、ごみ処理に関する計画。6-1、収集運搬。（3）一般廃棄物収集運搬業の許可について。一般廃棄物の収集運搬業の許可事業者は、今後の社会経済情勢の変動や事業系一般廃棄物排出量の推移などを総合的に見極めた上で、必要に応じ、検討を加えることとします。

また、新規の収集運搬業許可については、計画発生ごみ量に対して、現在、許可している収集運搬車両台数の処理能力を超えるような場合、検討するものとしますとされております。

一般廃棄物の収集運搬業の許可事業者の募集を停止しているということは、収集運搬車両台数の処理能力が現状では満たされていると判断しているのでしょうか。お考えをお示しください。

○田邊雄三市民環境部長 一般廃棄物の収集運搬許可についてですが、議員のお示しのとおり、一般廃棄物の収集運搬許可は、市町村の処理計画に基づき判断することとなっております。

現在の計画では、令和20年度までのごみの排出量を設定しており、人口減少に伴い、ごみの排出量も遞減していくものと推計していることから、現在、許可している収集運搬許可台数であれば、処理する能力を有していると判断しているところです。

○石垣直樹議員 事例を二つ紹介いたします。一つ目は、市内の建築事業者に言われました。

改修をする際にごみが発生する。網走市が指定する一般廃棄物収集運搬業に問い合わせると、1か月かかると言われた。つまり、1か月は改修工事が行

えない。このような事態が発生している件について認識をお示しください。

○田邊雄三市民環境部長 一時的に依頼が重なり、混み合うこともあるかと思いますが、これまで収集運搬ができず、処理に支障が出たという情報は得ていないところです。

○石垣直樹議員 わかりました。

二つ目は、遺品の整理、生前整理を行っている事業者から問合せがありました。

一般廃棄物収集運搬業者を申請したいが、募集を停止している。高齢化が進み、今後、需要が増えると想定され、市民に必要とされるであろう遺品整理業として、網走市で営業が行えない。

ちなみに、隣の大空町では常に一般廃棄物収集運搬業の許可申請を受け付けております。私も大空町で許可を取ったことがあります、手続は簡単でした。同時に、6年前に網走市への一般廃棄物収集運搬業の申請許可を求めたことがあります。しかし、その際は、協会に入っていないから駄目ですと言わされました。

つまり、市場競争を行わせない、自由経済ではない状態であります。独占状態であり、価格競争が行われません。

高齢化が進み、市内には空き住宅が目に見えて増えております。一軒家の住人がお亡くなりになり、子供もいない。残るのは家財道具です。大量の思い出が詰まり、捨てられなかつた家財道具だけが残ります。

今後の終活の増加、死後に迷惑をかけたくない、死ぬ前に家を片づけたいという、生前整理の要望にスムーズに応えられる体制をつくっておかなければと思います。

今後、一般廃棄物収集運搬業の許可申請を行うつもりがあるのか、ないのか、お考えをお示しください。

○田邊雄三市民環境部長 今後の収集運搬許可についてですが、平成26年1月28日の最高裁判決において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられる性格の事業とは位置づけられていないとの判断がなされ、これを踏まえた同年10月の環境省通知では、一般廃棄物の処理に関しては許可業者に行わせる場合であっても、市町村が責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置づけ、適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、許可の運用を行うことが重要とされているところです。

したがって、新たな許可に当たっては、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者への影響を適切に考慮することが求められており、これらを考慮せずに行った許可処分に対しては、既存業者の取消訴訟の原告適格があるとの判断も示されていることから、その判断に当たってはより慎重であるべきものと考えております。

高齢化が進み、家財の片づけなどの需要が増えることは認識しておりますが、それが既存の事業者では対応できないもので、一定期間継続するものなのか、人口減少や作業員不足が見込まれる中、状況を見極めていく必要があり、今後の課題と捉えているところです。

○石垣直樹議員 おっしゃられているのは処理業であって、私が言っているのは収集運搬業なので、ちょっと論点がかみ合っていないのかなと思いますが、次に移ります。

ごみのポイ捨てについて伺います。

網走市のごみのポイ捨ての状況について、市内ではいまだにごみのポイ捨てがあります。たくさんの市民の方が早朝や日中にごみ拾いを行ってくれております。また、様々な団体が定期的にごみ拾いを実施しております。

しかしながら、いまだに市内の道路、歩道にごみがポイ捨てされている現状です。

現在のごみのポイ捨てについての認識をお示しください。

○田邊雄三市民環境部長 ごみのポイ捨ては、御指摘にありますように、依然として市内各所において散見されているところです。

原因の一つに、公共の場などにごみ箱が少ないといった声もありますが、一部の心ない方によるポイ捨てを完全になくすことに難しさもあり、苦慮しているところです。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。

次に、網走市が行っているごみのポイ捨てについてお伺いいたします。

私が知る限り、のごみちゃんというマスコットキャラクターを活用した啓発、ごみ袋の提供、最近ではスマートフォンアプリのピリカを使い、多くの市民がごみ拾いをした報告を行うなど、様々なごみ拾いに対する事業が行われております。

ピリカ上においては、コメント等でごみ拾いを行っている方同士がコミュニケーションを図っております。また、ピリカ上でイベントが行われ、一定回数

ごみ拾いをすると景品がもらえるなど、様々な取組が行われております。

しかしながら、これらの取組はごみ拾いをする方に対してのものであり、ポイ捨てを抑制する取組ではありません。

そこで、伺います。

現在、網走市が行っているごみ拾いをする方への取組、ごみをポイ捨てする方への取組についてお示しください。

○田邊雄三市民環境部長 ポイ捨てへの対応についてですが、ごみ拾いをする方への取組としては、従前よりごみ拾いをする方へボランティアごみ袋の配布のほか、ごみ拾い活動を行う団体との間で環境美化活動に関する協定を結び、清掃用具の貸与や保険加入などの支援を行ってきたところです。

また、議員がお示しのとおり、昨年度よりごみ拾いSNS、ピリカの自治体版を導入し、多くの方にボランティア清掃に取り組んでいただいているところです。

一方で、ポイ捨てする人への対応としては、道路管理者と連携し、警告看板を設置するなどの啓発活動のほか、悪質なケースについては警察へ相談し、原因者が特定できた場合は指導を行っております。

○石垣直樹議員 本日の道新に美幌町での不法投棄の話がございましたが、引き続き警察等と協力して取り組んでいただければと思います。

次に、私がごみ拾いをした際には、分別のためにごみを確認いたします。

そこで得られた私なりの考察では、ポイ捨てをされたごみの多くは、車内で発生しているごみの場合が多いということです。逆に、一般家庭で発生したと思われる生活ごみは、今まで一度しかありませんでした。

このように、ポイ捨てされたごみを調べることで、ごみをポイ捨てする状況を考えることができ、それはポイ捨て防止に役立つヒントとなり得ます。

近年ではクマが市街地へ出没し、本年は北海道内で2名の方がお亡くなりになられました。クマが市街地へ出没する要因としては、温暖化、夏の長期化によるブナなどの堅果類が大凶作となり、山に食べ物がないから市街地に出てきている。また、振興局職員の話によりますと、弁当殻が捨てられていて、それを食べたクマが味をしめてしまい、出没するなどと言われております。人間の食べる物は少量でたくさんのカロリーが得られ、それに熊が味をしめて

しまう。ポイ捨てが市民の生命を脅かす可能性があるということだと思います。

私の考えでは、過去にはコンビニにごみ箱があり、車内のごみはコンビニに捨てる、もしくは、家庭・会社で捨てる、道路上にポイ捨てするという3通りの選択肢があったのではないかと考えます。

しかし、現在は家庭や会社で捨てる、道路上にポイ捨てするという2通りの車内のごみ処分方法となり、道路上にポイ捨てをする割合が増えているのではないか。もしこの考えが正しければ、車内で発生したごみを処分する選択肢を増やすことで、道路上へのごみのポイ捨てを減らすことができるかもしれません。

また、自分の家の庭にごみをポイ捨てする人は少ないと思います。つまり、網走を自分の家や庭だという認識を持っていただく活動をすると、効果があるのではないかなど、様々な考えに至るわけです。

そこで、伺います。

現在、網走市ではポイ捨てされたごみのごみ質調査を行っているのか、もし行っているのであれば、そこからどのような考察が生まれているのか、また、ごみ質調査を行っていないのであれば、今後、行う考えがあるのかをお示しください。

○田邊雄三市民環境部長 これまでポイ捨てごみのごみ質調査を行ったことはありませんが、ボランティア清掃で集まったごみを確認すると、ペットボトルや缶など飲料の容器、たばこの吸い殻、菓子や食品のプラスチック容器が多く占めていると承知しております。

現在のところ、ポイ捨てごみのごみ質調査を行う予定はございませんが、議員がお示しのように、まちを自分の家という認識を持つていただくことは大切であり、小学生のごみ処理施設見学などの機会を通じて、幼少期からの問題意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○石垣直樹議員 最後に、網走市ポイ捨てゼロ条例について伺います。

平成13年9月27日に施行された網走市ポイ捨てゼロ条例には、次のように書かれています。第1条、この条例は（中略）自らの生活環境の美化を通して、すがすがしい環境、快適な環境づくりを進めることを目的とする。つまり、市民自らが生活環境の美化を行うことを求めております。しかしながら、これらの認識が広まっていないのではないか。

また、第7条では、自動販売機を設置して、飲食料やたばこ等を販売する者は、飲料容器等の散乱を防止するため、自動販売機の付近に別に規定で定める回収容器を設置しなければならないとされております。しかしながら、第7条はなかなか守られていない現状があるのではないかでしょうか。

さらには、第8条において美化協定というものがあります。町内会・商店街・学校・事業所・ボランティア団体、その他、地域の中で美化活動を実施しようとする団体は、市と美化協定を締結することができるとあります。この協定を締結したときは、その団体に対して別に定める支援を行うことができるときとされています。

今まで美化協定を結んだ団体はどの程度あるのか、また、最近はどのような傾向にあるのか、さらには、別で定める支援にはどのようなものがあるのか、お示しください。

○田邊雄三市民環境部長 網走市ポイ捨てゼロ条例は、市民みんなが協力し合い、ごみのポイ捨てなどをしない、させない、きれいなまちづくりを進める目的で策定いたしました。

条例では、市・市民・事業者、それぞれの責務などが規定されており、平成13年の規定から20年以上経過し、実態に即していない部分もございますが、美化協定については今年度9団体と締結しており、毎年10団体前後に協力を頂いているところです。

支援内容につきましては、先ほども申し上げましたが、清掃用具の貸与や保険加入など、その他、市長が認める支援として、例えばごみの回収など、活動団体からの要望を踏まえた支援を行っております。

○石垣直樹議員 この網走市ポイ捨て条例が、時間経過とともに市民に対して周知されていない実態があるのでないかと思いますが、網走市の見解についてお示しください。

○田邊雄三市民環境部長 時間経過とともに市民の認知度が低下しているのではとの御指摘につきましては、今後の啓発活動の中で改めて周知してまいりたいと考えております。

○石垣直樹議員 よろしくお願ひいたします。

終わります。

○松浦敏司議長 ここでお諮りいたします。本日の議事日程であります一般質問はまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、明日、一般質問を続行することにしたいと思いますが、これに御

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松浦敏司議長 異議がありませんので、本日はこれをもって延会といたします。

再開は、明日午前10時としますから、参集願います。

御苦労さまでした。

午後 2 時26分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 松浦敏司

署名議員 立崎聰一

署名議員 石垣直樹

9月10日 (水曜日) 第4号

令和7年第3回定例会
網走市議会会議録第4日
令和7年9月10日(水曜日)

○議事日程第4号

令和7年9月10日午前10時00分開議
日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (金兵議員、村椿議員、平賀議員)

○出席議員 (15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
栗田政男
里見哲也
立崎聰一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
古都宣裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

財政課長 小西正敏
デジタル化推進室参事 山縣叔彦
市民活動推進課長 田中靖久
生活環境課参事 八百坂則勝
健康推進課長 坂上貴幸
健康推進課参事 今野多賀子
社会福祉課長 清杉利明
介護福祉課長 小沼寛人
観光課長 井上博登
観光商工部参事 田端光雄
観光商工部参事 鈴木崇之
建築課長 小原功
都市管理課長 近藤賢
港湾課長 澄谷一志
建設港湾部参事 遠藤崇哲

教育長 岩永雅浩
学校教育部長 高橋善彦
社会教育部長 伊倉直樹
学校教育部次長 小中理司
学校教育課長 里見達也
学校教育課参事 中野敏博

監査事務局長 高橋勉

○欠席議員 (1名)

澤谷淳子

○事務局職員

事務局長 岩尾弘敏
次長 石井公晶
総務議事係長 和田亮
総務議事係 平間公稀
係 山口諒

午前10時00分開議

○松浦敏司議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告いたします。

欠席、澤谷淳子議員。

○松浦敏司議長 本日の会議録署名議員として、金

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
企画総務部参事監 小松広典
市民環境部長 田邊雄三
健康福祉部長 結城慎二
健康福祉部参事監 永森浩子
観光商工部長 北村幸彦
建設港湾部長 立花学
市民環境部次長 寺口貴広
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 日野智康
職員課長 高橋健司

兵智則議員、古田純也議員の両議員を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した第4号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○松浦敏司議長　日程第1、昨日に続き一般質問を続行いたします。

金兵智則議員。

○金兵智則議員　一登壇一　まず、質問に入る前に、前回の6月議会で、新庁舎について、エレベーターや階段の踊り場への案内板の設置について伺いましたけれども、早急に設置していただきまして、市民の皆さんから大変わかりやすくなつたという声を頂いておりますので、御報告をさせていただきたいというふうに思います。

私は、さきに通告いたしました3項目について質問いたします。

まず一つ目ですけれども、地域医療体制についてです。昨日も質問がありましたので重なる部分があるかと思いますが、御了承いただければというふうに思います。

先日、札幌市で小児科の休日救急当番医体制を10月から縮小するという記事が新聞で報道されました。開業医の高齢化などを理由に、休日救急当番医を担う医療機関が減少し、1施設当たりの負担が大きくなっていることが原因で、日曜・祝日の当番医は現在の三、四か所から2か所となつてしまつそうでありましたけれども、その後の報道によりますと、新たな体制で維持されるよう取り組まれているようあります。

網走市の救急は、内科系では厚生病院内に網走市が設置している休日内科急病センターと市内各診療所で体制を組んでおりました。そのような中、高齢化やその他もろもろの理由により診療所の閉院などもありましたけれども、開業医誘致制度によって四つの診療所が開院し、救急医療体制の継続がされているというふうに認識をされております。

一方で、外科系ではそれまで厚生病院に対応していただいていた整形外科救急が、整形外科の医師がいなくなるという状況となり、12月議会において補正を行い、記念病院に協力をお願いすることとなりました。

厚生病院においては、一時期整形外科の新規受診も行えなくなる状況になりましたけれども、今年度

からは医師の派遣を受け、予約による診療がメインの状況ではありますけれども、外来受診も行えるようになっております。

小児科分野では、厚生病院の小児科と小児専門診療所の体制ありましたけれども、開業医誘致制度によって診療所1か所が新規開業をいたしまして、小児科分野の体制強化であると期待がされましたけれども、小児専門診療所が休院後閉院となり元の数というふうになつてしまつました。その上、コロナの蔓延なども重なり、診療所では患者数の増加と人手不足により、受入れ数の制限が行われるなどの事態もあったようあります。

さきの6月議会では、網走市の医療体制の現状について、一部診療科において、医師不足による課題はあるけれども市全体としては必要な医療体制は確保されているという答弁もありましたけれども、医療体制の整備については市としてさらなる取組が必要というふうに考えますけれども、今後の見通しを含めた医療体制について、市長の見解を伺います。

○水谷洋一市長　一登壇一　金兵議員の質問にお答えしたいと思います。

総体的な網走の医療についてのお尋ねのように存じますが、金兵議員からはこの医療問題の課題に対して常々議論を重ねていただいた経過があるものと認識しているところでございます。

まず思い出しますのは、今から10年以上前に議員と議論を重ねたことにつきましては、子供の医療費無償化について、医療提供体制が整わない中での無償化は医療の需給と供給のバランスを崩しかねず、当時の流行語にコンビニ受診というものがありましたけれども、このことを助長することとなるから、まずは医療提供体制の確実な実施が必要であるというような議員との認識の一一致を見たところでもございまして、今まで医療提供体制の充実の政策の展開に対し、様々な御提言を頂き、新規開業医の開設の実現を図った上で、高校生までの医療費無償化政策を推進できたものと思っているところでございます。

また、今般、補正予算においてもお願いしていたところでございますけれども、以前、網走脳神経外科病院が手術を実施しない方向になった際にも、斜網地域の脳疾患患者の緊急性の観点から、一日も早い整備の充実についてお話を頂いたこともございました。

現在では、網走厚生病院には3名の脳外科の常勤

医がおりますが、このことは、札幌禎心会病院と北海道厚生連、斜網4市町と医療提供体制の協定を結んだことにより医師派遣が行われたところであります。必要に応じて札幌から医師が派遣され緊急手術が行われる体制も取られているなど、網走厚生病院に異なった民間病院の医師派遣が行われるといった先進的な取組によって、網走市民のみならず斜網広域の住民の急性期の命を守っていただけているものと思うところでございます。

こうしたことにつきましても、補正予算の審議に当たりまして議会の皆様方には従前より深い理解を頂いておりますことに、この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

昨日の答弁にもございましたが、最近の医療情勢の課題については、市内にあった小児科クリニック二つが、医師の御逝去により閉院となり、また、網走厚生病院にあります常勤整形外科医が退職されたことで、二次医療機関の網走厚生病院において常勤医が不在となったことから、手術などに支障をきたし、三次医療機関である北見日赤病院の負担が重くなっているなどの課題があったところでございます。

三次医療機関を守るために、二次医療機関の確保が必要であり、二次医療機関の確保に当たっては一次医療機関の確保が重要であります。

その上で、今般、札幌医科大学の整形外科学講座の医局から、常勤派遣の方向で、現在、詳細協議が行われていると聞いているところであります。網走市におきましても、整形外科医の確保に向けて北海道厚生連と十分な連携を図ってまいりたいと存じます。

また、小児科を標榜するクリニックの開設につきましては、先日、開業医誘致成審査委員会において助成の承認を頂きましたことから、来年の夏から秋にかけて新たなクリニックの開設がなされるものと考えており、子育て支援の観点からも重要な拠点になるものと考えているところであります。

この開設によりまして、前の期におきましては3か所、今期におきましては2か所、合計5か所のクリニックが新規に開設されたところであります。

今後とも、医療の必要に応じて、医師の確保の動向について注意を払い、必要な対策と政策の実現に力を尽くしてまいりたいと存じます。いずれにいたしましても医療提供体制はこれで十分という状況ではないと考えておりますので、今後とも議員とは網走の医療提供体制について議論を重ねてまいりたい

と思うところでございます。

○金兵智則議員 懐かしいお話から、現状と、この先についてと、いろいろと詳しく御答弁いただいたのかなというふうに思っております。

昨日も答弁がありましたけれども、整形外科医が派遣をされるということと、小児科医が新たに開業されるということで、小児科については、今の答弁の中で来年の夏から秋ぐらいをということですので、子供たちの命を守っていくために早い開院が望まれるなというふうに思います。

詳細を伺っていきたいと思いますけれども、もちろん開業医誘致制度の要綱の中に救急への協力ということは明記されておりますので、受けていただけるのかなというふうに思っておりますけれども、網走市の救急や学校などの健診への協力については、新たに来られる小児科の先生はどのようになっているのかお伺いしたいというふうに思います。

○結城慎二健康福祉部長 新たに開業を検討されている小児科の先生とは様々な意見交換をさせていただきました。その中で、救急含めて地域医療にはお力添えいただけるというお約束はしております。

○金兵智則議員 明るい話題だなというふうに思います。

整形外科のほうですけれども、整形外科の医師の派遣時期は令和8年度からということで昨日答弁があつたと思いますけれども、整形外科には大きくわけて三つの専門分野があるのは御承知のとおりだと思います。

例えば網走市の状況、手や足のけがが多いのか、腰痛持ちの人も多いというふうに思いますが、網走市の状況に合わせて、派遣していただける医師について要望したりすることは市として可能なのか、お伺いしてみたいというふうに思います。

○結城慎二健康福祉部長 医師派遣の詳細については、北海道厚生連が行っておりますので、市がそこに例えどこの部位の専門のお医者様をというような意見をすることはできないかというふうに考えております。

○金兵智則議員 わかりました。それは厚生病院の判断でということなのだと思いますが、脊椎関係の整形の先生は網走市は少なめなのかなという感じが私自身もしていたものですから、そういうことが可能なのかどうかお伺いしてみました。

医療体制の整備については、病院や医師会と連携しながら進めているということは承知しております

けれども、今後の高齢化や地域の人口動態などを踏まえたときに、先に述べました整形外科や小児科も含めて、今後必要とされる診療科についてはどのような考えなのでしょうか。また、診療所が必要とされる地域についてはどうでしょうか。併せてお伺いしたいというふうに思います。

○結城慎二健康福祉部長 必要とされる診療科・診療所の地域についてでございますが、市内の診療所数につきましては、人口10万人当たりに換算すると、多くの診療科が全国平均を下回っておりますが、現状においては、市内全体としておおむね必要な診療科は確保できているというふうに考えております。

しかし、市内開業医の年齢構成などを考えますと、救急医療体制を含めた医療提供体制の維持に向けては、開業医誘致を継続する必要があると考えておりますし、その助成の対象は、原則として、皮膚科・耳鼻咽喉科・眼科・歯科を除く診療科の診療が可能な方としているところでございます。

また、診療所の地域につきましては、同一診療科の診療所は市内に分散することが望ましいとは考えますが、開設する地域に当たっての必要な土地の確保を考えると、場合によっては近接する地域への設置もやむを得ないと考えております。

なお、通院困難者への対応としましては、東部地区、西部地区における患者送迎バスの運行や、移動型医療サービスの推進により、必要な医療の確保の取組を進めてまいりたいと考えております。

○金兵智則議員 詳しい御答弁いただいたのかなと思いますけれども、診療所についてはやはり分散したほうがいいのか、もしくは都会などでもあります駅のところにクリニックタワーみたいなのがあってクリニックの各科がそろっているというようなこともありますので、どちらがいいのかというふうに思いますが、今後高齢化が進むとやはり移動という部分が難しくなっていくので、市としては分散のほうがいいというふうに思うのは述べさせていただきたいなというふうに思います。

現在、定住自立圏を結んでいる1市4町で様々な連携をしていることは承知しております。昨日の答弁の中にもありましたけれども、連絡会議というものも立ち上がっているということもわかりました。

その会議体の中でも地域の医師不足について課題が持ち上がっているのではないかというふうに思いますけれども、広域での医療体制の考え方と課題解

決に向けた協力体制というものはどのようにになっているのか、お伺いしたいというふうに思います。

○結城慎二健康福祉部長 広域での医療体制の考え方、課題解決の協力体制についてでございますが、近隣4町とはこれまで救急医療、周産期医療、脳神経外科などについて連携を図っているところでございます。

具体的には、地域センター病院や周産期母子医療センターとしての役割を持ちます網走厚生病院に対して、医師確保や必要な医療提供体制の維持・確保を目的とした支援を行うとともに、1市4町、網走地区及び斜里地区消防組合、網走医師会が協定を締結し、斜網地域における適正な救急医療体制の確保に努めております。

また、議員お示しの斜網地区医療連絡会議において、様々な課題について意見交換、情報共有を行う中で、行政や医療機関の必要な連携を深め、地域における安定した医療提供体制を構築する対応策を検討することとしております。

さらに、今後、2040年に向けた新たな地域医療構想の策定が進められることになっており、その中で必要病床数などについて協議が進められるものと認識しておりますが、この議論においては、広域での医療連携が課題になると考えております。

このため、地域医療構想調整会議や斜網地区医療連絡会議などにおいて、広域連携の在り方については今後、意見交換、情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○金兵智則議員 わかりました。今後も医療体制を維持していくためにも、これからも医師確保対策というものは必要なだと思います。先ほども、開業医誘致制度を今後も続けていくという答弁も頂きました。ですので、今後も病院や医師会との情報交換や協議というものが必要になってくるのだというふうに思います。

ですので、新たな取組も必要になってくるのではないかなというふうに考えます。例えば、他自治体で行っている市内への開業・移動などに興味を持っている医師に対して現地に来ていただき、実際に視察してもらうための交通費や宿泊費を助成する制度というのも網走でも創設するなど、医師確保対策に対する新たな取組について見解を伺いたいというふうに思います。

○結城慎二健康福祉部長 医師確保対策の新たな取組についてでございますが、議員お示しのとおり、

市としては開業医誘致を継続する必要があるというふうに考えておりますが、近隣の自治体でも同様に助成制度を創設して医師確保に取り組んでいると承知しております。

そうした中には、何より開業を検討されている医師とのコミュニケーションをしっかりと図ることによって、開業に向けた不安解消を図ることが重要であると考えております。このため、こうした視点での取組を継続するとともに、当市の制度の見直しについても検討してまいります。

また、近隣でも勤務医の確保の取組が行われていると承知しております。

個別医療機関における医師確保については、基本的にはそれぞれの医療機関が行うべきものと考えておりますが、市民の安心・安全な生活と命を守るために、必要な診療科の医師確保について、他自治体の取組の例も参考にして、その手法等について医療機関と協議を行ってまいりたいと思います。

○金兵智則議員 わかりました。不安を解消してもらうために、一回現地を見てもらうということが多分一番早い話なのだというふうに思いますので、これをやってくれというのもちょっとありますけれども、いろいろな方策を探しながら協議していくいただいて、今後も安心して医療を受けられる体制に向けて一緒に取り組んでいけたらなというふうには思っております。

次に、2項目め、カスハラ対策について伺います。

昨年の6月議会だったかと思いますけれども、質問をさせていただきましたカスタマーハラスメント対策ですけれども、今年の6月4日に労働施策総合推進法、いわゆるカスハラ対策法が国会にて可決されました。カスハラ対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすることを主な内容とするものであります。

この義務に違反した事業主は、報告徴求命令、助言、指導、勧告または公表となるため、事業主は施行日までに対応しなければならないというふうになっております。現在のところ早ければ来年2026年10月頃といわれておりますので、改めて今議会で質問をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、カスハラ対策について、網走市の事業者は現状どのようになっていると把握されているのか、認識をお伺いしたいというふうに思います。

○北村幸彦観光商工部長 市内事業所の状況というお尋ねでございますが、議員のお示しのとおり、法改正によりまして、カスタマーハラスメント対策につきましては、事業主が雇用管理上必要な措置を義務づけられることとなり、今後、事業主が講ずべき具体的な内容は、厚生労働省から指針として示されることとなっております。

厚生労働省が令和5年度に実施しました職場のハラスメントに関する実態調査では、カスタマーハラスメントは増加傾向にあるという状況であるものの、現在のところ、市内事業者からは、市や商工会議所にはカスタマーハラスメントに関する相談や法改正に関する不安などは寄せられていない状況でございます。

○金兵智則議員 わかりました。

結構前の質問だったと思うのですけれども、市内事業者の実態はなかなか把握できていないので、商工会議所と連携しながら調査し、実態の把握に努めるといったようなこともありましたけれども、ちょうどコロナの前ぐらいの答弁だったので、コロナが影響なのかどうなのかわからないですけれども、この辺の実態の把握というのは何かされたということはあるのですか。

○北村幸彦観光商工部長 令和2年度におきまして、網走商工会議所にて網走市内におけるカスタマーハラスメントの実態調査を行っております。当時の調査期間なのですけれども、ちょうどコロナ禍の中で、令和2年12月末から令和3年1月20日ぐらいまでの間の調査ということでございまして、そのときの結果といいたしましては、悪質クレームに対して困っていると回答した事業所は6.2%にとどまっている状況でございました。

○金兵智則議員 令和2年ということでありましたけれども、それからもう5年たっているのですけれども、その辺の新たな調査ということは商工会議所がやるのかどうかわからないですけれども、ということはないですか。その頃からもう結構たっています。カスハラというのが世間にこれだけ広まってきた中で、改めての調査ということはないものでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長 議員の御指摘のとおり、ちょうど令和2年度のコロナ禍の時期に調査して時間もたっております。現在と状況も違いますし、今回の法改正もございますので、会議所と協議いたしまして、新たな調査については検討してまいりたい

と考えております。

○金兵智則議員 わかりました。少し古いデータになってしまっているので、多分もう一度やられたほうがいいのかなというふうには思っています。

次に、市役所内について伺いますけれども、以前頂いた答弁ですと、市役所では対面によるハラスメントはほとんどなく、電話では特に冬期間の大雪時に10件程度あるという答弁を頂いておりますけれども、今回、新庁舎の開設に当たって、電話録音システムというものが導入されております。カスハラ対策においては、電話録音システムが一定の効果があるというふうにいわれておりますけれども、録音システム導入前後でカスハラの状況に変化があったのか、お伺いしたいというふうに思います。

○秋葉孝博企画総務部長 庁舎移転後のカスタマーハラスメントの状況についてでありますと、対面による窓口では、移転前と変わりなく、該当する事例はございません。

電話による問合せでは、大雪時の怒鳴っての電話が1日当たり10件程度から数件に減少しております。このほか、全体的に強い口調の電話が減少しているというような状況でございます。通話の告知・録音システムの導入により、ハラスメントの抑制に一定の効果が表れているものと認識しております。

○金兵智則議員 2月末に新庁舎でしたから、それでもこの短い期間でやはり効果があったのかなというふうに思います。

ちなみに、カスタマーハラスメントだけではなくて、セクハラやパワハラなども含めたその他のハラスメントの状況把握というのはされているのでしょうか。もしされていないのであれば調査が必要であるというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 職場での人間関係に起因するトラブルにつきましては、各所属長の下、状況を把握し、解決に向けて取り組んでおります。

職場では解決できないトラブルにつきましては、ハラスメントの防止に関する規程に基づき、職員係長や専任の保健師などが相談窓口となり、状況を把握しアドバイスするとともに、必要に応じて各所属長への指導を行っております。

また、新庁舎では、オープン・フロア・オフィスとなり、状況の把握が容易となりました。

こうした状況から、現時点では一律に調査が必要とは考えておりませんが、引き続きハラスメントの

状況把握と解決に努めてまいります。

○金兵智則議員 新庁舎の特徴でもあるオープンフロアもあるので状況把握はある程度できているので、詳しい調査は今のところ考えていないという答弁だったと思うのですけれども、エビデンスが必要な部分もありますので、調査ができるのであれば、やれるタイミングでやったほうがいいのかなというふうに思います。

ここで改めてお伺いしますけれども、網走市が行っているカスタマーハラスメントに対する取組というものはどのようなものがあるのでしょうか。以前の答弁では、研修や、職員名札の名字表記への変更、相談窓口の設置といったものを挙げられておりましたけれども、加えてカスハラに対する対策マニュアル等は作られているのかどうかも併せてお伺いしたいというふうに思います。

○秋葉孝博企画総務部長 議員お話しのとおり、現状のカスタマーハラスメント対策は、職員の名札を名字のみへ変更、相談窓口の設置、職員研修、それから今お話のありました通話の告知・録音システムの導入などでございます。

現在、対策マニュアルはございませんが、カスタマーハラスメントへの対応方針として、担当職員一人での対応を避け、管理職も含めた組織として対応すること、状況によっては警察や弁護士への相談も行うこととしております。

先ほどお話がありましたが、労働施策総合推進法の改正に伴い、事業主にはカスタマーハラスメントを防止するための必要な措置が義務化されました。今後、国から示される指針を基に、対策マニュアルの整備など、必要な対策を進めてまいります。

○金兵智則議員 わかりました。今回の法律改正を機に、カスハラに対する周知を積極的に行っていかなければならないのではないかというふうに考えます。

以前にも、札幌市で大変評判となっているポスター掲示を行ってみてはという質問をさせていただきましたけれども、そのときの答弁では、庁舎にポスターを掲示することは、市民に警戒心を与える可能性があるため行わないといったような内容でございました。しかしながら、網走市全体としてカスハラに対する認識を高めていくためにも、市内のあらゆる場所に掲示していく必要があるのではないかなどというふうに思います。

札幌市では、役所関係や企業、店舗のみならず、

地下歩行空間のデジタルサイネージを活用しています。それらにより認識が高まった効果なのか、お客様がお客様に注意するといったような状況もあったそうです。網走市としてポスター掲示などの周知の必要性について、見解をお伺いいたします。

○北村幸彦観光商工部長 カスタマーハラスメントにつきましては、先月の8月26日に網走商工会議所と斜網地域通年雇用促進協議会の共催で、カスハラに関する実践セミナーが開催されたところでございますが、このたびの労働施策総合推進法の改正を機に、市といたしましても周知・啓発していく必要があると考えているところでございます。

また、北海道におきましては、今回の改正に先立ち、北海道カスタマーハラスメント防止条例を本年4月1日から施行し、ポスターやホームページ等により周知しているとともに、相談窓口等も設けているところでございます。

カスタマーハラスメントは、労働者に精神的・肉体的な苦痛を与え、心身の健康を著しく損なうことが考えられますので、不当なハラスメントから労働者を保護し、安心して働く職場環境を維持するために、必要な対策を講じることが、労働者のモチベーションの向上や離職率の低下にもつながるものと考えられます。

先ほど答弁いたしましたが、今後、国から具体的な内容の指針が示されることとなっておりますので、国の動向等を注視しながら、商工会議所をはじめ関係機関と連携、情報共有を図り、周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○金兵智則議員 国の指針、動向を見ながらという答弁だったのかなと思いますけれども、周知は必要でやらなければいけないですから、これはその辺を待つまでもなく、商工会議所と相談の上、どんどん進めていくといったような腹積もりを持っていただきたいなというふうに思いますし、実は企業ではもう進めているところもあるのです。

私はたまたま今朝クリーニング店に寄ってきたのですけれども、クリーニング店のレジにデジタル画面がついているのですが、そこにカスハラ駄目というポスターの小さい版が時間によって切り替わるようになっていたりするのです。企業はもう率先して始めようとしているのですから、市も積極的に関与しながら、市にポスターを貼ったらちょっと威圧的だというような答弁も前回ありましたけれども、そうではなくて、これはやってはいけない当たり前の

ことなので、やめましょうということがわかるように、周知はもう早々と積極的に進めていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○北村幸彦観光商工部長 議員御指摘のとおり、なるべく早めな周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○金兵智則議員 わかりました。では、次の議会で「もう見えるようになりました」という報告ができるように対応していただけたらというふうに思います。

現在、企業では電話応対に対してAIを活用することが増えてきているそうです。電話応対の自動化と効率化が行われるのはもちろんのこと、設定を細かくすることができ、カスハラ対策にも活用できるものだそうです。

AIの導入を今すぐに検討するということにはならないのかもしれませんけれども、今後もますます人口減少が続いていくと思われます。AI技術の進歩は著しいことから、今のうちから様々な可能性を検討していく必要性もあるというふうに思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○小松広典企画総務部参事監 電話応対におけるAIの活用についてでございますが、近年、様々な分野でAI技術の活用が進んでおり、御指摘のとおり、電話応対の自動化による業務効率化や、音声解析によるカスタマーハラスメント対策に有効な手段となり得るものと認識しております。

現在、CIO補佐官と共に生成AIの利活用に関する研究を進めています。当市といたしましても、職員がより安心して市民サービスに従事できる環境を整備することは、大変重要と考えております。

AIの導入には、費用対効果やシステムのセキュリティ確保など、慎重に検討すべき課題もございます。まずは、ほかの自治体における導入事例や具体的な効果、課題などについて情報収集に努め、利活用の可能性について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○金兵智則議員 わかりました。

最後、3項目めに移ります。

人流状況と安全対策についてお伺いいたします。

オホーツク総合振興局の発表によると、オホーツク管内の観光客数が昨年度と比べて5.1%増加したと報道されました。加えて、外国人の宿泊客数も前年度比47.7%増となり過去最多を記録したそ

です。網走市も増加傾向であることは議会での市長挨拶など様々な場面で公表されておりますけれども、改めて網走市の観光客入込数とインバウンドの割合についてお伺いしたいというふうに思います。

○北村幸彦観光商工部長 令和6年度の観光客入込数は156万7,700人で、対前年比109%、宿泊客数は39万6,052人で、対前年度比108%となっておりまして、これは新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度水準に達している状況でございます。

外国人宿泊者数は、市の統計が残る平成11年度以降で過去最高となる5万1,943人、対前年度比134%と大幅に増加したところでございます。

宿泊者数における外国人観光客の割合につきましては13.1%となっている状況でございます。

○金兵智則議員 わかりました。

本日ちょうど新聞報道にもあったというふうに思いますが、外国人インバウンドについては相当増えてきているということがこれでわかるのかなというふうに思います。

各観光施設へ多くの観光客の方々が訪れてきてくれているのだというふうに思います。流氷館や博物館網走監獄、道の駅に訪れる観光客の数とインバウンドの割合はどのようにになっているのか、お伺いしたいというふうに思います。

○北村幸彦観光商工部長 令和6年度のオホーツク流氷館の入館者数につきましては14万8,886人で、対前年度比110%、そのうち外国人観光客は4万8,856人で、対前年度比127%、外国人観光客が占める割合は32.8%となっております。

博物館網走監獄の入館者数につきましては24万8,513人で、対前年度比112%、そのうち外国人観光客は3万7,965人で、対前年度比123%、外国人観光客が占める割合は15.3%となっております。

網走流氷観光砕氷船おーるらの乗船者数につきましては6万4,822人で、対前年度比93%、そのうち外国人観光客は2万1,881人で、対前年度比104%、外国人観光客が占める割合は33.8%となっております。

道の駅の入込数は67万6,908人で、対前年度比99%、外国人観光客数につきましては集計を取っておりませんが、観光案内をした外国人が約2,500人あったという話でございます。

○金兵智則議員 わかりました。インバウンドの方の割合が対前年比で見れば、例えば流氷館でいければ110%増加なのがインバウンドが127%ということ

は、やはりインバウンドの割合は上がってきているというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○北村幸彦観光商工部長 議員のおっしゃるとおり、令和5年度と比べましても外国人の割合は上がっているという状況でございます。

○金兵智則議員 わかりました。

あともう1点、コロナ禍の頃からか道内に限らず全国の道の駅で車中泊をされる方が多くなってきました。その結果、各地で様々な問題が起こっているというニュースを目にすることが多くなりました。そもそも道の駅のルールでは、休憩や仮眠を目的とした場合の睡眠は許可されておりますけれども、宿泊を目的とすることは禁止されています。とはいえ、この言い方自体がそもそも線引きが難しいのかなというふうに感じるところですけれども、全国の道の駅で対応に大変苦慮しているというふうに言われております。

最近では、道の駅にRVパークという車中泊専用スペースを用意するところも多くなってきていますが、網走市の道の駅はどのような状況になっているのか、お伺いしたいというふうに思います。

○立花学建設港湾部長 道の駅の状況についてでございますが、当駅も車中泊をされる方が多くなり、道の駅に来館を目的とする方が駐車できなくなるケースも起きております。

当駅の乗用車駐車場は126台の駐車スペースがあり、利用率は一年を通して平均4割程度となっておりますが、繁忙期のゴールデンウィーク、お盆時期などの連休、夏祭り、流氷まつりなどのイベントの際は9割以上が利用されてございます。そのうち、車中泊されるキャンピングカーは、多い日で20台程度確認しておりますけれども、乗用車での車中泊をされる方もおりまして、合わせて30台程度に及ぶのではないかと思われます。

現時点においては、イベント時の駐車場の活用などからRVパーク専用スペースを確保することは難しいと考えてございます。今後、RVパークの設置につきましては、駐車場の利用状況や利用者ニーズを注視しながら必要性を判断してまいりたいと考えているところでございます。

○金兵智則議員 スペース的にRVパークをというのは何か大きな改築でもない限りは難しいのかなというふうに私も思いますけれども、車中泊が多くなったということで、網走の道の駅で何かトラブルが

あったといったことは聞いていたりしますか。

○立花学建設港湾部長 道の駅の館内には車中泊について注意喚起をするポスターを掲示しておりますけれども、大きなトラブルとしてはこちらとしてはお話は聞いていないところでございます。

○金兵智則議員 わかりました。車中泊なのではないかとしか思えないのですね。仮眠なのかもしれないわけで、そこがそもそも難しいルールなのだというふうに思いますけれども、網走市では大きな事件が起きたとか、問題があったということは聞いていないということで理解したいというふうに思います。

また、前回の6月議会の一般質問で、新庁舎が開庁したことによる影響を伺ったところ、新たな人の流れが生まれてきていると感じているとの答弁を頂きました。また、全国的にインバウンドの方々が、これまで観光地といわれていた場所ではないところに大勢の方が集まっているというようなことが増えてきているようですし、網走市でも、インバウンドの方なのははつきりとわかりませんが、そういった外国人の方がこのようなところにというお話を伺うこともありました。

このような状況も踏まえて、中心市街地の通行調査はまだ行われていないというふうに理解しておりますけれども、中心市街地や網走市全体では人の流れに変化が生じているといったような認識なのか、お伺いしたいというふうに思います。

○北村幸彦觀光商工部長 新庁舎が供用開始したことによりまして、中心市街地におきましては、300名を超える職員に加えまして、市役所に来庁される市民による昼間人口が増加していることもあり、飲食をはじめとした新たな需要や人の流れが生まれてきているものを感じるところでございます。

また、インバウンドが観光地以外の場所に集まるといった報道もされていることは承知しておりますが、市内におきましてもスーパーなどで見かけるといったお話もございます。

今年度につきましては、先ほど議員からお話があったように、例年同様、中央商店街振興組合で通行量調査を10月中旬頃に実施する予定となっているところでございます。

○金兵智則議員 中心市街地の通行量調査はこの後だということですけれども、新たな流れ、また、インバウンドについても今までとは違う動きがあるのかもしれないという認識だということで理解したい

というふうに思います。

次に、教育関係について伺います。

網走市では、子供たちの通学路の安全確保に向けた取組を行うために、通学路交通安全等プログラムを策定し、対策箇所を定期点検などで洗い出し、対策を行ってきているというふうに理解しておりますけれども、私が前に見たところ、ホームページ上で令和3年度分しか見つけることができませんでした。現在、この定期点検・プログラム等はどのようにになっているのか、お伺いしたいというふうに思います。

○高橋善彦学校教育部長 通学路の点検につきましては、平成27年9月に策定しました網走市通学路交通安全等プログラムに基づき、網走市のほか警察署や国道・道道の道路管理者など関係機関と連携体制を図るために設置されました網走市子どもの安全確保連絡会議の実務者部会におきまして、地域や各小学校などから要望のあった通学路の危険箇所について、合同点検を毎年度実施し、その都度対策を図つていきておりますが、議員御指摘の市公式サイト上の対策情報の掲載につきましては、事務処理が整っておらず、情報更新がされていないといったことを確認したところでございます。大変申し訳ございませんでした。

今回、この質問を受けまして、早速、令和4年度以降、直近の昨年度までに点検を行った箇所、また、その後に対策を行った状況などの一覧表につきまして、最新版を更新したところでございます。

今後も、情報の更新には適切に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○金兵智則議員 9月1日付でホームページの更新をされているということを確認させていただきました。令和6年度版に変更になったということですので、毎年度やっていたということで、ごめんなさい、令和4年度版、令和5年度版は見つけられなかったのですが、令和6年度に包括されるといったような考えでよろしいでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 おっしゃるとおり、一覧表の中にその年の対策が必要な箇所を盛り込んでございますので、年度ごとというよりも、直近のものに今までやったものが全て掲載されているという考え方でございます。

○金兵智則議員 ちなみにお伺いしますけれども、ホームページ上以外に市民の方がこれを見る機会というのはあるのですか。

○高橋善彦学校教育部長 現在のところは、この市の公式サイトのみの掲載というふうになってございます。

○金兵智則議員 であるなら、ちゃんとやっていただきたいというふうに思います。

次に、現在不審者の状況を警察とも連携し、アプリ等を利用し保護者に伝わるようにされているということは認識しておりますけれども、この不審者情報をただ流すだけではなくという言い方が正しいかどうかわからないですが、不審者がよく出没している場所について教育委員会として把握されているのか。それらの情報を、例えば通学路交通安全等プログラムと連携するということはしないのか、お伺いしたいというふうに思います。

○高橋善彦学校教育部長 この通学路交通安全等プログラムは、過去に国内で相次いで発生した通学路での痛ましい交通事故を受け、関係機関の連携による交通安全対策の強化を主に図るために策定されたものでございます。

一方、不審者の発生につきましては防犯対策として対応しており、学校や教育委員会に情報が寄せられた場合には、直ちに児童生徒への安全指導、保護者への注意喚起を行うとともに、警察へ連絡しパトロールの依頼を行っております。

また、必要に応じて学校教職員や市教委職員による巡回や市内の幼稚園、保育園、各小中学校宛にも情報提供をしているところでございます。

教育委員会としましては、市内で不審者がよく出る場所というのは特定しているところではございませんが、不審者情報としてお寄せいただいた発生場所や事案内容などの実績につきましては、毎年度、関係機関の出席により開催しております網走市子どもの安全確保連絡会議におきまして、情報提供と共有を図っているところでございます。

こちらにつきましても、プログラムに基づく対応の一環としまして、市のホームページ上への情報掲載を行いながら、子供たちの通学路の安全確保、また、犯罪に巻き込まれない環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○金兵智則議員 わかりました。

というのも、不審者が出没する場所として以前からよくいわれているのが、やはり子供が集まる公園付近が多いのではないかというお話をされる方が大変多いというふうに思います。最近では携帯電話などで子供たちを撮影しようとしたみたいな不審者情

報が多くなってきていますので、以前とはちょっと違ってきてているのかもしれませんけれども、公園というのはやはり不審者が集まりやすいという中で、公園などの草刈りの回数と時期についてお伺いいたします。

○立花学建設港湾部長 公園の草刈り状況ですが、都市公園、児童公園のほか、緑地帯、公園予定地合わせて137か所を通常2回実施してございます。利用頻度が高い公園につきましては3回実施しているところでございます。

実施時期につきましては、5月下旬から8月下旬までの期間で行っているところでございます。

○金兵智則議員 わかりました。

ただ、不審者の出没というのは春先が多いというのが昔からの認識なのですけれども、例えば不審者情報があったような場所で、人が隠れたりすることを防ぐために草刈りの時期を早めたり、よく使う公園は回数を2回から3回に増やしているという答弁も今頂きましたけれども、そのような要望があった場合、対応していくということは可能なのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

○立花学建設港湾部長 不審者情報等による草刈り対応につきましては、不審者情報など特別な事案が発生した場合、関係部署、関係機関との協議により、草刈りの実施が必要とされたときは、草刈り実施時期の前倒しや回数を増やすなど、柔軟に対応していきたいと考えています。

○金兵智則議員 柔軟に対応していただけるということでありました。ありがとうございます。

ここまで観光客の動向、人が夜も含めて滞在していると思われる道の駅の状況であったり、網走市の人流の状況、そして子供たちを脅かす状況や環境について様々伺ってきましたけれども、令和9年度には旧市役所の隣にある網走警察署がオホーツク総合振興局の隣へ移転されることが決定されております。

加えて、網走橋のところにありました交番が閉鎖されております。このような状況は様々な要因がありますので、移転についても閉鎖についてもやむを得ないのかなというふうには思いますけれども、網走市としては、人の流れや環境というものが変わっていく中で、全国的にも様々悲惨な事件なども起きております。そういった中で不安に感じている市民も多くいらっしゃるというふうに伺っております。

特に交番が近くにあった方々や、現在警察署周辺

にお住まいの方々からは、道の駅の近くでもあることから、多く不安の声が上がっているといったような状況です。

昨日も防犯カメラ設置について質問もあったところですけれども、市として今後どのような対応を考えられるのか、見解をお伺いいたします。

○田邊雄三市民環境部長 網走警察署の移転及び交番の統合に伴う市の今後の対応についてですが、網走警察署から中央交番の統廃合は、交番が私有地に建てられており、現在地での建て替えが難しいとの判断と聞いております。

また、統合先の新町交番は、警察官が常駐する体制になるなど、交番機能強化を図ることになりました。

網走警察署の移転ですが、今まであった警察署がなくなることでの地域の方々の不安の声につきましては、警察署では地域パトロールの強化や110番通報での迅速な対応などに努めていくと伺っております。

網走警察署移転等に関わる地域からの声があつた場合は、市からも網走警察署に伝え、対応いただくよう要請してまいります。

○金兵智則議員 わかりました。様々な状況がありますので、今までどおりといったようなことにはいかないということも理解できますが、管轄として網走市ではなく警察の対応してもらうところなのかなとは思いますけれども、市民の皆さんに一番近いのはやはり市なのだと思いますので、警察の方々と連携を取りながら、市民の皆さんの不安を少しでも解消できるような対応を、ハードな面というのも昨日も話がありましたので、その辺も含めて今後も対応していくだけたらなというふうに思います。

終わります。

○松浦敏司議長 ここで、理事者入替えのために暫時休憩いたします。

再開は、11時5分といたします。

午前10時54分休憩

午前11時05分再開

○永本浩子副議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

議長を交代いたします。

一般質問を続行します。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 一登壇一 日本共産党議員団の村椿敏章です。

通告に従い、質問してまいります。

まず第1点は、市営住宅の状況についてです。

令和2年度第2回定例会で、大曲1丁目市営住宅の入居者が減り、共益費の負担が重くなっていることや除雪できる住民がいなくて大変だという声を市に伝え、そして公営住宅の風呂などをリフォームすることを提案したことがありました。現在の入居状況について伺います。

○立花学建設港湾部長 大曲1丁目市営住宅の入居状況についてですが、現在の管理戸数は、鉄筋コンクリート造3階建ての住宅が6棟72戸ございますが、そのうち、昨年度より就労者支援対策として企業の社宅活用とした住宅25戸を含めて、現在60戸の入居状況となってございます。

○村椿敏章議員 外国人労働者、企業に貸し付けたということです。入居状況としては改善されているということがわかりました。

それで、先ほど言っていた共益費の負担とか、除雪できる住人とか、この辺についてはある程度変わってきたという状況なのでしょうか。

○立花学建設港湾部長 今回、入居者が増えたということになりますので、共益費につきましては負担は減っているということでございます。ただ、除雪等の住民がいなくなったという点については改善はされていないという状況でございます。

○村椿敏章議員 わかりました。今回の企業への貸出しによって、昨年、永本議員からお風呂のリフォームなどの負担があったという話がありました。多くの市営住宅のお風呂はガスの給湯器で、それがリースとなっているようです。毎月2,500円から3,000円かかるような状況で、ガス料金に上乗せされ、負担が重いと聞きました。そうした意味から、大曲1丁目は、お風呂の給湯器はリース契約ではなくて自分で設置するということになるのでしょうか。

○立花学建設港湾部長 大曲1丁目の公営住宅につきましては、入居者の負担において設置していただくということになってございます。

○村椿敏章議員 入居者負担の設置になっているということはわかりました。

それでは、次の質間に移りたいと思いますが、民間のアパートでは、この給湯器のリース料というものは発生していません。家賃の中に設備の設置や管理費が含まれていると考えられます。調べてみると、自治体によっては、この公営住宅建設時に自治体が設置したお風呂及び給湯器は市が管理していて、住

人にはリース料が発生していないという自治体があることがわかりました。なぜ網走市の市営住宅にはリース料金が発生するのか、伺います。

○立花学建設港湾部長 市営住宅のリース料金についてでございますが、平成年代以降に建設した多くの市営住宅では、浴槽と給湯器をガス供給会社と市で協定を結びまして、備付けを行った上で、入居者とガス供給会社との間でリース契約をしていただくこととしてございます。

リース方式とした主な理由は、入居時にストーブ、照明器具などの設備に加えて浴槽や給湯器を設置するのは大きな負担となることから、負担の軽減のためリース方式としたものでございます。

なお、道営住宅や多くの自治体も当市と同様、入居者にリース料金を御負担いただいているところでございます。

○村椿敏章議員 最初の流れとして負担を少なくしようというところで始まったというのは理解できますけれども、それはないところでいえば当然そうなのかなと思うのですけれども、今は最初から浴槽もついていますから、リースされているのは給湯器だけだと思うのです。そういう部分では、やはりこれについても網走市で設置して維持管理をしていく方向で検討すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○立花学建設港湾部長 現在、潮見市営住宅の建て替えを進めておりますけれども、現在進めている市営住宅の建設においては、浴槽については備付けをして市が管理してございます。給湯器については引き続きリース方式として、これまで同様、入居者に御負担いただいているということでございまして、先ほどお話ししたように、入居者の負担を考えるとリース方式が望ましいのではないかと考えているところでございます。

○村椿敏章議員 最初に入居者に給湯器の負担を求めるというところは変わっていないのかなと思うのです。そうではなくて、最初から事業として建設時の事業費の中で水道施設を設置したり、それと同じように給湯器も設置するという方法がいいのではないかでどうかというふうに提案しているわけですが、どうですか。

○永本浩子副議長 暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時17分再開

○永本浩子副議長 休憩前に引き続き、一般質問を

再開いたします。

村椿議員の質問に対する答弁から。

建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 建設当時に給湯器を設置した場合、実際に入居者の家賃が給湯器分増えるのか、実際に備え付けた分として家賃は増えないのか、その辺についても研究が必要だということもございますので、その給湯器について今後建設時に設置できるかどうかについて、こちらとしても研究してまいりたいと考えております。

○村椿敏章議員 理解しました。先ほど言ったように、帶広の横の芽室町では、風呂給湯器が設置されたり、それもガスではなくて灯油の給湯器で、そういうのもつけたりしています。中標津でも同じようなケースがあります。ぜひ検討していただきたいと思います。

次の質間に移ります。

生活保護世帯への対応について伺いたいと思います。

先ほどの部分に続きますが、市営住宅の場合、風呂給湯器は住人がリース料をガス会社に払う形になっています。これが月2,500円から3,000円ほどかかっています。市営住宅に入居している世帯は何世帯あるのか。また、そのうち風呂給湯器リース料の本人負担をしている方は何世帯あるのか伺います。

また、道営住宅に入居している生活保護世帯は何世帯あるのか伺います。

○結城慎二健康福祉部長 公営住宅への生活保護世帯入居者の現状についてございますが、令和7年8月1日現在、市営住宅に入居している世帯は180世帯で、そのうち風呂釜も含めた給湯器のリース料を負担している世帯は163世帯となっております。

また、道営住宅に入居している世帯は39世帯で、そのうちリース料を負担している世帯は28世帯となっております。

○村椿敏章議員 民間のアパートでは、住人負担のリース料はありません。家賃として住人が払う形となっています。一方、市営住宅には家賃の中にリース料が先ほど聞いたように含まれていない。今、物価高騰の中で市民は大変な苦労をされています。生活保護費を頂いている方も同様です。生活保護費の住宅扶助費は、一般的には家賃だと考えますが、私はこの差を解消すべきではないかと考えます。住宅扶助費を認定する網走市は、その差についてどのように考えているのか伺います。

○結城慎二健康福祉部長 住宅扶助費基準では、その対象は家賃、間代、地代等となっており、公営住宅における入浴設備関係をはじめとします各種リース料につきましては、あらかじめ支給されている生活扶助費の中で賄うべきものだと認識しております。

○村椿敏章議員 次に行きます。

厚生労働省の生活保護実施要領等令和7年度版の55ページでは、住宅維持費の項には、問い合わせ形式で説明されており、「風呂桶が破損した場合、この修理を家屋補修費の支給対象として取り扱ってよいか」の問い合わせに「近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差し支えない」と答えています。これは風呂桶の場合ですが、風呂釜、ボイラーも同じではないかと思うのですが、見解を伺います。

○結城慎二健康福祉部長 実施要領の風呂釜の解釈についてでございますが、風呂釜につきましても、近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差し支えないと認識しておりますが、公営住宅入居者でリースを受けている場合は、本人の瑕疵がない限り、補修費はリース会社が負担すべきものと認識しております。

また、この要領はあくまで補修費に関する解釈でございまして、リース料には該当しないものと考えております。

○村椿敏章議員 リース料にはならないという考えです。

次の質問に行きます。

厚生労働省が毎年出している生活保護実施要領等の重度の心身障がい者、歩行困難で自宅でしかお風呂に入れない。また、これ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合、要するに近くに風呂がない場合は、入浴設備の設置に要する費用を住宅設備費の支給対象として取り扱って差し支えないこととしています。金額は、住宅維持費の上限額年間13万5,000円です。

また、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額、先ほどの13万5,000円に1.5を乗じて得た額の範囲内20万2,500円において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとしています。

この実施要領のとおりでよいか、伺います。

○結城慎二健康福祉部長 入浴設備の設置に要する

費用及び限度額につきましては、お見込みのとおりでございますが、実施要領には、さらに、自宅において入浴することが真に必要と認められる場合という要件がございます。

○村椿敏章議員 今言っているのは自宅でしか入れないということを言われていると思うのです。ですから、ここに書かれているように、近くに浴場がないといった場合には、それが認められるということで考えてよいということですか。

○結城慎二健康福祉部長 その項目も一つの要件として認識しております。

○村椿敏章議員 そうなのです。昔は公衆浴場がありましたから、生活扶助費の中に入浴代も入って、これも今も入っているというふうに考えているのだと思いますけれども、そういうことがあったと思います。ただ、今は本当に公衆浴場がなくなってしまっていますから、網走では一つしかありません。つくしけ丘とか、公営住宅のあるほうで公衆浴場のあるところというのは本当に僅かだと考えます。そういう意味で、ぜひこの住宅扶助費の中で見ていただなど私は考えているのです。

もう一つ。今、厚生労働省の実施要領に沿って、北海道の見解では、リース料についても自分で設置した場合の設置費と、それからリース料の場合とを、このリース料というのは例えば10年間その給湯器がもつ場合であれば、そのリース料掛ける10年間分の合計額と比較して安い方を住宅扶助費の中の住宅維持費として計上できると見解を示しています。この内容について、国や北海道と網走市は協議して、公営住宅に住む生活保護世帯の負担を減らす方法として、調査・研究して被保護者に周知するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 市といたしましては、北海道に確認しましたところ、リース料と購入・設置費用との比較となります。その際、リース料につきましては、一般的には風呂釜の耐用年数である10年間のリース料の総額を比較対象とすることになります。

その比較によりリース料の総額が安くなれば、その額を住宅扶助費として支給できるとするものでございますけれども、その基準はあくまで購入・設置と同額で、基準額を超えた場合は支給対象とはなりません。

また、今申し上げた点につきましては、元々言えば入浴設備がなくて、そこに新たに設置するか、あ

るいはリースにするかを比較するものであって、先ほど来御質問に出ている公営住宅には既に浴槽はついておりますから、そういう場合にはこの解釈は適用にならないものと認識しております。

○村椿敏章議員 最初からお風呂がついている場合は、そうはならないという見解ですが、例えば先ほどの大曲1丁目の公営住宅でいえば、お風呂も釜もボイラーもついていないという状況ですから、そこで設置したいといった場合には、それは可能だとうふうに考えてよろしいですか。

○結城慎二健康福祉部長 リースでもなく新たに全てを設置するということであれば、この金額比較というのは出てくるものと考えております。

○村椿敏章議員 理解しました。

次の質問に移ります。

次は、介護保険について伺います。

昨年度2024年度の介護報酬改定は、全体で1.59%の増となりました。内訳は、処遇改善として0.98%の増、事業費として0.61%増となりました。一方で、2024年度の他の産業では、2から3%の賃上げが実現しています。今回の介護職員処遇改善では、全産業平均との賃金差7万円の差は縮まらず、介護職員の低賃金は依然と続いている状況です。

そして、訪問介護サービスの需要と供給について伺いたいと思いますが、網走市介護保険事業計画では、2020年度の高齢化率は31.6%、65歳から74歳が5,689人、75歳以上が5,600人となっています。25年度の予想は35%（1.1倍）となります。35年には38.1%（1.2倍）、2045年には42.2%（1.3倍）となっています。

介護保険事業計画の進捗状況では、介護度別の認定者数の実績が出ています。そこには、2018年度では1,795人が、23年度には1,874人と約4%増えています。しかし、要支援を除くと1,327人から1,443人となっていて、約9%の増加です。

そこで何点か伺います。

2024年度の要介護認定の介護度別の認定者数についてお示しください。そのうちの訪問介護の利用者数をお聞きします。推移がどうなっているのか伺います。

○結城慎二健康福祉部長 要介護認定者と訪問介護利用者数の推移についてございますが、令和7年3月末現在で、要介護1から要介護5の認定者は、第2号被保険者を含め、要介護1が396名、要介護2が450名、要介護3が252名、要介護4が203名、

要介護5が169名、合計で1,470名となっております。

そのうち、訪問介護利用者は278名となっており、認定者に対する割合は18.9%となります。

過去3年間の要介護認定者に対する訪問介護利用者の割合は、令和5年度末が283人、19.2%、令和4年度末が308人、21.0%となっており、減少傾向にあります。

○村椿敏章議員 わかりました。

訪問介護を担うヘルパーの高齢化によって、サービスを提供する供給が追いつかないとの声を聞きます。ヘルパーの人数と推移について伺います。

○結城慎二健康福祉部長 訪問介護事業所の指定・指導については北海道が行うこととなっておりますので、市では詳細なヘルパー数の推移は把握できておりませんが、令和7年8月1日現在のヘルパー数は全5事業所の合計で、常勤換算で44.1人となっており、全体として減少傾向にあるものと認識しております。

○村椿敏章議員 これは常勤換算で見ないと駄目なのでしょうか。何人ヘルパーがいるかということははつきりしてないのですか。

○結城慎二健康福祉部長 実人数でいきますと83人になります。

○村椿敏章議員 非常に少ないなと思ったものですから確認させてもらいました。

ヘルパーの高齢化が進んでいるということを先ほど言いましたけれども、そのことについて市はどのように認識しているのか伺いたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長 実際の年齢構成の詳細は調査しておりませんが、事業所等との話の中ではそういう状況も伺っております。

○村椿敏章議員 ヘルパーの場合、やはり身体介助など大変重労働というところがあります。一人で行かなければいけないという部分もありますから、高齢化というのは大変だというふうに話を聞いております。ある事業所では最高齢者が75歳、若い方では40歳代ということで、非常に事業所では苦しんでいるというふうに聞いております。ぜひ市としてこの部分について調査していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 訪問介護事業所の皆様とは、アンケートを行ったり定期的に意見交換を行っておりますので、その中で実態を把握してまいりたいと思います。

○村椿敏章議員 引き続き、それを含めて調査していただきたいと思います。

次の質間に移ります。

介護保険制度における訪問介護職の位置づけについて聞きたいと思います。介護保険制度において、施設がたくさんあって、貯蓄もたくさんあれば施設に入居することはできますが、財政的に苦しいのと、それから、施設を増やせば介護保険料が高くなる介護保険制度の性格がありますから、ぎりぎりのところでやっている、入りたくても入れない状況が続いているというのが現状だと思います。

そうした中で介護が必要になったときに、最初に考えることは、家にいて生活の援助をしてもらえる訪問介護であり、重要な役割を果たしていると思います。

市として、どのように認識しているのか伺います。

○結城慎二健康福祉部長 訪問介護の役割につきましては、議員お見込みのとおり、介護保険制度の中核をなすサービスとして、利用者がその人らしく、尊厳を保ちながら在宅で生活するための重要な役割を担っていただいていると認識しております。

○村椿敏章議員 そうです。中核をなしている訪問介護は本当に大事であり、介護の入り口ともいえる事業だと思います。やはり高齢者はここがしっかりとしないと不安だと感じるのではないかでしょうか。

次に移ります。

昨年4月、介護報酬改定で一定の改善がありました。賃金が若干上がったものの、他の業種と比べると依然として賃金の開きがさらに広がりました。これは先ほど言ったことと同じですが、そのほかにこの改定で唯一引き下げられたのが訪問介護の基本報酬です。

昨年、訪問介護報酬の引下げによる影響について質問しておりますが、一つは、市が言るのは処遇改善加算が手厚い設定だという認識でした。また、特に事業者からはその影響について声は届いていないということでした。

あれから1年が経過し、処遇改善加算の状況、訪問介護報酬引下げによる影響についての認識を伺います。

○結城慎二健康福祉部長 まず、処遇改善加算の状況についてでございますが、加算率24.5%の処遇改善加算Ⅰを取得している事業所が二つ、加算率

22.4%の処遇改善Ⅱを取得している事業所が3事業所となっており、市内全ての訪問介護事業所において取得しているところでございます。

次に、訪問介護事業所における介護報酬引下げの影響についてでございますが、市内全事業所における報酬改定前の令和6年3月と、報酬改定後の令和6年4月から令和7年5月の月平均の給付実績を比較しますと、4.2%のマイナスとなっておりますが、市内5事業所のうち4事業所は改定前の報酬とほとんど差がなく、残る1事業所はヘルパーの退職とヘルパーの勤務時間の減少による介護報酬の減をお聞きしておりますので、市内においては報酬改定による大きな影響はないものと認識しております。

なお、現在、市内各運営法人に対しアンケート調査を行っており、改めて運営状況や課題の把握を行うとともに、引き続き、訪問介護事業所を訪問し、意見交換を行って、それにより必要な情報を把握してまいりたいと考えております。

○村椿敏章議員 ゼひ状況を確認していただきたいと思います。

次の質間に移ります。

この1年間で訪問介護事業者は増えているのか減っているのか、もし減っているとしたら、事業廃止の理由についても伺います。

○結城慎二健康福祉部長 直近1年間における訪問介護事業者数につきましては、新たに開設された事業所はございません。逆に、令和7年1月末に1事業所が廃止となったことから、市内の訪問介護事業所数は現在5事業所となっております。

廃止の理由につきましては、当該事業所より運営基準を満たす人員の確保が困難になったとお聞きしております。

なお、この廃止となった事業所の利用者及び職員は、市内の別法人が運営する訪問介護事業所で利用及び雇用を継続していただいておりますので、廃止による影響はないものと考えております。

○村椿敏章議員 そういうふうに1事業所が減ってしまったということです。大変なことだなとは思いますが、その後の人員、利用者の受け入れとかはされているということですから、そこでは影響はなかったのかなと思います。

ただ、全国的に訪問介護事業所が減っております。東京商エリサーチの集計によると、今年の1月から6月の上半期で訪問介護倒産件数は45件、昨年同月比は5件でした。倒産理由は、介護報酬引下

げ、利用者減による売上不振が38件と全体の8割を占めたといいます。地域別に見ると、東京都では6件、和歌山県5件、兵庫県4件、続いて北海道の3件だったといいます。

この状況が続くならば、介護事業が崩壊に向かってしまうことが懸念されます。この状況は網走市だけではなく、どの自治体も同じ状況だと思います。オホーツク管内の市町村と協議などをしていると思いますが、どのような協議がされているのか伺います。特に大空町では訪問介護事業所はなくなっています。どのような協議がされているのか伺います。

○結城慎二健康福祉部長 介護事業に対するオホーツク管内市町村との協議についてございますが、まず網走市が指定しております認知症型グループホームや小規模なデイサービスなどの地域密着型サービスを近隣市町村の被保険者が利用する場合は、介護保険法に基づき市町村間での協議を行っておりますが、訪問介護を含めたそのほかのサービスは他自治体の事業所の利用が可能でありますことから、利用に当たって自治体間での協議は行っておりません。

また、議員のお示しの大空町で訪問介護事業所がなくなっているというお話をしたが、私どもの把握している状況では、大空町には一つ訪問介護事業者が存在していると考えております。

○村椿敏章議員 あるということなので、報道では大空町のはなくなっているというようなものがありましたので、そういうふうに認識していましたが、間違っていました。わかりました。

各まちとの協議はしていないということですけれども、やはり訪問介護事業所が減り続けていくというのは大変なことですから、これを各まちと協議しつつ、そして国にもしっかりと声を上げていくという必要があると思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 それぞれのまちの訪問介護事業所におけるヘルパーの確保であるとか、先ほど申し上げましたとおり他自治体の事業所を利用することができますがけれども、そのまちまちのヘルパーの確保はやはりそのまちまちで取り組まれることであって、例えばその取組の共有とかというのはあるかもしれませんけれども、それを管内全自治体で協議して具体的に何かをするということにはつながらないのかなというふうには思いますので、今後も、情報交換はあると思いますけれども、制度利用

に当たっての具体的な協議というのは、先ほど申し上げた形になろうかと思います。

また中央要請につきましては、オホーツク圏活性化期成会を通じて介護保険制度の安定的な運営対策の充実に向けてということで中央要請を行っているところです。

○村椿敏章議員 ちょっと理解しづらいですが、地域において訪問介護事業所というのは本当に大事だと思います。

今回の介護報酬改定で訪問介護事業所の報酬が引き下げられたというのは、それまで高いと言われているのが、都市部では集合住宅に入っている方が、また、近くに密集していますから、移動もほぼない状況で、そういうところで介護報酬が高いということで下げられたわけです。でも、地方もこれと同じように下げられているわけですから、地方は地方からその声をしっかりと上げなければならないと思います。

もう一つ。そういった中で、この訪問介護報酬引下げで訪問介護事業所の経営が危機的な状況になっている中で、岩手県宮古市では今年の6月議会で、赤字の事業所に対する支援金給付のための補正予算2,709万円余り、24、25年度分ですが、これを可決して、7月から申請を受け付けたと新聞赤旗に掲載されておりました。

網走市は、訪問介護事業所の実態を早急に把握し、損失分について支援すべきと考えますが、見解を伺います。

○結城慎二健康福祉部長 事業所の状況につきましては、これまで報酬改定の翌年度や介護保険事業計画策定時においてアンケート調査を実施しております、加えて定期的に訪問介護事業所等を訪問して意見交換を行っておりますので、それにより必要な情報の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、損失に対する支援でございますが、網走市の訪問介護事業所において、報酬改定による影響は先ほど申し上げましたとおり大きな影響はないと認識しておりますので、現時点におきまして、訪問介護事業所に特化した支援については実施する考えはございません。

○村椿敏章議員 先ほど聞き取りもしていると言いましたけれども、やはり私も事業所を訪問して聞き取りをしました。ある事業所では、令和6年度は500万円以上の赤字、またある事業所では400万円以

上の赤字になっていると聞きました。そして訪問介護事業の場合、8割以上が人件費だと聞きました。そう考えた場合、今回の処遇改善加算によって、職員の給与を上げるということになると思うのです。

そうすると、残っていくヘルパーも多くなるかもしれません、一方で、介護報酬が下がれば、事業所はヘルパーに渡すお金は増やしていく。だけれども事業所には介護報酬が減って、赤字経営となってしまうのではないかなど私は考えます。影響がないとは決していえないと思います。この状況が2年も続ければ倒産に追い込まれかねないという声もあります。

しっかりと事業者に聞き取りをして、実態をつかむ必要があると思います。先ほど、実態をつかむということでしたので、この質問についてはここで終わりります。

○永本浩子副議長 一般質問の途中ですが、少し早いですけれども、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

○永本浩子副議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行します。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 それでは、F-15の飛行について伺いたいと思います。

7月26日に網走市内で開催された、あばしりオホーツク夏まつり（実行委員会主催）に合わせて、航空自衛隊の要撃戦闘機「F-15」2機が市内上空を飛行しました。その3日前の23日の午後のことです。私は弁当を食べていましたが、飛行機の大きな音が上空から聞こえてきました。これは航空機ではないぞと外に出てみると、戦闘機が2機上空を通過し、向陽ヶ丘のほうへ飛んでいきました。中学校では、爆弾が落とされたのではないかという声があつたといいます。飛行は「F-15」2機が低く2回、高く3回ほど確認できました。

今の事前の飛行は23日に行われましたが、市はそれを把握していたのか、いなかつたのか、伺います。また、市民への周知が行われなかつたために市民は驚きました。なぜ周知しなかつたのか、伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 7月23日午前10時に、航空自衛隊・網走分屯基地より市に対して、F-15戦闘機2機が、同日の午前11時40分から、26日は午後3時15分から、それぞれ20分間程度、網走市上空を飛行するという連絡がありました。

本件は、あばしりオホーツク夏まつりの一環として行われましたので、主催者により対応すべきものと考え、市による周知は行っておりません。

○村椿敏章議員 把握したのは10時ということです。

それで、実行委員会だからということですが、この戦闘機が飛ぶことによっての騒音とか、そういうことについて想定はしなかったのですか。市民が驚くのではないかということを想定はしませんでしたか。

○秋葉孝博企画総務部長 網走分屯基地から連絡があったのは、飛行についての連絡のみです。市に対して周知依頼というものを自衛隊から私は伺ってはおりませんし、また、繰り返しになりますが、それは実行委員会で対応すべきものという判断をしておりました。

○村椿敏章議員 実行委員会で対応すべきことですけれども、実行委員会には連絡はされましたか。

○秋葉孝博企画総務部長 私どもからはしております。

○村椿敏章議員 事前に確認したのが急だったというのもあるかもしれませんけれども、しっかりとその爆音のことなども想定して、市民に知らせる必要があったのではないかと思います。

そして、なぜこのF-15戦闘機の飛行が行われたのか、経過についてお聞きします。

○秋葉孝博企画総務部長 航空自衛隊・網走分屯基地の創立70周年を記念し、あばしりオホーツク夏まつりにおきまして展示飛行が行われたものと認識しております。

○村椿敏章議員 その飛行がされるということは事前にわかつっていたのではないかと思うのです。それについて、また事前の飛行もあるのではないかということを検討はしなかつたのですか。

○秋葉孝博企画総務部長 先にお話をさせていただきましたが、市は23日に連絡を受けたということです。

○村椿敏章議員 23日についてはそうです。ただ、このF-15の飛行が行われるというのは、それより

も以前に確認できていたことだと思うのですけれども、それすらも市はつかんでいなかったのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 私の立場としては、夏まつりのホームページですとか、全戸に配布されたと思われますチラシ、そうしたもので私は承知しました。

○村椿敏章議員 そうなのです。ただ、この夏まつりは実行委員会で行っているのですけれども、この夏まつりの実行委員会の中に網走市の職員も入っていると思います。その中でも話がされると思うのですけれども、そういう情報共有はされていなかつたのですか。

○秋葉孝博企画総務部長 私のほうにその実行委員会からの連絡はありません。また、夏まつり実行委員会の中でそうしたお話をあったということも聞いておりません。

○村椿敏章議員 そういう部分でいえば、担当する課は商工課だと思いますけれども、そういうところともしっかりと連携を取って情報を集める必要があると思います。

そして、今、連絡しなかった、対応しなかった、実行委員会がするものだというふうに言っておりますけれども、実際この戦闘機の騒音については、米軍基地のある沖縄とか横田とかそういうところでいえば、被害が発生しているということは、ネットを見てもニュースを見てもわかるような内容です。そういう意味で、やはり市は、1時間40分後ですから1時間以上あるわけですから、例えば小学校や中学校などの学校関係や病院に伝えることもできたのではないかでしょうか。それをなぜしなかったのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 繰り返しになりますが、これは夏まつり実行委員会が主催、もしくは分屯基地の70年周年記念ということですから、主催者が対応すべきものというふうに捉えております。また、自衛隊の基地の周辺では、今、議員お話しのとおり頻繁に飛行があるような地域では、事前の連絡ですか協議会が設けられていまして、そうした実態があるのは承知しておりますが、今回のケースはそうしたものとは異なるものという認識でございます。

○村椿敏章議員 それでもやはり学校では混乱が起きた、驚いたという声があるわけですから、ぜひここについてはしっかりと対応していく必要があると思います。

次に、市民からの苦情、問合せなどは何件あったのか伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 7月25日に、市に対して1団体より第28警戒隊へ、F-15戦闘機による飛行展示の中止を求めるよう、要望書の提出がありました。このほかでは市への苦情、問合せはございません。

○村椿敏章議員 中止を求めるというものが出てきたということですが、そこにはどのようなことが書かれていたのですか。

○秋葉孝博企画総務部長 これは相手方があることですから、私からはコメントは差し控えさせていただきます。

○村椿敏章議員 網走にはそれだけで、また、苦情、問合せなどが実行委員会とか自衛隊とかにはなかったのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 私のほうで聞いている限りでは、市民からの苦情等はございません。ただ、後日1団体から抗議の申出があったというふうに聞いております。

○村椿敏章議員 この戦闘機が飛ぶということについての事前の下調べとか、そういうことも網走市として調べるべきですし、それによる影響も当然検討すべきことだと思います。戦闘機の爆音に驚いて、家畜の事故などが日本全国で起きております。畜産業者をはじめ、医療機関、学校、福祉施設などに配慮して、事前のお知らせはもちろん、全市民に周知する必要があったと思いますが、いかがですか。

○秋葉孝博企画総務部長 繰り返しになりますけれども、今回、市がそのような周知を行う必要はなかったと考えております。

○村椿敏章議員 それはそうであったと思います。でも、これからこういうことがあったときには周知する必要があると思いますが、いかがですか。

○秋葉孝博企画総務部長 今回のようなケースで、まず主催者から市に対して周知依頼があったケース、それから、これは自衛隊のことですので、市が周知していいかどうかということは確認を取らないといけません。主催者なり自衛隊からそうした周知要請があれば、それについては対応したいと考えております。

○村椿敏章議員 この日は非常に暑い日で、朝から32度Cとかそういう温度で、中学校ではまだエアコンがついていませんから、中学校の窓とかも開いていたのだと思います。そうした中で爆音が聞こえて

きたというのは、非常に恐ろしかったのだと私は想像するところです。

ぜひこれからは主催者から……でも、網走市も主催者側になっています。共催になっています。共催ではなかったですか。

○秋葉孝博企画総務部長 私は担当を外れますので具体的なことははつきりわかりませんが、夏まつりの実行委員会には当然市の商工労働課が加盟しておりますので、その一翼を担っているというふうに認識しております。

○村椿敏章議員 そうした意味で、商工労働課を通してしっかりとこういう情報を集めて、影響についてもこれからは検討すべきだと私は考えます。

次の質問に移ります。

次は、市長交際費についてです。

市内の広報誌によると、水谷市長の交際費が2024年度には328万円となっています。北見市長の108万円や北海道知事の209万円よりも多いということに市民から疑問の声が上がっています。また、公開されていないのはなぜなのかという声もあります。

そこで伺います。市長の交際費がどのようなことに使われているのか、報道では、懇親会費、負担金、助成金、祝儀、香典、土産品などとありますが、懇親会費と負担金の違いについて伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 交際費の経理に当たり、議員が今お話しのとおり、区分を設けております。懇親会費と負担金の区別の違いについてですが、懇親会費は、交際、交渉を行う際に、相手方との会食が必要な場合に、その費用として使っております。負担金は、加盟団体の会費のほか、会議や会合の出席に際し、参加者に求められる応分の費用として整理しているところです。

○村椿敏章議員 これも広報誌に書いてあることですが、この負担金の中に高規格道路整備についての意見交換会、これが7月9日の会では、網走市長では3万円、同じく北見市長では6,000円と大きな差があります。これはなぜなのか伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 参加者人数の違いによるものということです。

○村椿敏章議員 となれば、一人6,000円というふうに考えると5人参加されたということだと思いますが、それは市長交際費として支出すべきことなのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 そのとおりでござります。

○村椿敏章議員 片や北見市長が1人、網走市は5人ということですが、この4人加わるということは、それも適当だということでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 ほかの職員につきましては市の職員でございます。担当部の職員が参加したこと、必要があって参加したということでございます。

○村椿敏章議員 必要があったということです。

次の質問に移ります。

市長は、交際費の内容を公開していません。なぜ公開しないのですか。伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 交際費の公開には法的な義務づけがなく、また、使途には、企業誘致に係る市長自らのトップセールスや交渉事が含まれております。詳細を明らかにすることは、市政運営上、適当ではないと考え公表しておりませんが、情報公開請求に対しましては、個人情報や利益の保護に配慮した上で、可能な限り公開しているところでございます。

○村椿敏章議員 情報公開請求があれば開示していくけれども、順次公開していくことはしないということです。

それで、交際費として支出する基準が網走市はないのではないかと思います。なぜないのか伺いたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長 交際費は地方自治法に規定された歳出予算の区分の一つであり、取扱いに関しましては様々な通知、行政実例、判例が示されております。交際費の支出に当たりまして、それらを考慮し、判断しているところでございますので、市が独自に基準を設ける必要はないと考えております。

○村椿敏章議員 ただ、自治省通知の昭和40年5月26日の通知の中に書かれているのは、一つは支出負担行為がちゃんとされているかどうか。それから二つ目に、交際費を一定金額先に預けるのは適当ではないという見解。三つ目には、領収証などを受けると。そういう部分もしっかりと書かれております。そういう部分については、今の答弁からいくと、市はしっかりやっているということなのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 今お示しした実例、慣例、それから通知と、こうしたものに基づき適切に交際費を支出しているということを申し上げました。

○村椿敏章議員 そういう様々なものを実例として

対応しているということです。

交際費は監査の対象となっているのか伺いたいと思います。なっていないのであれば、監査の対象となっていないのはなぜなのか伺います。

○高橋勉監査事務局長 交際費につきましても、他の支出同様、監査の対象です。地方自治法では、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査を実施しなければならない旨が規定されております。

このことから、当市におきましては、毎年度、監査計画を定め、監査を実施しており、本年7月の定期監査において、令和6年度の交際費についても監査を実施したところです。

○村椿敏章議員 監査の対象となっていて、監査されているということです。

その監査も、先ほど言った領収書とか、そういうものについてはしっかりと監査されているとは思うのですけれども、その使途について、これが適当であるかどうかというところについては、監査委員会では監査されているのでしょうか。

○高橋勉監査事務局長 監査の方法ですが、適法性の観点、すなわち財務に関する事務の執行が法令等の定めるところに従い適正に行われているか、において監査を実施しております。

また、使途についての御質問があったかと思いますが、都市の監査委員で構成されます全国都市監査委員会では、交際費について「経費の性質に鑑み、その内容にまで立ち入って監査することは適當ではない」という見解を示しております。

また、国（総務省）の見解も同様で、交際費の収支の計算に間違いはないか、あるいは領収書等の書類の整備はされているか、支出科目、年度は適當であるかなど、会計技術上の観点からの監査のみを行うのが適当であり、交際費の内容に関わる事項については行うべきではないとしていることから、当市においても交際費の内容についての監査は行っておりません。

○村椿敏章議員 交際費の内容については監査していないということだと思います。となれば、やはり支出の基準というのがしっかりとあってしかるべきだと思うのです。これが妥当なのかどうなのか、そういう部分が必要だと思います。

北海道の市は35市あって、ここを私も全部調べてみたのですが、そのうち公開しているのは29市になっています。非公開は根室、富良野、登別、夕張、紋別、網走の6市のみでした。公開している自治体

の交際費は、札幌市をはじめ函館や小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢などの自治体は、全て網走市よりも交際費が少ないことがわかりました。

ということは、やはりこの基準を設けたり、公開していることによって、この使途がどうなっているのかということものはっきりしますし、住民から疑義を受ける必要もないわけです。ほかのまちに倣えというよりは、やはり網走市は市のお金の使われ方の透明性を向上していくということが必要だと思います。

水谷市長に伺います。公開の有無について、見解をお聞かせください。

○水谷洋一市長 先ほど部長から御答弁申し上げたとおりでございます。

○村椿敏章議員 今の市長の答弁はひどいなと思いますけれども、水谷市長が自ら判断する部分も当然あると思います。透明性の確保で市民から信頼される網走市、市長というところをつくっていくためには、こういうことも当然必要だと私は思います。また、何かの機会でここについては議論させていただきたいと思います。

質問を終わります。

○永本浩子副議長 それでは、ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時25分再開

○永本浩子副議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

平賀貴幸議員。

○平賀貴幸議員 一登壇一 約2年半ぶりの一般質問です。よろしくお願ひいたします。

今年は、網走市役所の新庁舎が開設し、新たなまちづくりがスタートした記念すべき年でもあります。また、2年後には市制施行80周年を迎えるタイミングもあります。

さらに視野を広げると、さきの大戦から80年の節目の年でもあります。こうしたタイミングだからこそ、網走小学校の先にある網走空襲の碑、網走空襲の事実を伝える大切な場所です。網走市はもちろん、教育委員会を含めて、網走市民が力を合わせて、次の世代に網走市における戦争の記憶を伝えること、二度と戦争してはならないという不戦の誓いとともに、しっかり守り伝えていかなければなりません。

せん。

また、今年は国政選挙も行われ、衆参ともに国会では与党が過半数割れする状況にある中、総理大臣が辞任の意思を表明し、政治に様々な意味で不透明感が出てきている状況にあります。

こうした状況にあるからこそ、大切なものは地域にこそあるという言葉に表されるとおり、地域の現実を、地域のリアルを、我々自治体議員がしっかりと把握し、市政はもちろん、道政あるいは国政に、党派を超えてしっかりと伝えながら働きかけること、市民に対しても丁寧に事実と現実を知らせていくことが大切な時代になったと改めて感じています。

こうした状況下ですから、網走市におけるまちづくりも大きな転換点に立たされているという認識の下、質問してまいりますので、よろしくお願ひします。

最初に、水谷市政におけるまちづくりの評価と課題と対策についてです。

まず、水谷市政における成果を私なりに挙げてみます。

新たな人口ビジョンの策定と、それに基づく施策展開がスタートしていること。新庁舎の開庁。医療体制の確保。財政の持続可能性を高める取組。ふるさと寄附の支援制度の拡充。学生活動支援事業からつながるまちづくりへの高校生参画。これは、網走市議会としての取組の成果でもあると自負しております。

そして、観光客がコロナ禍前に戻るなど増加したことや、釧網本線の存続に向けた方向感をこれまで導いてきたリーダーシップ、再生可能エネルギーの拡大などが挙げられるでしょうし、廃棄物処理行政については紆余曲折があり、評価してよいかは議論が分かれるでしょうが、ここまで各自治体と協力し、課題をクリアしながら進んできたことについては、私は率直に評価すべきだと考えます。そして、L G B T Qに関するパートナーシップの取組、明日はこの問題に最も積極的に取り組んだ市民の命日に当たりますが、ここも前に進みました。

また、教育行政について、首長はできるだけその意向を反映すべきではないという水谷市長の政治姿勢を私は高く評価してきましたし、今後は日本酒の醸造と販売などが始まるることも挙げられるでしょう。

一方で、課題を私なりに挙げてみます。

成果と課題が重複するのも一つの特徴だと考えて

おりますが、まず、医療体制の確保、このことについては、網走厚生病院の整形外科の課題が挙げられますし、医師や看護師の確保についても大きな課題であり、尽きることのない課題があるのが医療の問題だと思います。

そして、ふるさと寄附の強化・促進、学生活動支援事業のさらなる運用拡大と、ここから広がる市民との協働がまだ見られないこと。JR路線存続問題は、特に石北本線に強い危機感を私は感じております。

さらに、人口減少の緩和策の導入は市民からの期待も多く必要な政策になりますが、まだはっきりとしたもの、具体的性のあるものは見えていないのが率直な印象です。ちなみに、人口減少緩和策の例を挙げるとすれば、婚姻数の増加策に取り組む必要性がまずは挙げられるでしょう。別海町における菊と緑の会の取組などを参考にした友好都市との実務的な連携強化による婚姻につながる出会いの場創出、こうした取組を通じた移住促進策の積極的導入は、身近な自治体での好事例です。

また、市内高校の存続の取組から始まる、小中高大が連携した教育のまちづくり推進は、若者の地域定着率向上による人口減少対策導入にもつながります。

さらに、廃棄物最終処分場における事業者選定で明らかになったプロポーザル方式のルール確立をはじめとする透明性が高く、開かれたわかりやすい市政のさらなる推進の必要性、廃棄物行政全般に関する対応と理解の促進に意を尽くすこと。そして、不登校対策と学校以外の学びの場の保障、いじめ防止対策の適切な取組の推進、網走市小モデルから潮見小モデルへと代表されるような学力重視からコミュニケーション力重視への教育モデルの転換、学校再編への検討などが挙げられるのではないかと考えるところです。

水谷市政は4期目も半ばを迎える、来年は市長選挙を控えている段階になり、集大成の時期といえるのではないでしょうか。

これまでの市政運営を振り返って、水谷市長御自身は、水谷市政における成果と課題、それに対する対策についてどのように考えているのでしょうか。見解を伺いたいと思います。

○水谷洋一市長 平賀議員の御質問にお答えしたいと存じます。

市政全般に対する評価と課題ということのお尋ね

だというふうに存じます。令和4年の市長選挙におきまして、網走の子供たちの未来のためにとスローガンを掲げ、市政全般に対する20の項目を重点項目として、ピクトグラムで表現し、選挙公約としたところでございます。

成果の濃淡はあるところもございますが、おおむね着手及びその成果も出てきているものと考えているところでございます。

給食の無償化を保育園、幼稚園から小中学校まで実施し、高校生までの医療の無償化も実現できました。

平賀議員が課題として挙げられた医療の確保につきましては、そのときそのときの状況を的確に把握し、今後とも、医療情勢を注視してまいりたいと存じます。

その上で、網走厚生病院における常勤整形外科医の確保については、札幌医科大学の整形外科講座の医局から常勤派遣の方向で現在、詳細協議が行われると聞いておりますので、網走市におきましても、整形外科医の確保に向けて、北海道厚生連と十分な連携を図ってまいりたいと存じます。

しかし、地域医療体制については、これで十分ということはないと考えておりますので、御指摘のありました医療スタッフの確保も含めて、今後とも、現況を把握しながら、地域医療の確保に取り組んでまいりたいと存じます。

ふるさと納税の現況につきましては、質問項目もありますので、後ほど担当から答弁させたいと存じますが、ふるさと納税につきましては、自治体間において真っ二つの認識と現状があるのも事実であり、直ちに廃止を求める自治体もあれば、存続を求める自治体もある中、制度の維持を求めていく立場として、ふるさと納税の趣旨に合った御寄附を頂いていくことが、全体としての維持につながっていくことだと考えております。

隣まちなどと比較した中での議論以上に、日本全体としての議論を注視しつつ、いかに我がふるさと網走が元気になり、官製通販とやゆされることなく、ふるさとの品々のラインナップを広げ、応援していただく方を増やしていくことが大切だと考えているところでございます。

学生活動支援という観点のお話もございました。そのような中にあって、東京農業大学の授業料をふるさと納税のラインナップに上げることができ、このことは、大学も、授業料を支払う親御さんも、網

走市も、農大もメリットがあり、大学側からも、全学において網走へのふるさと納税の呼びかけをしていただいているなど応援いただいていることに、改めて大学関係者の皆様に感謝を申し上げたいと存じます。

J R問題について平賀議員から言及がございました、オホーツク圏活性化期成会において、釧網本線部会では私が部会長を、石北本線部会では北見市長が部会長となり、黄色線区と呼ばれる釧網、石北線の維持存続に向けて議論が交わされ、路線の方向感を得ながら対策を講じているところでございます。

議員の御指摘の石北線に対する強い危機感とのお話をございましたが、いかに鉄路を残し、デスティネーションとしての網走駅を残していくかという観点での認識の共有が私は何よりも必要だと考えており、その観点で今後とも議論を重ねてまいりたいと思っております。

人口減少緩和策の中で、平賀議員から婚姻数の増加策について取り組む必要が論じられ、例を挙げて御教示いただきました。頂きました議論につきましては、私もおおむね同感するところでございますが、やはり踏み込めない分野もあるのだろうと考えているところでございます。

少子化対策と子育て支援策は別であるのと同じように、出生率と出生数とは別であることは平賀議員も御承知のとおりだと存じます。結婚されている御家庭のお子さんの生まれる数は、昔とさほど変わらないものと考えておりますけれども、ところが、結婚しない、いわゆる婚外子の子供の数は、諸外国と異なり、日本の場合、増える要素にはなっておりません。そもそも子供が増えない原因は、そのことによって結婚しないことによるものが原因ではないかと考えられるところです。つまり、出会いや結婚ということが、少子化にとっては重要なキーワードになるわけですが、ここで今一度立ち止まって考えなければならないことは、決して出会いの創出をすることや結婚することは、子供を作るため、少子化対策に行われるものではなく、当人同士が人生の幸せを共に歩むことのエピソードなのだと考えるところです。

結婚によって子供が生まれることは、あくまでも授かりものであることを踏まえると、少子化対策のための出会いの創出、結婚につなげるというのは、事例の御教示がある中にあります、私はなかなか踏み込めないものだと考えているところでござい

ます。

一方で、幅広い世代の出会い等の創出と結婚はウェルビーイングにつながるとの観点から、このことは考えていきたい課題だと考えるところでもあります。

市内高校の存続について、御議論がございました、小学校モデル、いじめ対策、フリースクールなどにつきましては、質問項目も上がってございますので、後ほど教育委員会からその経過や取組などについて御答弁させていただければと思います。

最終処分場についての言及もございました。令和4年のごみ減量化懇話会の中で、残余年数は2年という御発言があり、その後、その是非をめぐって、ごみ分別の仕方の変更や徹底を求める議論があったところでございました。

それと同時並行して、ごみの1市5町による広域処理の議論も開始されたところです。基本は、いかに最終処分場が延命を図っていくかという観点から廃棄物行政が今般行われるべきと考えており、令和7年5月の時点で、概略ですが、5年の残余年数が確認されているところであります、10月には正式な調査を行い、残余年数を確認した上で、今後についての廃棄物行政を行っていかなければならないものと考えております。

いずれにいたしましても、市民の分別に対する深い理解と、埋立て最終処分に係る工夫によって、令和4年度の状況とは異なっております。市民の皆様には御不安を解消いただけるよう、これからも努力してまいりたいと思います。

今後の政策課題については、総合福祉センター、こども発達支援センターの移転、消防本部庁舎の建設、市役所跡地の活用の方針の策定、高規格道路の新規事業化と、それに伴う都市計画の変更など、将来にわたるまちづくりの青図を書いていく時期がこれからと考えております。

魅力あるまちづくりに向けて、今後とも努力してまいりたいと存じます。

○平賀貴幸議員 ここからは、もう少し具体的なことを質問してまいります。

網走市では現在、2度目のガバメントクラウドファンディングが実施されております。このことは後ほど質問させていただきますが、このふるさと納税、先日、新聞報道でも明らかになっておりましたが、改めて伺います。

前年度の実績及び今年度の評価と見通しについ

て、どのようにになっているかということですけれども、ほかの自治体との比較は簡単にはできないことは承知しておりますが、あえてそのことを含めて、まずは前年度の実績と今年度の実施状況、特に今年度は寄附サイトによるポイント付与が廃止されますから、ターニングポイントが迫っている状況にありますので、対応状況を含めて見解を伺いたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長 ふるさと寄附の前年度実績でございますが、令和6年度の実績として、例年年末に需要が伸長するカニ製品が好調に展開できたほか、カップアイス・ジェラート等のスイーツが順調に推移したことに加えまして、大手水産会社の御協力の下、ホタテの在庫を一定数確保いただき、ふるさと寄附返礼品として展開した結果、約9万2,000件、約21億円の寄附を頂戴しております。

また、地場産品生産性向上設備整備事業補助金を活用した事業者がふるさと寄附返礼品の取扱いを開始したことにより、返礼品のラインナップも増加したところでございます。

今年度の取組状況についてですが、ポータルサイトの中間事業者と、ふるさと寄附戦略について協議し、返礼品のさらなるアピールとして、返礼品紹介画像に有名タレントを採用し、タレントによる広告効果を活用した返礼品の認知度向上を図っているほか、宿泊クーポン等に特化した返礼品を掲げる宿泊系ポータルサイトを新たに導入し、さらなる寄附の獲得を目指しております。

令和7年10月からのポイント還元サービス禁止についてですが、ポータルサイト個々における運用変更であることから、本市への直接の影響は見込まれないものの、令和5年度と同様に9月の駆け込み需要が想定されることから、トップバナー広告の活用や、検索連動型広告を9月中に集中して実施するなどの取組の強化をしております。

また、今年度の見通しについてですが、10月からポイント付与が禁止されることにより、前倒しで寄附を頂いている方も多いと推測され、現時点では前年度を上回るペースで好調に推移している状況ですが、例年同様、年末の駆け込み寄附が見込まれることから、数多くの返礼品のニーズに対応できるよう、事業者の協力の下、ホタテをはじめとした返礼品の物量確保に努めるとともに、返礼品のさらなるアピールのため、検索連動型広告を年末に集中運用しながら、多くの方に網走市を応援していただける

よう最善を尽くしてまいります。

○平賀貴幸議員 このふるさと納税の取組に対しては、これまで度々議会からの附帯意見にも、体制強化や手法のさらなる工夫を求めることがあったというふうに思います。これらをどのように受け止め、どのように取り組んできたというふうにお考えなのか、できるだけ具体的に成果や課題などの見解をお示しいただきたいと思います。

○北村幸彦観光商工部長 ふるさと寄附の今年度の取組状況についてですが、本市において最も取扱量の多い返礼品は海産物で、これらをいかに安定した価格で量的にも確保できるかが、ふるさと寄附増額のポイントであり、課題でもあると認識しております。

課題解決のためには、返礼品取扱事業者の御協力を頂くことが肝要ですが、先ほど申し上げましたが、今年度のこれまでの状況は、現時点で前年を上回る好調なペースであり、ポイント付与禁止の流れもあるかと思いますが、事業者の御尽力も要因の一つであると思っております。

今年度の具体的な取組内容としましては、繰り返しになりますが、タレントの広告効果を活用した返礼品の認知度向上を図っているほか、宿泊クーポン等に特化した返礼品を掲げる宿泊系ポータルサイトの新たな導入、さらに、本市に旅行で訪れた際に利用したサービスについて、旅行後に返礼品として取り扱う「あとからふるさと納税システム」の導入を検討しております、宿泊業、飲食業、体験型アクティビティサービス業での展開を考えております。

一部報道では、ふるさと納税のルールが厳格化が進む中、返礼品を原動力に寄附額を伸ばす取組は難しさを増しているとありますが、今年度予算等に関する附帯意見に意を用いながら、情報収集に努め、様々な手法について積極的に取り組み、事業者の御協力を頂きながら強化を図ってまいります。

○平賀貴幸議員 広報を含めてある程度理解させていただきます。

これはこれから議論としてですけれども、今後に向けて財源が必要となるものについて、例えば介護保険や障がい者福祉における人材確保、あるいは医療体制整備が挙げられるのではないかと考えます。高齢者人口の減少に伴って、医療や福祉にかける予算は、特に地方において今後少しづつ縮小していくことが予測されております。しかしながら一方で、新たな網走市人口ビジョンからもわかるよう

に、年少人口及び生産年齢人口の大幅な減少が網走市でも予測されており、人手不足の深刻化はさらに進むと考えます。

こうした将来の課題に備えるためにも、今からふるさと納税の仕組みを積極的に活用し、介護や医療の今後の課題対応を見据えた対策を進めが必要だと思います。見解を伺います。

○結城慎二健康福祉部長 医療や福祉人材の確保については、現在の状況から喫緊の課題であると認識しております。

このため、復職支援など、各分野において様々な人材確保の支援策を行っております。

いわゆる2025年問題から、今後、医療や福祉サービスのニーズが増えていく一方で、議員のお示しのとおり、今後の人ロ動態からそのサービスの担い手不足の進行が懸念されております。

このため、市としては今後も事業所などと連携し、必要な対策を継続していく考えでございます。

また、その財源確保としてのふるさと納税の活用ですが、現在、網走市では、その使途の指定項目に、地域医療体制の維持・充実を設定しておりますが、介護や障がい分野の項目は設定しておりません。今後、新たな支援策を検討する際には、全国の例も参考に、その財源確保の手法について研究してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議員 ぜひ検討を続けていただいて具体化していただければと思いますが、現在、網走市として2度目となるガバメントクラウドファンディングで「野良猫をこれ以上増やさないために」という取組が実施されております。まだ実施期間の最中ですけれども、今回の取組の実施状況と展開について伺いたいと思います。

○田邊雄三市民環境部長 6月23日から9月20日の期間、目標金額を120万円として、野良猫の不妊去勢手術費の支援のガバメントクラウドファンディングを実施しており、9月4日時点での寄附額は50万2,000円となっております。

今回の費用調達により、捕獲器の購入、野良猫の去勢・避妊手術の補助を行っております。今後の展開についてですが、市内で地域猫活動に取り組んでいる方や、近隣で地域猫活動に取り組んでいる団体と連携し、地域の野良猫問題の対策が継続的に取り組めるよう、計画していきたいと考えております。

○平賀貴幸議員 最初のガバメントクラウドファンディングは卯原内の網走市鉄道記念館客車改修で、

2017年に実施されておりました。あれから8年たつます。この取組は、事業の実施そのものを含めて高く評価しておるのですけれども、一方で、事業実施後の報告は、活用状況の報告やその後のPRを含めて、私は十分ではないというふうに見てています。改めてこのことを担当課に伺うことはしないのですけれども、2度目のクラウドファンディングはそくならないでほしいと思っております。

実施したらそれで終わりではなくて、対応状況を少なくとも年に一度、ある程度継続的にSNSやホームページなどで報告し、寄附者の理解促進に努めながら対応していく必要があると思いますが、見解と認識を伺います。

○田邊雄三市民環境部長 ガバメントクラウドファンディングの後の対応状況などの報告についてですが、野良猫の問題は、これ以上増やさないために野良猫を避妊・去勢手術して、1代限りの命を全うするには、地域で継続的に取り組むことが必要と認識しております。

議員の御指摘のとおり、今後の取組として、ホームページ等を通じて継続的に報告していき、取組への理解と、寄附者への報告をしたいと考えております。

○平賀貴幸議員 ぜひここはドライではなくウェットにやっていただきたいと思います。

次に、人口減少の緩和策と、高校生や大学生のまちづくりの参画についてでございます。

最初に、私は本年2月に示された人口ビジョンで、25年後の人囗が2万1,000人台になるのが不可避だとしても、それでもなおそこに至らないように人口減少の緩和策が、特に若い世代と共に取り組む政策と事業が必要だと、私自身、市民から寄せられる声から強く感じています。市長におかれましてはいかがでしょう。改めて見解を伺います。

○水谷洋一市長 平賀議員の問題意識と同様でございます。

現況を申しますと、農大オホーツクキャンパスには約1,500名の学生がおりまして、その9割以上が道外から入学者、留学生といったことで、極めて全国的にもまれな特徴を持っている大学です。また、キャンパス自体が交流人口の拠点であると考えられるほか、農業、漁業、飲食など、様々な分野での労働力として、また、関連する消費として、地域に大きな経済効果をもたらしているものと思っているところでございます。

また、近隣のまちも含めて750名が通学する2校の公立高校についても、多様な教育課程による学びを通じて、地域の人材育成の拠点となっているところです。

地元の高校生、大学生、また、若い感性でまちづくりの課題を自ら見いだし、学ぶこと、地場産品の魅力の向上、ものづくりに挑戦することは、地域にとっても未来を担う人材の育成という観点からも有意義と認識しているところですので、こうした取組について現在支援しているところです。

こうしたことについて、若い人材がさらに学びを深めていただき、活躍できるよう、地域の関係機関と連携を図りながら、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

○平賀貴幸議員 人口減少の緩和策には、高校や大学との連携がやはり欠かせないと私も感じます。

先日、日本地域創生学会の首長・教育長勉強会が新さっぽろで開催されまして、堀井伊達市長と竹津むかわ町長、そして岸名寄市教育長から、それぞれ先進的な取組を伺ってまいりました。

これらの自治体では総じて、小中高大の連携が強く図られておりました。

例えば、高校在学中に地元の大学の単位が取得できる取組がありまして、この取組によって地元の大学の進学率が少しでも上がるような形での取組が見られました。

そして、だて学、むかわ学というように、それぞれの地域の学問、課題を中高で学べるような年間カリキュラムとして導入して、地域の課題解決を1年間を通じて取り組む、これは首長部局を含めて予算措置しながらやられておりました。

また、名寄市では、高校生の企業インターンを夏休みに実施するということで、より地元の企業を知つてもらうというような取組も見られたところでございます。

こうしたことは、地元の高校との連携の中で高校から示されたものもあるということでございまして、岸教育長によりますと、毎月のように高校を訪問して校長などと意見交換するほか、高校のほうも毎月のように教育委員会を訪れるなどして、積極的な垣根を越えた情報交換と意見交換ができる環境を構築されておりました。

そこで伺いますが、一つ目は、東京農業大学オホーツクキャンパスに網走市内の高校から在学中に通うことで、在学中に単位を取得する取組による網走

市内からの進学率向上を図ることはできないでしょうか。現在の市内高校生の進学率と実数の推移と併せて、見解をお示しいただきたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 高校在学中に大学の単位を取得することにつきましては、高校生のうちから大学の専門的な学びに触れることで、自身の興味や適性を深く理解できたり、入学前に単位を取得しておくことで、大学での履修期間を短縮し、卒業後のキャリアを早く進んだりすることが可能になるなど、学生にとってメリットのある取組であると認識してございます。

また、大学への適性や興味を早期に確認でき、進路選択のモチベーションが高まることが期待できるなど、大学側にとっても進学率の向上が期待されるものと考えてございます。

お尋ねの直近3か年の市内高校生の大学進学率に関しましては、令和5年が41%、令和6年が42%、令和7年が46%となってございます。

一方、市内高等学校から東京農業大学生物産業学部への進学者は、令和5年が2人、令和6年が1人、令和7年はゼロ人となってございます。

この取組を進めるためには高大連携が不可欠であることから、市内高等学校、東京農業大学のほか、町内関係部署を含め研究してまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 ぜひ進めていただきたいと思います。

二つ目は、例えば網走学のように、高校や大学に予算措置することで、まちづくりにつながる事業の実施を年間ベースで進めるなど、設置者の壁を超えて取り組んでいる先進自治体の取組を取り入れることが必要だと思います。

これには市長部局の関与も確実に必要となると思いますが、先進自治体の取組を参考に、網走市でも進めることは、人口減少緩和策と高校存続につながる第一歩になると考えますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

○高橋善彦学校教育部長 伊達市における高大連携の取組「だて学」のように、地域の高校が大学から専門的な指導・助言を受けながら地域課題に主体的に取り組むことは、地域課題の解決、大学への入学者増、学生のキャリアデザインにとって、それぞれ有効なものであると認識してございます。

市内高校の存続に向けた魅力化という課題におきましては、高大連携による生徒のキャリアデザイン

への寄与、東京農業大学への進学者増は、必須の事項であると考えているところでございます。

引き続き、様々な視点から、市内2校の高校の特色の強化、魅力化について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 意識の共有が図られているというふうに思います。

次は、インターン活動の強化についてですが、もっと地元企業を高校生や大学生にも知っていただくことで就職へつながる取組が進むのだというふうに思います。意外に地元網走の企業のことを中高生あるいは大学生は知らないというのは一定の事実なのだろうと思います。

名寄市などの先進自治体を参考とした、地元企業への夏休みや冬休みの長期休業を活用した長期のインターン活動の導入を進める考えについてはいかがでしょうか。見解を伺います。

○北村幸彦観光商工部長 地元企業へのインターン活動の強化についてでございますが、議員お話しのとおり、高校生や大学生に地元の企業を知っていたく取組は大変重要なものと考えております。商工会議所と共に、地元高校生をはじめとする若者向けの合同企業説明会を開催したほか、高校における企業説明会の実施、商工会議所主催によります高校の就職希望者に対するインタビュー、高校の授業の中での企業紹介、商工会議所のホームページ上での企業紹介など、様々な取組を行っているところでございます。

インターンシップにつきましては、商工会議所においてオホーツク総合振興局と連携してインターンの受け入れ情報を学校に提供しており、中学生では25社、高校生では31社が受け入れ可能となっております。

長期休業中のインターン活動を推進している自治体もあるとのことでございますが、網走市におきましても、学生や事業者のニーズなどを把握しつつ、商工会議所等と連携しながら、効果的なインターン活動が実施できるよう、他の自治体の取組を含めて研究してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議員 進めていただければと思います。

次は、東京農業大学オホーツクキャンパスでは、卒業生による組織的な現役大学生の網走市の企業への就労支援、あるいは網走市への定着支援の取組は見られません。

しかしながら、網走市を含めた周辺自治体に一定

の就業者があり、起業している方も少なくないほか、一度網走市を離れて就職したものの、網走市への魅力と愛着を感じて戻って仕事に就いている方も増えつつある状況が見られます。

こうしたことから、東京農業大学の卒業生による組織的な現役の大学生に対する地元就労促進支援策及び定着促進策の導入は、人口減少緩和策としても労働力不足への対策としても効果的だと考えますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

○北村幸彦観光商工部長 東京農業大学の学生の地元就労対策についてでございますが、過去に東京農業大学生物産業学部協力会の主催で合同企業説明会を実施した経緯はありますが、就職を希望する職種など学生のニーズと合致しなかったものと思われ、学生参加が少数にとどまり、効果的な取組ができなかつたこともあります。以降行われていない状況でございます。

また、農大生の出身地はほとんどが本州であるため、就職先は関東圏または地元に戻るケースが多く見られる傾向であり、毎年、市内就職者は卒業生の1%程度になっております。

議員御指摘のとおり、人口減少が進む中、労働力不足への対応、人材確保は喫緊の課題と認識しておりますので、毎年300名を超える農大卒業生が一人でも多く市内に就労していただくことは、課題解決の一助になると考えております。

御提言のありました内容も含めまして、東京農大をはじめ関係機関とも連携しながら、効果的な方策について研究してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議員 次ですが、今、網走市内の高校存続につながる取組が始まっています。教育委員会は、教育長を含めて名寄市などの取組を参考に、設置者の垣根を乗り越えて高校と積極的に関わり、まちづくりと一体的に取組が進められるような環境の醸成を行うことが少なくとも求められているというふうに思いますが、こうした取組を進める考え方をお持ちでしょうか。見解を伺います。

○高橋善彦学校教育部長 市内高校の存続につきましては、今年度6月に教育長を含めました検討協議会を立ち上げまして、2校の特色の強化、魅力ある教育課程・学科の検討を積極的にコミュニケーションを図りながら進めているところでございます。

網走市における高校の魅力化におきましては、東京農業大学への接続も重要であると考えております。高大連携も含めた協議を進めているところでござ

ります。

○平賀貴幸議員 答弁を踏まえて伺いますが、市内の高校の存続について、客観的に考えたときに、普通科が果たして2校ともに必要なのか、あるいは高校進学を控える受験生などのニーズとマッチしているのか、そういったことを検討することが必要だというふうに思います。つまり、高校受験を控えている生徒が学びたいと思える科目や内容があるのかどうかということなのだというふうに思います。

例えば、漫画やアニメ、各種動画など、クリエイティブなものや映像コンテンツの作成、あるいはマーケティングを学べるような高校が網走市にあってもよいのではないかというふうに思いますけれども、教育長の見解を伺います。

○木野村寧教育長 市内高校の存続に向けては、2校のそれぞれの強みを生かし、特色と魅力ある教育課程・学科等を提供し、いかに中学生に選ばれる高校にするかという点が重要であると認識しております。

今年度6月に、高校、大学、保護者、経済団体の委員で構成する、網走市内の高等学校の在り方検討協議会を設置し、市内高校の存続に向けた協議を進めているところでございます。

市内はもとより、市外、ひいては道外からも選ばれる高校を目指し、あらゆる角度から柔軟な視点で検討・協議することが肝要であると考えております。

また、その決定に当たっては、中長期的な展望も大変重要ですので、少子化がさらに進展するであろうこの先を見据えた高校の在り方を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 そういった意味では、教育長こそ教育現場出身であるアドバンテージを生かしていただきたい、小中学校や高校、大学などの現場に赴き、実態を把握しながら教育行政の指揮を執っていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。率直に見解を伺います。

○木野村寧教育長 人口減少・少子化がますます進行する地域社会において、児童生徒の実態を正確に把握し、小中高大の連携により、地域愛を育むとともに、主体性の育成、進路意識の醸成に取り組むことは、大変重要であると考えているところでございます。

現在、毎月開催している協議会においても、高大連携について意見交換、協議を検討しているところ

でございます。

引き続き、小中学校を含め、市内教育機関全体で連携を図り、社会がどのように変化しようとも、網走の子供たちが自らの夢や希望に向かって自立していく社会でたくましく生きていくために必要な、総合的な人間力の基礎を身につけ加えることができるよう、教育行政に取り組んでまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議員 質問の視点を少々変えたいと思います。

この点も人口減少緩和策に必要な視点とか私は考えますので伺いますが、昨年来、廃棄物処理行政に関してプロポーザルによる実施状況に関する議論が賛否両論議会でもありました。

私自身は先日にも申し上げたとおり、プロポーザル事業については、地方自治法が認める範囲であれば、地元企業を守るためにも積極的に導入すべきと理解しております。

今後はそのルールを定めるとの議会答弁があることから、その実行を待つての考え方だと思っておりますけれども、透明性を高めながら、プロポーザル事業は可能な限り積極的に取り入れるべきと考えますが、網走市としての見解を伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 現在、プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの策定に向けて、道内各市の状況を調査し、関係課による課題整理を進めているところでございます。

プロポーザル方式を実施する基本的な考え方としては、業務を履行する上で、価格だけではなく、高度な知識、技術、企画力、応用力などが必要となる業務を対象とすることに変わりはないものと考えております。

○平賀貴幸議員 まずはガイドラインの状況を見守りたいというふうに思います。

続いて、公価格の設定の考え方による委託料における人件費比率の義務づけも考えておく必要があると昨今の議会質問を見ていると私は感じるを得ない状況が散見されます。

このことも、労働者を守り、ひいては労働者不足から地元企業そのものを守ることに実はつながるのだというふうに考えますが、網走市としての見解を伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 委託業務における人件費比率の義務づけについてですが、公正な競争、不当な価格競争の排除、公共サービスの質の確保といっ

たメリットの一方で、事業者の負担増、チェック体制の確保、事業費の増加といったデメリットも考えられます。

また、労働者の賃金が、事業者の給与体系、労働者の経験、技量など、多様な要素の中で決定される中、市が委託を通じて画一的に基準を設け義務づけることは、現状では困難なものと考えております。

人手不足、賃金の上昇、価格の高騰など、様々な課題がある中、事業者とは引き続き日頃の意見交換により状況を共有し、課題の解決に努めてまいります。

○平賀貴幸議員 ここはなかなか考え方いろいろわかれるものですので、また機会を改めて議論させていただきたいと思います。

○永本浩子副議長 平賀議員、すみません、一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は、2時20分でお願いいたします。

午後2時08分休憩

午後2時20分再開

○永本浩子副議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

平賀議員。

○平賀貴幸議員 続けて、教育を中心に伺います。

最初に、網走市で発生した、重大事態に至るいじめ問題についてです。

私は、このいじめを重大事態に認定したことは正しかったと考えますし、学校現場の対応を含めて、教育委員会の対応に不十分なものもあっても対応に間違いが多いわけではないと考える一人ですが、同時に、やはり改善の必要性や、率直に申し上げてどこか自信のないといいますか、遠慮がちな姿勢を感じしております。

特に心配なのは、今回の重大事態に至ったいじめの発生とそれに対する調査に時間を要したにもかかわらず、報告書の内容を含めた教育委員会の対応が、どうにも十分とはいえない点ではないかと私は理解しています。

少なくとも報告書の公表とそれに伴う教育委員会の対応を見ている保護者や当時の子供たちは、網走市の大人はいじめにしっかりと立ち向かい、私たちのために頑張ってくれる。そのように受け止めてくれたでしょうか。私はとてもそれを心配するのです。つまりは、こうした思いを持ってくださらないと、少なくともあのときの子供たちは、網走市に積

極的に残ろう、網走市で働くと思ってくれないのではないかと心配するわけです。教育長はいかがお考えでしょうか。見解を伺います。

○木野村寧教育長 いじめの重大事態認定や、学校教育委員会の対応につきまして、一定の御理解を頂いた上で、御指摘の課題があると再認識しております。今回の事案を通じて、教育委員会として、いじめ問題への対応において、改めてスピード感と透明性、当事者への寄り添いが不可欠であるということを痛感いたしました。

今回の反省をいじめ防止の取組における原点と位置づけ、網走市の子どもたちが安心して学校生活を送り、このまちで生きていきたい、このまちに貢献したいと思えるよう、教育委員会としていじめに対して毅然とした態度で臨み、子供たちの未来を守るという強い覚悟を持って全力で取り組んでまいる所存です。

○平賀貴幸議員 これは私ども議会も反省しなくてはならない点なのかもしれません。

さて、「いじめの重大事態に係る調査報告書を踏まえた学校・教育委員会の再発防止策」がホームページに公表されております。しかしながら、この資料は記者会見でも示されることはありませんでした。これは準備の関係もあって、やむを得ないことだということはわかっております。しかしながら、現在もホームページでの公表にとどまっているのは事実であり、私からするとひっそりと公表されているような印象すらあります。報告書の公表も大切ですが、実はこの再発防止策の公表こそ大事なのではないでしょうか。

今日の網走広報には、いじめにおける対応策が詳細に公表されておりましたが、この資料の公表は直接はなされておりませんでした。今後この資料は、市民に対して積極的かつ丁寧に説明され、公表される機会が私は必要だと考えますが、事実経過を含めて見解を伺います。

○高橋善彦学校教育部長 いじめの重大事態に関する再発防止策の公表までの経過につきまして御説明をいたします。

まず、本年7月4日にいじめ重大事態に関する調査報告書につきまして、市政記者会へ概要を御説明させていただきました。この際、学校と教育委員会が取り組む再発防止策についても併せて御説明しております。

その後、7月11日には、7月4日に御説明した再

発防止策を追加・修正し、調査報告書と併せて網走市の公式サイトに掲載したところでございます。

さらに、より多くの市民の皆様に再発防止策を積極的かつ丁寧に周知するために、今月の市の広報誌にもその内容を掲載したところでございます。

掲載に当たり、広報誌の紙面に合わせて内容は一部再構成しておりますが、公式サイトに掲載した資料の趣旨や内容は過不足ないと認識してございます。

今後も、この再発防止策を含め、市民の皆様への情報提供と説明責任を果たすべく、学校との連携も図りながら適切な情報発信に努め、いじめの重大事態に関する再発防止に真摯に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 丁寧な説明がなされたためにああいう形になったのだということは私も理解しておりますが、やはりあれをそのまま直接伝えることこそが大事だったのではないかというふうに私は思うわけです。あれを今後活用しながら学校現場あるいは教育委員会で生かしていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いできますでしょうか。

○高橋善彦学校教育部長 やはりこの再発防止策というのは重要でございますので、今後、事あるごとにいじめ防止事業を、いろいろなものがありますけれども、そういったところに絡めて、この再発防止策に関して積極的に周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 直接的な表現こそ伝わりやすいこともありますので、ぜひお願ひいたします。

いじめに関する対応に関しては、加害者への人権配慮が足りなかったという指摘があります。確かにこれも大事なことです。

しかしながら、被害者とその家族に寄り添う姿勢は、前者よりももっと大切なはずではないでしょうか。私はそれが十分だという印象がなかなか持てずにいます。いじめの重大事態に係る調査報告書を踏まえた学校・教育委員会の再発防止策の中に記載されていることで、今もなお当時の被害者やその家族に対して実施できていないことは何でしょう。見解を伺います。

○高橋善彦学校教育部長 議員御指摘のとおり、いじめ事案においては、被害者と御家族に寄り添い、その心のケアを行うことが最も重要であると認識しております。

いじめ重大事態に係る調査報告書を踏まえた学

校・教育委員会の再発防止策につきましては、策定後、幾つかの取組を実行してまいりました。しかしながら、当時被害に遭った生徒や御家族に対して、謝罪を含めた加害側への指導について、学校に十分な対応をさせられなかつた点は教育委員会として大きな反省点であると受け止めているところでございます。

重ね重ねになりますが、被害者とその御家族に寄り添う姿勢は、再発防止策の根幹をなすものでございます。このたびの御指摘を肝に銘じ、再発防止策を確実に実行し、被害者とその御家族の支援に全力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 今回の重大事態に至るいじめに対する対応において、学校現場や教育委員会の対応で間違っていたこと、正しかったこと、今後もしっかりと臨むのだという内容は、どんな点があるでしょうか。見解を伺います。

○高橋善彦学校教育部長 今回の事案におきましては、市教委は学校からの重大事態が疑われる事案の報告を受け、迅速に教育長から市長や教育委員へ報告を行い、いじめ問題専門委員会の開催、その後の重大事態の認定を速やかに行つたところでございます。これにより、組織全体で問題に向き合うための行動が確立されたものと考えてございます。

今後は、初動対応のさらなる強化を図り、いじめ防止対策推進法や国のガイドライン、網走市いじめ防止基本方針にのっとり、学校と市教委、保護者や地域が一体となって、重大事態に至る前の段階でいじめの芽を摘むための取組に注力してまいりたいと考えてございます。

○平賀貴幸議員 加害者あるいは加害者の保護者が、たとえどんな態度で臨もうとも、どんな立場であろうとも、毅然とした態度と方針で臨むことが教育委員会には大切です。我々議会も、改めてこうした方針の教育委員会をバックアップしなければならないと思います。

もう一度教育長に伺います。いじめには毅然とした態度で臨む、その決意と覚悟を共にお示しいただければと思います。

○木野村寧教育長 加害生徒の保護者への対応に関する御意見につきましては、真摯に受け止めさせていただきます。また、市議会の皆様からの御支援につきまして、教育委員会にとっても大きな力になるものと考えてございます。教育委員会として、いじ

め問題に毅然とした態度で臨む決意と覚悟について、改めてお示しさせていただきます。

いじめは、個人の尊厳を深く傷つける行為であり、決して見過ごすことはできません。いじめの加害行為があった場合、この背景にどんな要因があろうとも、いじめは絶対に許されないという毅然とした姿勢で対応してまいります。

いじめは、学校や地域社会全体の問題です。いじめの兆候を見逃さず、早期発見・早期対応に努めることはもちろんのこと、いじめを許さないという健全な集団を育むことが、いじめの予防・撲滅の根本であると認識しているところでございます。

教員一人ひとりの負担軽減を図り、校長が強いリーダーシップを發揮して、組織的に対応できる体制も整えてまいります。いじめ問題に直面した教職員が心身ともに健康な状態で生徒に向き合えるよう、メンタルヘルスケアも含めて支援も強化してまいります。

私たちは、いじめの芽を摘み、真面目に学校生活を送りたいと願う子供たちの学習権を守り、全ての子供たちが穏やかに学校生活を送れるよう、全力で取り組んでまいります。

いじめ問題に毅然と、そして組織全体で対応することを、ここで改めてお誓い申し上げます。

○平賀貴幸議員 ぜひそのためにも人権教育含めていろいろな取組をしていただきたいというふうに思いますが、網走市のいじめ対策には、市長部局も積極的関与が必要な段階ではないかと思います。この問題の最後の質問として、水谷市長に見解を求めたいと思います。

○水谷洋一市長 教育行政というのは、教育委員会がやっているわけでございまして、外部部局における教育委員会政治によって、その教育行政というものは執行されています。首長の意向というのは教育行政に対して左右するものではないという仕組みを私は堅持すべきだというふうに考えているところです。

そうした中につけても、総合教育会議というものが設立されました。これは当時の大阪市長である橋下徹氏が、大阪市内におけるいじめ問題に対応するために市長部局の関与が必要だといったことから、法律を明記して、法律が成立されて、この総合教育会議というものができたということです。そうしたことによって、教育行政にあっても市長部局はこの問題について関与すべきというのが法律の立てつけ

ではないかというような印象を私は持っているところです。

その上で、いじめ防止対策推進法、網走市いじめ防止基本方針、こうした方針に基づいて、いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起き得るという認識を改めて組織的に対応することが重要だと考えており、全市的にいじめ撲滅に向けた取組、また、学校教育委員会が強い取組を進めていくよう、今後ともしていかなければならないものだと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 続いて、不登校の増加に関する課題について伺います。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律いわゆる教育機会均等法は、2016年に成立し、不登校児童生徒の教育機会の確保や、夜間中学校の設置促進などを目的とされております。

この法律では、不登校児童や生徒の支援として、学校への登校を強制せず、本人の意思を尊重しながら、多様な学びの場の支援や仕組みを提供すると定められております。

網走市の教育現場では、登校を強制せず、本人の意思を尊重するという点は守られているものの、法で定められた多様な学びの場の保障が追いついていないと私は理解します。

この状況をどう確認し、どう対応するのか。水谷市長の教育に対するこれまでの方針と考え方を、先ほども答弁がありましたが、私は高く評価しておりますけれども、現状は教育委員会だけでは対応困難な状況に至っているといわざるを得ないのでないでしょうか。

積極的な予算の確保を含めて、市長部局も関わらざるを得ない危機的な状況になっていると私は理解していますが、改善策の推進は急務です。不登校の児童生徒及び生徒の推移と、実際の現状での対応状況を含めた教育長の見解を伺います。

○木野村寧教育長 本市における不登校児童生徒の状況についてでございますが、令和6年度末で101名に達しており、これは平成27年度の22名と比較して約5倍に増加していることになります。また、全児童生徒に対する割合も、当時の0.8%から4.8%へと大きく上昇しております。この状況は、本市の教育行政を進めるに当たって重要な課題の一つでございます。

不登校は、子供たちの心身の健やかな成長や将来

に影響を及ぼしかねず、その背景も多岐にわたるため、個々の状況に応じたきめ細かな対応が不可欠です。御指摘のとおり、不登校児童生徒の支援には、多様な学びの場の確保が重要であり、その多様性を確保するのに限界があることも事実であり、対応に苦慮している状況でございます。

しかしながら、こうした状況を踏まえ、様々な対応策を検討するとともに、その施策について市長部局の協力も得ながら、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置に係る予算の確保に至り、今年度より任用することがかなったところでございます。

今後も、不登校対応を含めた様々な課題に対する施策につきまして、市長部局と共に連携を図りながら、全力で取り組んでまいる所存でございます。

○平賀貴幸議員 不登校への対応には、保護者への情報提供も欠かせないのだと思います。自分の子供が不登校になった、あるいは不登校になりそうだというときに、教育機会均等法の考え方方がわからない、フリースクールの情報を知らない、義務教育後の選択肢が実は複数あることがわからない、こういったことではやはり困るわけです。

教育委員会としてはどのように考え、学校現場と連携しながら子供と保護者に向き合っていくのか、見解をお示しください。

○高橋善彦学校教育部長 不登校となった、または不登校の兆候が見られるお子さんの保護者が、自分の子供に合った教育機会を選択できるよう、教育委員会や学校が保護者の困り感に寄り添ったきめ細やかな情報を提供することは、重要な役割であると認識してございます。

具体的には、学校は、担任だけではなく養護教諭、市教委の教育相談員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携して、児童生徒の抱える課題を分析するアセスメントを実施してございます。

その上で、既存の教育支援センターやフリースクールへの通所も視野に入れた支援策を保護者と共に考えてまいります。

教育委員会は、不登校の児童生徒が安心して教育を受けられるよう、多様な選択肢を提示し、保護者と共に最適な学びの場を探るための支援を、学校や関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 子供たちの時間は巻き戻しできま

せんから、一刻も早い対応を求めていきたいと思いますが、そのためにも、6月の一般質問で金兵議員が呼人小中学校における取組と実績を紹介しながら、不登校への対応につながること、そのためにも、企業などと連携した朝の通学時の送迎支援などを求めたことがございました。新年度からの実施が十分に可能な内容だと理解しておりますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

併せて、フリースクールへの支援が必要な段階にあるのだと思います。市内にフリースクールを増やす取組と併せて、フリースクールの運営支援も、予算措置はもちろんですが、それ以外の方法でも必要と考えますが、見解をお示しいただければと思います。

○高橋善彦学校教育部長 不登校児童生徒など、多人数の学校環境での適応に苦労されている子供にとって、きめ細やかな指導が期待できる小規模特認校は、有効な選択肢となり得ると認識してございます。

通学に際しての足の確保は継続的な課題であり、ライドシェアの実現は有効な対策の一つとなり得るものと認識してございます。しかしながら、導入に向けては、送迎に十分な数の賛同者を得ること、また、制度を導入した際に、保護者が他人の車に子供を乗せることを希望されるかといった点についての把握が必要となってまいります。

小規模特認校への通学課題につきましては、公共交通の利用なども含め、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、フリースクールの関係でございますが、子供たちが学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立していくための選択肢として、フリースクールの存在は有用なものであると認識してございます。

現在、市内で開設されているフリースクールは1か所と把握しております。現状、市としましては経済的支援は行っておりませんが、学校と連携を図りながら、フリースクールの登校をもって出席日数と認めているところでございます。

また、不登校児童生徒に対しましては、家庭児童教育相談室の相談員や今年度配置いたしましたスクールソーシャルワーカーによる資源の紹介・周知を行っているところでございます。今後は、需要を把握するとともに、フリースクール運営者ともよく意

見交換をしてまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 何らかの形で具体化していただければと思いますが、どうやつたらできるかという視点でぜひ考えていただきたいと進めていただきたいと思います。また、小規模特認校については、私のところは美幌や大空町からも問合せがございました。いろいろなところから期待されているのだなというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

さて、私は木目澤教育長の時代に始まった学校教育における網走小学校モデルを高く評価してきた一人です。一方で、その問題点や課題を度々感じることも少なくありませんので、何度も議論し、是正を求めてきた経緯もございます。

不登校の児童生徒が大幅に増加している状況、あるいは狭き門だった教員採用試験が倍率1.1%になるような状況。つまりは、教員の成り手不足と質の問題にも懸念があるとされる状況が現実のものとなっている昨今、私は現在の網走市の教育における網走小学校モデルを中心とした取組について限界を感じております。

本年度、北海道教育委員会の新たなモデル事業に潮見小学校が採用され、同じ時期に申請した網走小学校のモデルは採用されませんでした。このことは網走市教育委員会も把握していると思いますけれども、北海道教育委員会は明らかに方向転換しているわけです。

網走市教育委員会はこの事実をどのように受け止めているのか、まずは見解を伺いたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 網走小学校は、昨年度までの12年間、北海道教育委員会の学校力向上に関する総合実践事業の指定を受けてございました。

この事業は、平成25年度の開始当初におきましては、教育課程や指導方法の工夫改善を柱に、学び続ける学校のモデルを提示し、将来のスクールリーダーを継続的に輩出する新たな仕組みを構築することが目指されておりました。

網走小学校におきましては、この目的に資する数々の成果を上げ、管内はもとより全道においても非常に高い評価を得ていたところでございます。

しかし一方で、御指摘のとおり、時代の変化や教育課題の多様化に伴い、従来のモデルだけでは対応が難しい課題が出てきており、北海道教育委員会は、この事業要綱を改正し、管理職のリーダーシッ

の下、全教職員が一つのチームとなって、今日的な教育課題を解決し、社会に開かれた教育課程の実現を目指しているものと認識してございます。

○平賀貴幸議員 今の見解を踏まえて伺いますけれども、潮見小学校が今年度新たに北海道教育委員会のモデル校に指定されたその内容のうち、注目すべき点、あるいは網走市内の学校に広げていくべき点、こういったものはどのようなところにあると現時点で考えているのか、見解をお示しいただきたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長 今回、潮見小学校が指定校に選定されたのは、社会に開かれた教育課程の実現に合致した取組を計画している点が評価されたものと認識してございます。特に注目すべき点は、家庭・地域との連携・協働を重点項目に掲げ、主体性や他者との関わる力の育成を目指している点でございます。

不登校児童の増加や教員確保の課題といった今日の教育課題は、学校だけでは解決が困難であり、家庭や地域社会との連携と協働が不可欠でございます。今回の潮見小学校のモデルは、この新たな視点を明確に打ち出しているところであると認識してございます。

教育委員会としましては、この潮見小学校での実践をモデルケースとして、取組の持続可能性を高めるとともに、市内小中学校への成果普及を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 前向きな答弁と受け止めさせていただきますが、私はこうしたことから考えても、網走市の教育は大きな転換点に来ているというふうに考えますけれども、見解を伺います。

○高橋善彦学校教育部長 先ほど御指摘いただきましたいじめ重大事態に関わる一連の対応も含めまして、網走市の教育は大きな転換点に来ていると認識してございます。この転換点は、単にいじめの対応策を強化するだけではなく、子供たち、保護者、地域社会が一体となって、未来に向けた教育の在り方を再構築する契機であると考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 もう少し詳しい内容を伺いたいというふうに思いますが、教育長は久しぶりの教育現場出身の教育長だというふうに私も認識しています。いかがでしょうか、もう少し詳しく見解をお示しいただけないでしょうか。

○木野村寧教育長 私は、教育行政を担う者とし

て、この転換期をさきの議会でも表明させていただきました所信に基づいて乗り越えていきたいと考えております。

具体的には、教育の連続性・継続性として、網走小学校が12年間にわたり取り組んできた学校力向上に関する総合実践事業の成果も土台としながら、目の前の課題や実態をしっかりと見据え、時には立ち止まり熟考する姿勢を大切にし、適切な判断をしてまいりたいと考えております。

また、自走する学校を伴走する教育委員会として、教育委員会は、進むべき方向やゴールをしっかりと示しつつ、具体的な手段は学校に任せ支援するという伴走者としての役割を徹底してまいりたいと思います。

さらに、児童生徒の主体性・協働性を育む場としての学校として、仲間と対話しながら合意形成を図る、そのような教育の展開を目指してまいります。

この転換点を機に、私たちは、網走市の子供たちに持続可能な社会のつくり手として、様々な問題に立ち向かい、それぞれの状況に応じて最適な解決方法を探り出していく力を育成し、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる日本社会に根差したウェルビーイング向上の実現を目指して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 今の答弁を踏まえつつ、潮見小学校から始まる新たな学校づくり、教育委員会の方向性も含めてしっかりと見据えながら議論を続けていきたいというふうに思います。

もう少し細かい点について伺います。

各学校にはクーラーの設置が進められておりましたが、全ての教室に完了したのでしょうか。状況について、見解をお示しください。

○高橋善彦学校教育部長 各学校への冷房設備の設置状況でございますが、小学校全9校と呼人中学校には令和6年度中に機器の設置を完了し、普通教室、特別支援教室、職員室及び校長室におきまして、本年度より稼働を開始しております。

また、残りの中学校5校につきましては、同様の教室に対し、本年度末までに設置を行い、令和8年度からの稼働に向けた準備を現在進めている状況でございます。

○平賀貴幸議員 確認ですが、全ての特別支援教室や図書室、理科室などの実習系の教室などにもクーラーの設置は必要だと考えておりますが、その実施状況についてはいかがでしょう。

○高橋善彦学校教育部長　冷房設備の整備につきましては、児童生徒が日常の学習活動において主に使用する教室などを優先して行っており、特別教室や図書室、体育館などにつきましては、現在のところ具体的な整備計画は持ち合わせてございません。

特別教室や図書室につきましても、児童生徒の学習場所という点におきましては普通教室と同様であると認識しておりますが、今後、さらに少子化が進む中で、各教室の使い方や学校施設の在り方なども勘案しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員　それは新年度の予算以降になりますが、何らかの形で検討していくという前向きな答弁だと受け止めてよろしいですか。

○高橋善彦学校教育部長　できる範囲でという形にはなりますけれども、先ほど申し上げましたように、普段子供たちがいるところを中心にと考えていますので、今後、学校施設の在り方も含めて検討してまいりたいと思っております。

○平賀貴幸議員　図書室を含めて学校になかなか通いづらい多様な学びの場にもなるような場所ですから、財政当局も今の話を踏まえて、ぜひ積極的な予算措置をお願いしたいというふうに思って、次の質問に行きます。

いざというとき避難所となる体育館へのクーラーの設置もまだ検討はこれからなのだと思いますが、先日の全国市議会議長研究フォーラムでは、各自治体議会の議員からいろいろとお話を伺ったところ、やはり本市の自治体を中心に相当進んでいるようです。網走市ではどのように考えているのか、もう一度見解を伺いたいと思います。

○高橋善彦学校教育部長　議員のお示しのとおり、体育館を含む学校施設は、災害等の発生の際には地域住民の避難施設として重要な役割を担うものと認識しております。しかしながら、学校体育館に冷房設備を設置する場合は、普通教室とは異なり、規模や構造、設置する空調の種類、断熱改修の有無など、様々な付帯工事が必要となり、多額の費用を要することが見込まれているところでございます。

有事の際には、体育館のみではなく学校施設全体を避難施設として使用することが想定されますので、既に冷房が設置されている普通教室などの活用も有効であるものと考えられるものでございます。

現段階では、先ほども申し上げましたとおり具体的な整備計画はございませんが、今後の学校施設全

体の在り方や体育館の大規模改修が必要となった場合は、改修費用に対する国の財源動向も注視して検討してまいりたいと考えているところでござります。

○平賀貴幸議員　まずは体育館以外のところをぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。

次に、学校図書館です。

ここは教育における一つの要だと私は考えます。図書の冊数も大切ですが、閉架された図書の学校ごとの割合はどうなっているのでしょうか。また、これを含めた学校図書の鮮度と冊数のバランスはどうなっているのか。このことを明らかにし、課題を整理することが重要だと思います。現在の状況についてどのようにになっているのか、見解を伺います。

○高橋善彦学校教育部長　学校図書の現況についてのお尋ねでございますが、学校図書の鮮度につきましては、全国学校図書館協議会が定める学校図書館図書廃棄規準である受入れ後10年経過を目安として判断してございます。

図書の閉架に関する問題としては、学校図書館司書を中心に、鮮度、内容等を勘案し判断してございます。

保有冊数に対する閉架図書の割合につきましては、小学校で7%、中学校で14%ほどとなってございます。

現在、市内15校における図書の保有冊数は12万3,000冊、10年以内図書の割合は約33%となってございます。

また、文部科学省の定める学校図書標準冊数の達成率につきましては、小学校で118%、中学校で103%、全体で111%となっている状況でございます。

○平賀貴幸議員　標準冊数をクリアしているということはわかりました。閉架については小学校で7%、中学校で14%ということですが、これは各学校で相当ばらつきがあるのだということも理解しております、閉架が非常に多い学校も実際あるのは教育委員会が把握しているとおりだと思います。

そういうことを踏まえると、明らかに改善が必要な状況だと私は考えております。久しぶりに学校図書の鮮度と冊数について質問させていただいておりますが、子供たちの時間は待ってくれませんので、予算措置を含めて大幅な改善ができるだけ急がねばならないのだと思います。改善に向けた教育長の決意と考え方をお示しください。

○木野村寧教育長 学校図書の充実につきましては、子供たちの資質・能力向上、学習意欲の向上、探究的な学びの支援や多様な価値観との出会いなどの観点から、非常に重要であると認識してございます。

学校図書につきましては、毎年度、予算を承認いただき整備を進めておりますが、標準冊数に達していない学校は、小学校1校、中学校1校といった現状でございます。

また、整備後20年以上経過した図書が蔵書数全体の約3割を占めており、図書鮮度の面で課題があると認識してございます。

子供たちの読書環境を充実させるため、市立図書館の電子書籍も活用しながら、標準冊数100%以上の維持と、図書の鮮度向上に計画的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 図書の鮮度がやはり大事だと思います。標準冊数を達成していても鮮度がよくなければ、結局使えない本がいっぱいあるということにやはりなってしまいますので、その辺いろいろな形でぜひクリアしていただきたいというふうに思います。

次に、再生可能エネルギーについて伺います。

私は、再生可能エネルギーの導入促進を進める立場でありまして、環境とのバランスを考えながらも、網走市においてできるだけ多く利用されることが望ましいと考えております。

網走市における再生可能エネルギーの状況について、最初に明らかにしていただきたいと思います。

○田邊雄三市民環境部長 網走市における再生可能エネルギーの状況についてですが、資源エネルギー庁が公表している情報では、太陽光発電施設が152施設、風力発電施設が1施設、バイオマス発電施設が4施設となっております。

○平賀貴幸議員 最近の報道によりますと、國の方針や法規制をくぐり抜けるような施設整備や、環境への配慮が不十分な施設整備が見られるようです。また、地域住民への説明を丁寧に行う事業者がある一方で、地域住民への説明を必要としない小規模の施設でのトラブルも散見されます。

網走市における実態はどうなっているのか、見解を伺います。

○田邊雄三市民環境部長 事業者から市内に太陽光発電施設の設置について市に問合せがあった場合は、国が示すガイドラインに基づき、説明や説明会

の開催に必要な地域の町内会役員との取次ぎをしております。

しかし、発電量の少ない設備等の場合は、国のガイドラインの適用外となるため、説明等なく工事が始まり、件数は少ないので地域住民から市へ意見や相談が寄せられている状況です。

○平賀貴幸議員 そういう状況がやはりあるわけです。

太陽光発電においては、釧路市に代表されるような景観や環境を大きく損ないかねない施設を施工しようとする事業者も現れ、対処が必要な状況となっているのだと思います。

さらに、国において、耐用年数が経過し廃棄されることになった太陽光パネルの問題で、設置者などに費用の負担を義務づけることなどをまるで諦めるような判断をしているような報道もありました。これが事実ならば甚だ遺憾なことですけれども、太陽光パネルから将来的に生じる廃棄パネルは、自治体において処理を考えざるを得なくなり、条例の整備がやはり必要となります。

近隣においても、大空町や斜里町が条例を整備しているほか、登別市でも条例は整備されており、釧路市でも10キロワット以上の商用太陽光発電施設の設置を許可制とする条例案を釧路市議会に提出するなど、取組が進んでおります。

釧路市の条例案では、タンチョウやオジロワシといった希少生物5種を特定保全種に指定しており、5種が生息する可能性が高いエリアを特別保全区域と位置づけております。

また、同区域での建設を計画する際には、生息調査及び保全に係る対策を事業者に対して事前に講じることを求める事になっており、さらに事業者が不正や虚偽などで許可を受けた場合、許可を取り消すこともできるような内容になっています。

また、近隣住民に対しても説明会を義務づけておりまし、太陽光発電施設の解体や撤去に伴う廃棄物の処理に必要な費用も計画的に積み立てるように求める内容も記載があるようです。

網走市においても、こうした事例を参考に、対策条例の必要性が急務であると考えますが、市長の見解を伺います。

○水谷洋一市長 平賀議員の御質問にお答えしたいと思います。

再生エネルギーに係る太陽光パネルの設置について、今後の取扱いの課題ということでございますけ

れども、思い返せば2011年3月11日を境に大きくエネルギー政策が変わったと思っております。当時の民主党政権下において強力にこの再生エネルギーの問題というのは推進されてきたと思っておりまして、そのときの政策の枠組みというものが今も生かされているのだろうと思います。

当市におきましても、その時流に乗ることによって、太陽光発電のみならず、バイオマス発電所の誘致をすることができたことによって、能取漁港特別会計の健全化に大いに寄与したものと考えております。

電力のエネルギーのベストミックスという観点からも、再生エネルギーの比率を合理的に当てはめていくというのは大変重要な視点であると考えております。

しかし、当時から15年を経過いたしまして、エネルギーのベストミックスという観点以上に、この太陽光発電の問題というものが、金融のリターンやリートといった資金回収といった点に重きが置かれるあまり、環境の影響や地域に住まわれる方の影響というものが考慮されないまま設置されることへの懸念が強まっているのだと認識しているところでございます。

法律上、規制されていない太陽光パネルの設置について、法律を超える上書き条例を設定し規制することは、自治体の権限を超えるものだと認識しております。しかし、規制ができないことを前提として、立てつけの問題をどのような形で考えることができるのか、専門家を交えて今回の廃棄物広域処理を行うとする自治体と連携して、広域的に研究調査を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議員 質問を終わります。

○永本浩子副議長 これで一般質問を終わります。

○永本浩子副議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

再開は、明日、午前10時としますから、参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後3時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 平賀貴幸

網走市議会副議長 永本浩子

署名議員 金兵智則

署名議員 古田純也

9月11日 (木曜日) 第5号

令和7年第3回定例会
網走市議会会議録第5日
令和7年9月11日（木曜日）

○議事事日程第5号

令和7年9月11日10時00分開議

日程第1 委員会審査報告11件（議案第1号～第11号）

日程第2 意見書案第1号及び委員会審査報告1件（陳情第5号）

日程第3 議案第12号～第14号

○議事事日程第5号の追加

日程第4 委員会審査報告3件（議案第12号～第14号）

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度網走市一般会計補正予算（原案可決）

議案第2号 令和7年度網走市国民健康保険特別会計補正予算（同）

議案第3号 令和7年度網走市介護保険特別会計補正予算（同）

議案第4号 令和7年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算（同）

議案第5号 令和7年度網走市水道事業会計補正予算（同）

議案第6号 網走市職員の育児休業等に関する条例及び網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定について（同）

議案第7号 網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について（同）

議案第8号 網走市下水道条例の一部を改正する条例制定について（同）

議案第9号 網走市議會議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について（同）

議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（同）

議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（同）

議案第12号 網走市豆類ラック乾燥施設新設建築主体工事請負契約の締結について（同）

議案第13号 網走市農産物集出荷貯蔵施設新設建築主体工事（1工区）請負契約の締結について（同）

議案第14号 網走市農産物集出荷貯蔵施設新設建築主体工事（2工区）請負契約の締結について（同）

意見書案第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と待遇改善を求める意見書案（同）

陳情第5号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情（採択）

○出席議員（15名）

石垣直樹

井戸達也

小田部照

金兵智則

栗田政男

里見哲也

立崎聰一

永本浩子

平賀貴幸

深津晴江

古田純也

古都宣裕

松浦敏司

村椿敏章

山田庫司郎

○欠席議員（1名）

澤谷淳子

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一

副市長 後藤利博

企画総務部長 秋葉孝博

企画総務部参事監 小松広典

市民環境部長 田邊雄三

健康福祉部長 結城慎二

健康福祉部参事監 永森浩子

農林水産部長	佐 藤 学 郎
観光商工部長	北 村 幸 彦
建設港湾部長	立 花 学
水 道 部 長	柏 木 弦
庁舎整理室長	武 田 浩 一
企画調整課長	佐々木 司
総務防災課長	日 野 智 康
財 政 課 長	小 西 正 敏
<hr/>	
教 育 長	木野村 寧
学校教育部長	高 橋 善 彦
社会教育部長	伊 倉 直 樹

○事務局職員

事 務 局 長	岩 尾 弘 敏
次 長	本 橋 洋 樹
総務議事係長	和 田 亮
総務議事係 係	平 間 公 稔
	山 口 謙

午前10時00分開議

○松浦敏司議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告いたします。

欠席、澤谷淳子議員。

○松浦敏司議長 本日の会議録署名議員として、里見哲也議員、村椿敏章議員の両議員を指名いたします。

○松浦敏司議長 ここで、諸般の報告の追加について報告いたします。

お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として、議案3件、意見書案1件、委員会審査報告12件の合計16件を追加しておりますので、承知願います。

本日の議事日程はお手元に配付した第5号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○松浦敏司議長 日程第1、委員会審査報告、議案第1号から議案第11号までの合わせて11件を一括して議題といたします。

本件は、去る9月4日の本会議において、関係常

任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について、順次、委員長の発言を求めます。

初めに、総務経済委員会、石垣直樹委員長。

○石垣直樹議員 一登壇一 本定例会において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和7年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第5号令和7年網走市水道事業会計補正予算、議案第6号網走市職員の育児休業等に関する条例及び網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号網走市下水道条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第11号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての合わせて8件であります。

本件につきまして、去る9月4日に開催の本会議におきまして、当委員会に付託され、同日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号及び議案第5号から議案第11号まで合わせて8件につきましては、いずれも委員全員の一致により原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、当委員会の審査結果の報告といたします。

○松浦敏司議長 次に、文教民生委員会、古田純也委員長。

○古田純也議員 一登壇一 本定例会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和7年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号令和7年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号令和7年度網走市介護保険特別会計補正予算、議案第4号令和7年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算の合わせて4件であります。

本件につきましては、去る9月4日開催の本会議におきまして、当委員会に付託され、翌5日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号から議案第4号までの合わせて4件につきましては、いずれも委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○松浦敏司議長 以上で、各常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、議案第1号から議案第11号までの11件を一括して採択いたします。

お諮りいたします。

上程中の議案第1号から議案第11号までの11件は、各委員長の報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、各委員長の報告のとおり議案第1号から議案第11号までは可決されました。

○松浦敏司議長 次に、日程第2、意見書案第1号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書提出についてを議題といたします。

なお、意見書案第1号には、陳情第5号政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情が関連しておりますので、併せて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

文教民生委員会、古田純也委員長。

○古田純也議員 一登壇一 ただいま御上程いただきました、陳情第5号政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情の委員会審査報告と意見書案第1

号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書提出についての提案理由を申し上げます。

まず、陳情第5号でありますが、9月5日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により採択すべきものと決定したところでです。

次に、意見書案第1号でありますが、ただいまの決定に基づき、関係行政府に意見書を提出しようとするものであり、文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○松浦敏司議長 以上で、文教民生委員会委員長の提案理由の説明を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りします。

上程中の意見書案第1号は原案のとおり可決することとし、陳情第5号は採択と決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案可決、陳情第5号は採択と決定されました。

○松浦敏司議長 次に、日程第3、議案第12号から議案第14号までの合計3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 一登壇一 ただいま御上程いただきました、議案第12号網走市豆類ラック乾燥施設新設建築主体工事請負契約の締結について、議案第13号網走市農産物集出荷貯蔵施設新設建築主体工事（1工区）請負契約の締結について、議案第14号網走市農産物集出荷貯蔵施設新設建築主体工事（2工区）請負契約の締結について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本件各工事につきましては、国の補助事業を活用

した農業共同利用施設建設事業で進めている建築主体工事でございます。

各工事の予定価格は、議会の議決に付すべき契約に関する条例で定める額に該当いたしますことから、請負契約の締結に当たりまして、本議会の議決を得ようとするものでございます。

初めに、追加議案資料1ページ、資料9号を御覧願います。

契約の内容ですが、工事名が網走市豆類ラック乾燥施設新設建築主体工事で、去る9月1日に一般競争入札を執行いたしました結果、最低入札価格者と仮契約を締結しているところでございます。

契約の金額、契約の相手方は記載のとおりでございます。

工事の概要ですが、工事施工場所、工事内容は記載のとおりでございます。

追加議案資料2ページには図面を記載しておりますので、御確認願います。

次に、追加議案資料3ページ、資料10号を御覧願います。

契約の内容ですが、工事名が網走市農産物集出荷貯蔵施設新設建築主体工事（1工区）で、去る9月1日に一般競争入札を執行いたしました結果、最低入札価格者と仮契約を締結しているところでございます。

契約の金額、契約の相手方は記載のとおりでございます。

工事の概要ですが、工事施工場所、工事内容は記載のとおりでございます。

追加議案資料4ページには図面を記載しておりますので、御確認願います。

次に、追加議案資料5ページ、資料11号を御覧願います。

契約の内容ですが、工事名が網走市農産物集出荷貯蔵施設新設建築主体工事（2工区）で、去る9月1日に一般競争入札を執行いたしました結果、最低入札価格者と仮契約を締結しているところでございます。

契約の金額、契約の相手方は記載のとおりでございます。

工事の概要ですが、工事施工場所、工事内容は記載のとおりでございます。

追加議案資料6ページには図面を記載しておりますので、御確認願います。

以上、議案第12号、議案第13号、議案第14号につ

きまして、一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○松浦敏司議長 以上で、提案理由の説明を終了します。

それでは、ただいま上程されました議案第12号から議案第14号までの3件につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事を進めることとして大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました議案第12号から議案第14号までの3件につきましては、お手元に配付しております議案付託区分表（2）のとおり、所管の常任会に付託の上、会期中に審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、そのように決定されました。

ここで常任委員会等を開催する必要がありますので休憩します。

再開は追って、予鈴をもってお知らせしますから承知願います。

午前10時16分休憩

午前10時55分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既にお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として、委員会審査報告3件を追加しておりますので、承知願います。

次に、議事日程第5号の追加についてお諮りします。

既に配付のとおり、委員会審査報告3件が提出されておりますので、お手元に配付の議事日程第5号の追加のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第5号の追加のとおり決定いたしました。

○松浦敏司議長 次に、日程第4、委員会審査報告3件、議案第12号から議案第14号までの3件を一括して議題といたします。

本件は、休憩前の本会議において、所管常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会、石垣直樹委員長。

○石垣直樹議員 一登壇一 先ほど本会議において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第 12 号 網走市豆類ラック乾燥施設新設建築主体工事請負契約の締結について、議案第 13 号網走市農産物集出荷貯蔵施設新設建築主体工事（1 工区）請負契約の締結について、議案第 14 号網走市農産物集出荷貯蔵施設新設建築主体工事（2 工区）請負契約の締結についての 3 件であります。

本件につきましては、先ほど本会議におきまして当委員会に付託され、本会議休憩中に当委員会において詳細にわたり審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第 12 号から議案第 14 号までの 3 件につきましては、委員全員の一一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○松浦敏司議長 以上で、常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論がありませんので、採決を行います。

お諮りします。

上程中の議案第 12 号から議案第 14 号までの 3 件につきましては、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号から議案第 14 号までの 3 件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○松浦敏司議長 以上で、本日の議事日程は全て終

了いたしました。

今定例会の審議日程に従いまして、各会計決算審査特別委員会における議案審査のため、これより本会議は休会となり、再開は 9 月 22 日午前 10 時としますから、参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前 10 時 59 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 松浦敏司

署名議員 里見哲也

署名議員 村椿敏章

9月22日 (月曜日) 第6号

令和7年第3回定例会
網走市議会議録第6日
令和7年9月22日(月曜日)

○議事日程第6号

- 令和7年9月22日午前10時00分開議
日程第1 委員会審査報告4件(認定第1号～第4号)
日程第2 議案第15号

古田純也
古都宣裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○議事日程第6号の追加及び変更

- 日程第3 委員会審査報告1件
日程第4 議員の派遣について
日程第5 その他会議に付すべき事件1件

○欠席議員(1名)

澤谷淳子

○本日の会議に付した事件

- 認定第1号 令和6年度網走市各会計歳入歳出決算について(原案認定)
認定第2号 令和6年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について(原案可決及び認定)
認定第3号 令和6年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)
認定第4号 令和6年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)
議案第15号 令和7年度網走市一般会計補正予算(原案可決)
その他会議 議員の派遣について(決定)に付した事件(2)
その他会議 付託事件の閉会中継続審査についてに付した(同)
事件(3)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
企画総務部参事監 小松広典
市民環境部長 田邊雄三
健康福祉部長 結城慎二
健康福祉部参事監 永森浩子
農林水産部長 佐藤岳郎
観光商工部長 北村幸彦
建設港湾部長 立花学
水道部長 柏木弦
庁舎整理室長 武田浩一
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 日野智康
財政課長 小西正敏

教育長 木野村寧
学校教育部長 高橋善彦
社会教育部長 伊倉直樹

監査委員 藤原誉康
監査事務局長 高橋勉

○事務局職員

事務局長 岩尾弘敏
次長 本橋洋樹
総務議事係長 和田亮
総務議事係 平間公稀
山口諒

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
栗田政男
里見哲也
立崎聰一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江

午前10時00分開議

○松浦敏司議長 おはようございます。

本日の出席委員は15名で定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告いたします。

欠席、澤谷淳子議員。

○松浦敏司議長 本日の会議録署名議員として、深津晴江議員、古都宣裕議員の両議員を指名いたします。

○松浦敏司議長 ここで、諸般の報告の追加について報告いたします。

お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として議案1件、委員会審査報告4件、その他会議に付すべき事件2件の合計7件を追加しておりますので、御承知願います。

本日の議事日程は、お手元に配付した第6号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○松浦敏司議長 日程第1、委員会審査報告4件、認定第1号令和6年度網走市各会計歳入歳出決算について、認定第2号令和6年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和6年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和6年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算についてを議題といたします。

本件は、令和6年度各会計決算審査特別委員会に付託した案件ですが、既に委員会の審査が終了しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

栗田政男委員長。

○栗田政男議員 一登壇一 ただいま御上程いただきました認定第1号令和6年度網走市各会計歳入歳出決算について、認定第2号令和6年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和6年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第4号令和6年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算についての合わせて4件について、本特別委員会での審査経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、去る9月2日の本会議終了後に第1回の委員会を開催し、委員各位の御推挙により

私が委員長に、副委員長には山田庫司郎委員がそれぞれ選任されました。

その後、さきの議会運営委員会において協議、決定された審査日程、審査方法を基本に、副市長、教育長、監査委員のほか各部課長等の出席を求め、実質の審査日程をおおむね5日間とし、審査を行うことにしたところであります。

審査に際しましては、理事者側から市全体における財政状況及び令和6年度決算等についての追加補足説明があり、所管部別に審査を行ったところであります。

その結果、認定第1号は大方の意見として原案認定すべきものとし、審査の経過及び質疑の内容から4項目の附帯意見を付すことがよろしいということに決定したところであります。4項目の意見の内容につきましては、既にお手元に御配付のとおりでございます。

また、認定第2号から認定第4号までは全委員の意見として原案可決及び認定すべきものと、附帯意見を付すことなく決定したところであります。

なお、審査の経過でありますが、認定第1号のうち、一般会計においては、令和6年度は食品や燃料の価格高騰に対する支援や、猛暑対策としての冷房施設などの整備が積極的に進められ、市民の暮らしや環境整備の取組は大変評価しているとの意見がありました。

収支については、黒字決算となっており、健全な財政運営に努められたと評価する等の意見がございました。

一方で、例年指摘をしている事業検証が不十分な事業、職員の時間外勤務の増加などの問題や課題があるとの意見もございました。

また、審査の際、市長交際費の管理運用については、委員から質疑の中から懸念が示され、行政におかれでは、これらの指摘を踏まえ、基準の明確化と透明性確保に向け検討し、市民に対する説明責任をすべきとの意見がありました。

また、各特別会計においては、網走港整備特別会計及び能取漁港整備特別会計では、土地の売却など積極的に取り組まれ、赤字解消に向けて堅実な運営に努められたこと等を評価する意見がございました。

次に、認定第2号から認定第4号までの水道事業等の公営企業会計においては、人口が減少して料金収入が減少する中でも、導水管の布設替え等が計画的に進められており、安定的な経営を続けているこ

とを大変評価するという意見がございました。

一方で、水道料金の値上げについても、開始の時期を含め検討を始めるべきとの意見もございました。

以上が、本特別委員会の審査経過と結果でございます。

どうか本会議におきましても、本特別委員会の決定に御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、委員会審査報告といたします。

○松浦敏司議長 以上で、委員長の委員会審査報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 一登壇一 私は、認定第1号令和6年度網走市各会計歳入歳出決算のうち、一般会計及び国民健康保険特別会計、網走港整備特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計について、反対の立場から討論を行います。

初めに一般会計ですが、小学校冷房設備整備事業や教育支援、特別支援教育、また廃棄物処理事業での生ごみの堆肥化率の向上と最終処分場の延命化など、一定評価すべき事業は見られたと思います。

一方、財政状況を見ると、依然として過去の過大な公共事業の推進による影響が今もなおあり、経常収支比率は96.4%と財政の弾力化を欠いている状況です。

地方債残高は、新庁舎建設などにより366億7,500万円と、昨年度より21億円増加しています。

また、債務負担行為額64億8,000万円のうち、12億4,000万円は公債費に準ずる将来の借金として出てきます。合計で379億1,500万円となり、取り崩し可能な基金42億8,000万円を差し引いても、実質債務残高は336億3,500万円となります。

これに、特別会計の網走港整備特別会計7億8,600万円の赤字、能取漁港整備特別会計1億2,900万円の赤字を合わせると、約345億5,000万円となりました。

市民1人当たりにすると108万円の赤字となります。そのほかにも、上水道約43億5,900万円、下水

道約56億7,800万円、下水道は2億7,000万円と、債務残高は合計103億円もあります。

この会計は、一般的な借金とは性格が違いますのであえて加えませんが、今後の人口減少を踏まえると、大変厳しい状況だと言えます。この後、消防本部の建て替えが計画されており、さらに財政は悪化することが懸念されます。

次に、職員の時間外超過勤務が依然として特定の職場が慢性的に多い状況にあり、1か月に80時間以上の超過勤務をしている職員が34名と増えています。特定の職場で過労死ラインの状況にあると言わざるを得ません。

また、給食調理場では定数39名に対し36名と、調理員の労働環境は厳しい状況が続いています。

これらの課題を解決するためには、市民の財産である公共を劣化させる新自由主義の考え方から脱却して、職員を増やすことと同時に、会計年度任用職員を正職員とするか、フルタイムにするなどの対策を講じなければならない状況にあると強く指摘し改善を求めます。

次に、ごみの広域化についてですが、中間処理施設の建設地が白紙撤回となり、1市5町全体で8,800万円以上の税金が無駄となったことがわかりました。広域ありき、建設場所ありきで進めてきた結果であることを指摘しておきます。

以上の理由から、総体として一般会計は認定できません。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計は、北海道が示す国保料の統一化の方針に従って、国保料金を上げ続ける考えが示され、令和5年度、令和6年度と2年連続で保険料率が上がりました。毎年黒字は続き、基金は2億6,392万円になっています。

北海道のように広い地域で医療格差がある中で、同じ所得であれば、全道どこでも同じ料金にするというのは公平性に欠けます。高い料金は滞納者を増やし保険証を取り上げることで、被保険者が受診を諦め、命を落とす事例があると聞いています。

これ以上の負担増はやめるべきです。このようなことから認定しません。

網走港整備特別会計は、過去の過大な事業見込みに基づき整備がなされました。その後、計画が3度修正されています。網走港の利用状況は、目標に対して外貿38.8%、内貿50.3%と、目標からすると遠く届いていません。これは計画そのものが課題であ

ったことの表れであります。

また、背後地の用地売却については、未売却地は11万7,737平方メートル、赤字は7億8,647万円と巨額の赤字となっています。

土地も思うように売れないと状況が続き、売却見込みも不透明であります。今のところ、帳簿上は債務超過になっていませんが、土地が売れなければ赤字が減らない会計であり、以前の能取漁港特別会計のようになりますかねない状況であり、認められません。

介護保険特別会計については、第1号被保険者数は1万979人、そのうち要介護認定者数は1,909人と、昨年より1.9%増えています。

介護保険は3年に一度の見直しとともに上がり、当初の2倍になっています。

一方で、介護職の賃金は低く抑えられたままで、介護人材の不足などから、介護認定されても十分に利用できない状況があり、支出する給付費は横ばいであり、介護の基金は3億9,000万円となりました。

令和6年度には、介護事業の重要な役割を担う訪問介護事業所の介護報酬が引き下げられました。訪問介護事業が赤字経営となっている状況があるのにもかかわらず、十分な調査がされなかったことは重大であり認定できません。

後期高齢者医療保険特別会計は、75歳以上の高齢者を囲い込む医療制度で、世界にまれな制度であります。一度は廃止することが決まったほど問題のある制度が、いまだに続いていること自体問題です。

保険料も2年に一度見直され、少ない年金から保険料が天引きされるというので、高齢者にとって差別的医療制度であり、認められません。

以上、基本的な理由を述べて反対討論といたします。

○松浦敏司議長 井戸達也議員。

○井戸達也議員 一登壇一 私は、令和6年度網走市各会計歳入歳出決算について、民主市民ネット、希政会、公明クラブ、同志会、古都議員、研政会を代表して賛成の立場から討論いたします。

令和6年度は、年明けの能登半島地震をはじめとした自然災害や猛暑の影響、またコロナ禍の影響を受け、人手不足による地域経済の回復の遅れや食料、燃料の価格高騰により市民生活への影響を受ける中、一方で、インバウンドをはじめとした観光需要の高まり、外国人特定技能や技能実習などの受け入れ増加などによる新たな展開が急速に進む状況であったと認識しております。

令和6年度一般会計決算では、歳入前年度比は23億4,207万3,000円の増、歳出の前年度比が23億374万6,000円の増となり、実質収支では7,033万2,000円の黒字決算となっており、六つの特別会計の決算においては、歳入の前年度比が1億861万3,000円の減、歳出の前年度比は1億4,165万2,000円の減となり、実質収支では7億3,213万3,000円の赤字決算がありました。

こうした中において、令和6年度は、食品や燃料の価格高騰対策や猛暑対策として、冷房設置などの整備が積極的に進められ、市民の暮らしや環境の整備など、多くの成果を挙げ、取組がなされてきたと評価しております。

また、公債費についても、今後、社会保障費の増大やインフラ施設の改修などが見込まれる中、これまでの大型建設事業の償還が完了していくことから、一定程度の見通しがついていると確認いたしました。

特別会計の赤字についても、努力の成果が見られ着実に減少してきており、今後も計画的な保有地の売却と利活用を進められることを望むところであります。

多くの事業を進める中、一方で事業検証が不十分なものや、業務による職員の時間外勤務の多さが一部で確認されました。これらを適正な職員配置によって、効率よく進めさせていただくよう望むところであります。

また、多くの課題に直面している教育行政では、課題の解決に向け、特にスピード感を持った取組が必要であることから、4点の附帯意見を付すことといたしました。

これらの課題に対し、今後も少子高齢化による人口減少などが加速していく中においても、市民の深い信頼と協力の下に安定した自治体運営を進めていく必要があり、そのためには積極的な財源の確保と網走のために働くという強い使命感を発揮していただき、市民に愛され尊敬される網走市となるよう、強く期待し、賛成討論といたします。

○松浦敏司議長 以上で、討論を終わります。

それでは、認定第1号令和6年度網走市各会計歳入歳出決算について採決を行います。この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号令和6年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和6年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和6年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算についての合わせて3件を一括して採決を行います。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり、原案可決及び認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり、原案可決及び認定することに決定いたしました。

○松浦敏司議長 次に、日程第2、議案第15号令和7年度網走市一般会計補正予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 一登壇一 ただいま御上程いただきました議案第15号令和7年度網走市一般会計補正予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

追加議案資料1ページ、資料12号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計で924万2,000円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、議案第1表に記載のとおりでございます。

2、地方債の補正でございますが、一般会計で農業債の限度額変更といたしまして、限度額140万円を追加しようとするものでございます。変更の内容は、議案第2表に記載のとおりでございます。

次に補正予算の内容でございますが、別冊の事項別明細書5ページを御覧願います。

農林水産業費の農業農村整備費で農業用送水路の復旧工事費として924万2,000円の追加でございます。

なお、財源内訳は、特定財源では、道補助金404万7,000円の追加、市債140万円の追加で、一般財源では、前年度繰越金379万5,000円を追加しようとするものでございます。

6ページを御覧願います。この表は、地方債の現残高見込額に関する調書でございます。

以上、議案第15号につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○松浦敏司議長 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

それでは、ただいま上程されました議案第15号につきまして、議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事を進めることとして大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました議案第15号につきましては、お手元に配付しております議案付託区分表（3）のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、そのように決定されました。

ここで常任委員会等を開催する必要がありますので休憩します。

再開は追って、予鈴をもってお知らせしますから承知願います。

午前10時25分休憩

午前10時55分再開

○松浦敏司議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既にお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として、委員会審査報告を追加しておりますので、承知願います。

次に、議事日程第6号の追加及び変更についてお諮りします。

既に配付のとおり、委員会審査報告が提出されておりますので、お手元に配付の議事日程第6号の追加及び変更のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第6号の追加及び変更のとおり決定いたしました。

○松浦敏司議長 次に、日程第3、委員会審査報告1件、議案第15号を議題といたします。

本件は、休憩前の本会議において、所管常任委員

会に付託した案件でありますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会、石垣直樹委員長。

○石垣直樹議員 一登壇一 先ほど本会議において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第15号令和7年度網走市一般会計補正予算についての1件であります。

本件につきましては、先ほど本会議におきまして、当委員会に付託され、休憩中に開催されました委員会において、慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果としましては、議案第15号につきましては、委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましても、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○松浦敏司議長 以上で、常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論がありませんので、採決を行います。

お諮りします。

上程中の議案第15号につきましては、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○松浦敏司議長 次に日程第4、議員の派遣について議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際、お諮りいたします。

ただいま議決した議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○松浦敏司議長 次に日程第5、その他会議に付すべき事件1件を議題といたします。

本件は、付託事件の閉会中継続審査についてであります。お手元に配付のとおり、今議会で関係常任委員会に付託された案件1件は、関係常任委員会から閉会中継続審査の申出がありましたので、これを承認することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、そのように決定されました。

○松浦敏司議長 以上で、本定例会の付議事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年網走市議会第3回定期例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 松浦敏司

署名議員 深津晴江

署名議員 古都宣裕

